

法 学 部

学 修 ガ イ ド ブ ッ ク

2025

SCHOOL of LAW

専修大学

専修大学 21 世紀ビジョン 「社会知性（Socio-Intelligence）の開発」

社会知性（Socio-Intelligence）

専門的な知識・技術とそれに基づく思考方法を核としながらも、
深い人間理解と倫理観をもち、地球的視野から独創的な発想により
主体的に社会の諸課題の解決に取り組んでいける能力

専修大学が創り育てる“知”

専修大学は、1880年（明治13年）、米国留学から帰国した4人の若者により創立されました。相馬永胤、田尻稻次郎、目賀田種太郎、駒井重格の創立者たちは、明治維新後、アメリカのコロンビア、エール、ハーバード、ラトガース大学にそれぞれ官費や藩費により留学し、米国の地で「専門教育によって日本の屋台骨を支える人材を育てたい。そのことが海外で長年勉強する機会を与えてもらった恩に報いることだ」と考えました。帰国後、経済学や法律学を教授するため本学の前身である「専修学校」を創立しました。わが国があらゆる分野において新時代を担う人材を求めた時代にあって、留学によって得た最新の知見を社会に還元し、母国日本の発展に寄与しようとしたのです。時は21世紀に至り、この建学の精神「社会に対する報恩奉仕」を、現代的に捉え直し、「社会知性（Socio-Intelligence）の開発」を21世紀ビジョンに据えました。このビジョンは、創立者たちが専門教育によってわが国の人的基盤を築こうとした熱き思いを現代社会において実現することでもあります。

法 学 部

学修ガイドブック

2025

令和7年度

専 修 大 学

この学修ガイドブックには、2025年度に入学した皆さんのカリキュラムに関連する重要事項が記載されています。

卒業まで使用する冊子になりますので、紛失等に注意し、ガイダンス等の際には必ず持参するようにしてください。

学部長からのメッセージ

「学修」と「学習」

法学部長 田 邊 宏 康



この冊子には、「学修ガイドブック」という名がついています。「学修」という言葉は、皆さんにはあまり馴染みがないかもしれませんが。これに対し、「学習」という言葉は、皆さんもよく知っているでしょう。「学修」と「学習」とは、どう違うのでしょうか。

両者とも「がくしゅう」と読み、似ていることは間違いありません。が、微妙に違うようです。ネットのサイトによると、「学習」は学校などで知識や技術を学び習うことを意味するのに対し、「学修」は一定の課程にしたがって知識や技術を学んで修得する（身につける）ことを意味し、その「学習」との違いは学んだ内容を自分のものとして身につけるというニュアンスが含まれているとのことです（Webサイト「日本語早わかり」参照）。要するに、身につけるか否かが両者の違いということのようです。私も、大学でさまざまな科目を「学習」してきましたが、残念ながら、身についたものは法学のほんの一部くらいです（実際は、それも怪しいです）。例えば英語もドイツ語も単位を修得しましたが、どちらもいまだに辞書を片手に訳するのが精一杯で、アメリカ人やドイツ人とまともな会話はできません。私は、それらを「学修」しようとしていなかった気がします。皆さんも、法学部の卒業に必要な124単位分の科目すべてを「学修」することは無理でしょう。しかし、5科目くらいは「学修」しようとしてはいいです。後は、「学習」でも構わないと思います。身につけることができるかどうかは、結果論でもあります。「学修」も「学習」も、身につく程度の差ともいえなくもありません。前述のように私は、英語もドイツ語も訳するのが精一杯ですが、全く「学習」していない中国語やフランス語はそれすらもできません。「学習」自体も、無意味ではないのでしょうか。

皆さんの大部分にとって大学は、——少々陳腐な表現ですが——社会という大空に羽ばたくための最終準備段階です。社会では、アルバイト経験やスポーツ経験もちろん生きてきます。アルバイトやスポーツにも、大いに励んでください。しかし、「学修」経験も、大事です。一つの学問を身につけようとする努力が将来に生きてくることは、間違いありません。大学間競争が激化している今、大学も皆さんに「学修」させようと必死です。法学部法律学科は、(1)法律専門職（①法曹、②行政書士、③租税法務）モデル、(2)公務員（④国家公務員・地方公務員、⑤警察官・消防官、⑥裁判所事務官）モデル、(3)企業法務（⑦一般ビジネス法務、⑧金融ビジネス法務、⑨不動産・建設ビジネス法務）モデル、(4)研究・教育（⑩外国の法と法の歴史、⑪国際関係法、⑫教職）モデルを設定し、目指す将来につなげるという意味で「学修」への動機づけを行っています。政治学科は、半期ごとに完結する学びやすいカリキュラムと徹底した少人数教育により、「学修」を実践させようとしています。アルバイトに明け暮れば、1年間で100万円くらいは貯金できるでしょう。しかし、皆さん（または皆さんの保護者の方）は、学費として1年間に100万円以上支払っているのです。「学修」を完全に諦めてしまえば、お金と4年間という時間が無駄になります。大学に入学した意味がありません。他方、本格的にスポーツをされている皆さんは、練習だけでなくたたくたかもしれないが、「文武両道」のスポーツマン・スポーツウーマンほど格好の良いものではありません。

社会はウィズコロナからアフターコロナに転換し、大学もデータサイエンス教育の充実等さまざまな変革がなされています。このような変化の中で、皆さんが充実した学生生活を送り、学修した知識や技術を社会で生かせるよう、祈念しています。

1. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

法学部	法学部は、学生が本学所定の課程を修め、124単位修得の要件を充たし、広く深い教養と総合的な知識を身につけ、法律学または政治学に関する専門的な学術（科学・技術）を修得し、日常の中で生じる法と政治の諸問題を適時に発見し、真摯に探究し、最適の解決に導くことができる人材になることを、学位授与の方針とします。この方針に基づく各学科において修得すべき知識・能力は、以下のとおりです。
法律学科	（１）法律学に関する専門的知識を身につけ、法律学の体系及び個別の論点を理解し、これらについて説明することができる。（知識・理解） （２）世界、国家・社会、歴史・文化、自然・環境などに関する幅広い知識を身につけ、これらについて説明することができる。（知識・理解） （３）さまざまな情報や対話から自己の主張を形成し、他者に理解されるように表現することができる。（汎用的技能） （４）リーガルマインドに基づいて、社会のあらゆる分野において主体的に問題を発見し、分析し、問題解決へと導くことができる。（知識体系に基づく思考と知の創出） （５）多種・多様な共同体における自己の存在を総合的に理解し、人間の尊厳を大切に豊かな人権感覚をもってさまざまな問題に取り組み、人間社会の持続可能な発展のために貢献することができる。（態度・志向性）
政治学科	（１）政治学全般に関する広い基礎的知識と、専門分野ごとの深い知識を修得して、政治学の体系・論点と多種・多様な共同体の中における自己の存在を理解し、これらについて説明することができる。（知識・理解） （２）世界、国家・社会、歴史・文化、自然・環境などに関する幅広い知識を身につけ、これらについて説明することができる。（知識・理解） （３）さまざまな情報を入手して自己の主張を形成し、これを明確に発信することができる。（汎用的技能） （４）社会のあらゆる分野に内在している問題を発見、多角的に考察し、適切な解決策を考え出すことができる。（知識体系に基づく思考と知の創出） （５）自立した市民として、社会の発展のために主体的に関わることができる。（態度・志向性）

2. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

法学部	法学部では、教育研究上の目的および養成する人材に関する目的を達成するために、「転換・導入科目」、「教養科目」、「外国語科目」および「専門科目」の4つの科目区分で教育課程を構成し、教育課程全体の体系性・順次性を確保し、かつ教養教育と専門教育の有機的連携を図ります。
法律学科	（１）学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針 ①転換・導入科目、教養科目、外国語科目 ・卒業認定・学位授与の方針で掲げる資質・能力の基盤となる授業科目として、科目区分「転換・導入科目」には、「専修大学入門科目」、「データリテラシー」、「キャリア基礎科目」、「情報リテラシー科目」、「基礎自然科学」を配置しています。 ・文化、歴史、社会、自然など幅広い領域の知識を理解し、説明することができる能力を養成するため、科目区分「教養科目」には、「人文科学基礎科目」、「社会科学基礎科目」、「自然科学系科目」、「融合領域科目」、「保健体育系科目」を配置しています。 ・言語運用能力を身につけ、活用することができる能力を養成するため、科目区分「外国語科目」には、「英語」、「英語以外の外国語」、「海外語学研修」を配置しています。 ②専門科目 ・法律学を理解するための基礎的な知識やアカデミックスキル、リーガルマインド、人権感覚を身につけるため、「必履修科目」、「第一選択必修科目」を配置しています。 ・法律学の体系及び個別の論点を理解するための専門的知識と人間の尊厳の尊重と豊かな人権感覚、より高度なリーガルマインドに基づいて、主体的に問題を発見、分析、解決する力、人間社会の持続可能な発展のために貢献する力を身につけるため、「第二選択必修科目」を配置しています。 ・法律学に隣接する専門分野の知識に基づいて、法律学に関する専門的知識を深く理解し、より広い視野から主体的に問題を発見、分析、解決する力を身につけるため、「選択科目」を配置しています。

(2) 学位授与の方針を踏まえた教育課程実施の方針

① 転換・導入科目、教養科目、外国語科目

- ・大学での学修の基盤となる能力を養成する「転換・導入科目」は、多様な入学者が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践する初年次教育として実施します。
- ・言語運用能力のうち、自分自身の思考や判断を明晰かつ適切に伝達するための基礎力養成は、「転換・導入科目」の「専修大学入門科目」において実施し、必履修科目として、1年次に全員が学びます。
- ・情報・データリテラシーの基礎力養成は、「転換・導入科目」の「情報リテラシー科目」および「データリテラシー」において実施します。
- ・幅広い領域の知識・理解の修得は、「教養科目」において実施し、10単位以上修得することを卒業要件としています。
- ・言語運用能力のうち、母語以外の言語運用能力の養成は、「外国語科目」において実施し、英語から4または8単位以上（外国人留学生は日本語8単位以上）、英語以外の外国語から4または8単位以上修得することを卒業要件としています。

② 専門科目

- ・法律学の学問体系と方法論を学修するための「専門科目」は、基礎から応用・発展的内容への段階的な学びを導く履修モデル制を用いて実施します。
- ・専門分野の基礎的な知識・理解の修得は、「必履修科目」、「第一選択必修科目」において、言語運用能力、多様な価値観を受け入れる力、倫理観と社会的責任の養成の基礎の修得は、「第一選択必修科目」の「基礎文献講読」において実施し、12単位以上修得することを卒業要件としています。
- ・知識を統合して活用する力、論理的思考力、問題解決力の養成は、「第二選択必修科目」において、多様な価値観を受け入れる力、倫理観と社会的責任の養成は、「第二選択必修科目」の演習系科目において実施し、38単位以上修得することを卒業要件としています。
- ・法律学に隣接する専門分野の基礎的な知識・理解の修得と、これをふまえた知識を統合して活用する力、論理的思考力、問題解決力の養成は、「選択科目」において実施し、24単位以上修得することを卒業要件としています。

(3) 教育内容・方法

1. 転換・導入科目

高等学校段階の教育と大学での教育とを接続するために、社会知性の開発を目指す専修大学の学生としての自覚と心構えを持ち、大学での学修に求められる最低限の読解力・思考力・プレゼンテーション力・文章力などの技能や能力を身につける内容の「専修大学入門ゼミナール」は、初年次教育の少人数演習形式とします。

「データ分析入門」、「キャリア入門」、「情報入門1・2」、「あなたと自然科学」は、専門的な知識・技能とそれに基づく思考方法や地球的視野からの視点を持つため、その基礎となる内容と、大学で学ぶときだけではなく、生涯学ぶうえで社会においても必要とされる基礎的な力を身につける内容とします。

2. 教養科目

各学部・学科の専門教育を相対化し、専門教育の範囲を超えた幅広い領域の知識・技能を学び、異なる視点から問題にアプローチすることを目的とする「教養科目」は、各授業科目の内容に応じた授業形態（講義、演習、実験・実習）とします。

「教養科目」を構成する「人文科学基礎科目」、「社会科学基礎科目」、「自然科学系科目」は、特に、文化、歴史、社会、自然など幅広い教養を身につける内容とします。また、「融合領域科目」は、基礎的な知識や技能を背景として、専門教育以外の異なる視点からの総合的な学習経験と創造的思考力を養成する内容とします。「保健体育系科目」は、自身の健康やスポーツへの理解を深める目的にとどまらず、自己管理能力やチームワークなどを身につける内容とします。

3. 外国語科目

英語をはじめとする外国語の運用能力を獲得し、適切なコミュニケーションを行うことで、世界の文化や社会について理解を深め、幅広い視野からさまざまな問題に取り組む力を身につけることを目的とする「外国語科目」は、一部の授業科目を除き、演習形式とします。

1年次および2年次に履修する英語は、入学時に行うブレイスメントテストに基づいて習熟度別の少人数クラスを編成し、外国語の基礎的な運用能力の獲得と適切なコミュニケーション能力を身につける内容とします。

英語以外の外国語は、多くの学生が初めて学ぶものであることを踏まえ、初級・中級・上級とそれぞれの学習段階における到達目標を明確にした内容とします。

また、異文化・多文化への理解を深め、世界の諸地域の言語とその背景となる文化を身につける内容の「世界の言語と文化」、「言語文化研究」は、講義形式とします。

	4. 専門科目 法律学科の中心的な学問分野である法律学の基本的な知識・理解の修得を目的とする「必修修科目」は、講義形式とします。法律学に共通した基礎的な知識と、法律学の根幹をなす学問領域である憲法、民法、刑法に関する基礎的な知識・理解を修得する内容とします。 専門分野に対する複合的な視点を確立すること及び法律学という学問分野への関心を高めることを目的とする「第一選択必修科目」は、「基礎文献講読」を除き、講義形式とし、法学、行政法、租税法、国際法、商法、手続法、労働法に関する基礎的事項を修得する内容とします。「基礎文献講読」は演習形式とし、各分野の基礎的知識の理解や法学への関心を高めるとともに、発言力、文章力、読解力、創造力など、法学教育において主体的な学修を行うための基礎的な知的技法を修得する内容とします。 法律学を体系的に理解し、個別の専門的な知識を修得することを目的とする「第二選択必修科目」は、「法学入門ゼミナール」と「専門ゼミナール」を除き、講義形式とします。この講義形式の科目では、個別の科目に応じて、グローバル化する社会における法的紛争を調整する能力、法律の理論と裁判例に関する専門的な知識を用いて社会の諸問題を解決する能力、市民社会の中で社会生活を送るときに適切な行動を選択できる能力などを養成する内容とします。「法学入門ゼミナール」と「専門ゼミナール」は、法律学に関する深い専門的知識と豊かな人権感覚を養い、社会の要請に応えうる高い問題解決能力を修得する内容とします。 法律学に隣接する専門分野の基礎的な知識・理解の修得と、これをふまえた知識を統合して活用する力、論理的思考力、問題解決力を修得することを目的とする「選択科目」は、講義形式とします。隣接する専門分野としての政治学などの知見を修得し、現実社会の制度や実態を分析することができる力を養成する内容とします。
政治学科	(1) 学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針 ①転換・導入科目、教養科目、外国語科目 - 卒業認定・学位授与の方針で掲げる資質・能力の基盤となる授業科目として、科目区分「転換・導入科目」には、「専修大学入門科目」、「データリテラシー」、「キャリア基礎科目」、「情報リテラシー科目」、「基礎自然科学」を配置しています。 - 文化、歴史、社会、自然など幅広い領域の知識を理解し、説明することができる能力を養成するため、科目区分「教養科目」には、「人文科学基礎科目」、「社会科学基礎科目」、「自然科学系科目」、「融合領域科目」、「保健体育系科目」を配置しています。 - 言語運用能力を身につけ、活用することができる能力を養成するため、科目区分「外国語科目」には、「英語」、「英語以外の外国語」、「海外語学研修」を配置しています。 ②専門科目 - 政治学全般に関する広い基礎的知識と情報処理能力、発信力を身につけるため、「必修修科目」を配置しています。 - すべてのコースに共通する政治学に関する知識を修得し、政治学を体系的に理解した上で、社会の発展への主体的関与、問題の発見と解決をすることができる能力を身につけるため、「コース共通科目」を配置しています。 - 所属するコースごとの政治学に関する知識を修得し、政治学を体系的に理解した上で、問題の発見と解決をすることができる能力を身につけるため、「所属コース科目」を配置しています。 - 政治学全般に関する知識を修得し、政治学を体系的に理解した上で、問題の発見と解決をすることができる能力を身につけるため、「所属コース外科目」を配置しています。 - 政治学の隣接領域に関する知識を修得し、問題の発見と解決をすることができる能力を身につけるため、「選択科目」を配置しています。 (2) 学位授与の方針を踏まえた教育課程実施の方針 ①転換・導入科目、教養科目、外国語科目 - 大学での学修の基盤となる能力を養成する「転換・導入科目」は、多様な入学者が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践する初年次教育として実施します。 - 言語運用能力のうち、自分自身の思考や判断を明晰かつ適切に伝達するための基礎力養成は、「転換・導入科目」の「専修大学入門科目」において実施し、必修修科目として、1年次に全員が学びます。 - 情報・データリテラシーの基礎力養成は、「転換・導入科目」の「情報リテラシー科目」および「データリテラシー」において実施します。 - 幅広い領域の知識・理解の修得は、「教養科目」において実施し、10単位以上修得することを卒業要件としています。 - 言語運用能力のうち、母語以外の言語運用能力の養成は、「外国語科目」において実施し、英語から4または8単位以上（外国人留学生は日本語8単位以上）、英語以外の外国語から4または8単位以上修得することを卒業要件としています。

②専門科目

- ・法律学の学問体系と方法論を学修するための「専門科目」は、それぞれの専門分野を体系的に学べるよう構成されたコース制を用いて実施します。
- ・専門分野の基礎的な知識・理解の修得は「必修修科目」において、言語運用能力の修得は「必修修科目」の「基礎文献講読」において、コース共通の専門分野の知識の修得と、これらを統合して活用する力、論理的思考力は「コース共通科目」において、問題解決力の修得と、多様な価値観を受け入れる力、倫理観と社会的責任の養成は「コース共通科目」の主に演習系科目において実施し、あわせて20単位以上修得することを卒業要件としています。
- ・所属コースごとの専門分野の知識・理解の修得と、これらを統合して活用する力、論理的思考力、問題解決力の修得は「所属コース科目」において実施し、20単位修得することを卒業要件としています。
- ・政治学全般に関する専門分野の知識・理解の修得と、これらを統合して活用する力、論理的思考力、問題解決力の修得は「所属コース外科目」において実施し、16単位修得することを卒業要件としています。
- ・政治学に隣接する専門分野の知識・理解の修得と、これらを統合して活用する力、論理的思考力、問題解決力の修得は「選択科目」において実施し、18単位修得することを卒業要件としています。

(3) 教育内容・方法

1. 転換・導入科目

高等学校段階の教育と大学での教育とを接続するために、社会知性の開発を目指す専修大学の学生としての自覚と心構えを持ち、大学での学修に求められる最低限の読解力・思考力・プレゼンテーション力・文章力などの技能や能力を身につける内容の「専修大学入門ゼミナール」は、初年次教育の少人数演習形式とします。

「データ分析入門」、「キャリア入門」、「情報入門1・2」、「あなたと自然科学」は、専門的な知識・技能とそれに基づく思考方法や地球的視野からの視点を持つため、その基礎となる内容と、大学で学ぶときだけではなく、生涯学ぶうえで社会においても必要とされる基礎的な力を身につける内容とします。

2. 教養科目

各学部・学科の専門教育を相対化し、専門教育の範囲を超えた幅広い領域の知識・技能を学び、異なる視点から問題にアプローチすることを目的とする「教養科目」は、各授業科目の内容に応じた授業形態（講義、演習、実験・実習）とします。

「教養科目」を構成する「人文科学基礎科目」、「社会科学基礎科目」、「自然科学系科目」は、特に、文化、歴史、社会、自然など幅広い教養を身につける内容とします。また、「融合領域科目」は、基礎的な知識や技能を背景として、専門教育以外の異なる視点からの総合的な学習経験と創造的思考力を養成する内容とします。「保健体育系科目」は、自身の健康やスポーツへの理解を深める目的にとどまらず、自己管理能力やチームワークなどを身につける内容とします。

3. 外国語科目

英語をはじめとする外国語の運用能力を獲得し、適切なコミュニケーションを行うことで、世界の文化や社会について理解を深め、幅広い視野からさまざまな問題に取り組む力を身につけることを目的とする「外国語科目」は、一部の授業科目を除き、演習形式とします。

1年次および2年次に履修する英語は、入学時に行うプレイスメントテストに基づいて習熟度別の少人数クラスを編成し、外国語の基礎的な運用能力の獲得と適切なコミュニケーション能力を身につける内容とします。

英語以外の外国語は、多くの学生が初めて学ぶものであることを踏まえ、初級・中級・上級とそれぞれの学習段階における到達目標を明確にした内容とします。

また、異文化・多文化への理解を深め、世界の諸地域の言語とその背景となる文化を身につける内容の「世界の言語と文化」、「言語文化研究」は、講義形式とします。

4. 専門科目

政治学の基礎的な知識ならびに政治学の基本的な考え方を身につけることを目的とする「必修修科目」は、「基礎文献講読」を除いて講義形式とし、政治学の全領域の基礎的な知識、政治理論や日本政治、国際政治の基礎を修得する内容とします。「基礎文献講読」は演習形式とし、各分野の基礎的な知識の理解や法学への関心を高めるとともに、発言力、文章力、読解力、創造力など、政治学教育において主体的な学修を行うための基礎的な知的技法を修得する内容とします。

コース共通の専門分野の知識を修得し、これに基づいて社会で発生する諸問題に主体的に関わる態度や問題解決力を身につけることを目的とする「コース共通科目」は、「基礎演習」、「専門ゼミナール」を除いて講義形式とし、法学や経済学の基礎を修得する内容とします。「基礎演習」及び「専門ゼミナール」は演習形式と

し、政治学に関連するさまざまな情報を入手して多角的に分析する技能、問題を論理的に考察して解決策を見出し、自立した市民として、社会の発展のために主体的に関わる力を修得する内容とします。

所属コース科目に関する深い専門的知識を体系的に修得し、これに基づいて社会で発生する諸問題に主体的に関わる態度や問題解決力を身につけることを目的とする「所属コース科目」は、講義形式とします。その内容は、コースの特徴に対応した専門科目を深く学ぶことによって、政治の理念や規範から将来の国家・社会像を考察する思考力や、一つの国際社会としての世界のメカニズムを理解し、世界大の問題に対処する能力、今後の日本に必要な総合的政策能力を修得するものとします。

政治学全般に関する広い知識と発想を修得し、これに基づいて社会で発生する諸問題に主体的に関わる態度や問題解決力を身につけることを目的とする「所属コース外科目」は、講義形式とします。これらの科目は、政治学の領域の中で所属コース科目を相対化して学ぶことを可能にする内容とします。

政治学に隣接する専門分野の知識と発想を修得し、これに基づいて社会で発生する諸問題に主体的に関わる態度や問題解決力を身につけることを目的とする「選択科目」は、講義形式とします。隣接する専門分野としての法学などの知見を修得し、政治学を相対的に理解することなどを通じて、現実社会の制度や実態を分析することができる力を身につける内容とします。

目 次

学部長からのメッセージ	3
1. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	4
2. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）	4
I 大学における学修	
1. 大学における学修	13
2. 単位制と授業科目	14
3. 卒業要件	16
4. 卒業見込証明書発行条件	18
5. 授業科目の履修について	18
* 法学部 転換・導入科目，教養科目，外国語科目一覧	21
* 法律学科 専門科目一覧	23
* 政治学科 専門科目一覧	25
6. 全学公開科目	27
7. SWP 科目の履修の取扱い	27
8. 試験について	28
9. 成績評価と通知	30
10. オフィス・アワー制度	31
11. 学期末卒業制度	32
12. 卒業延期制度	32
13. 授業に関する学生アンケート	32
14. 早期卒業制度	33
II 専修大学の学士課程教育	
1. 専修大学の学士課程教育	37
2. 専修大学の科目ナンバリング	38
3. 専修大学の数理・データサイエンス・A I 教育	40
III 転換・導入科目	
1. 転換・導入科目	45
IV 教養科目，外国語科目	
1. 教養科目の位置づけと目的	51
2. 教養科目を学ぶ意義	51
3. 教養科目の学び方	51
4. 教養科目	51
5. 外国語科目	58
V 専門科目	
1. 専門科目	71

2. 法律学科での学び方	71
3. 政治学科での学び方	80
4. シナジー科目	85
5. 専門科目の年次配当表	86
VI 外国人留学生の履修について	
1. 大学卒業の要件	93
2. 外国人留学生の特例履修科目	95
* 法学部 転換・導入科目, 教養科目, 外国語科目一覧 (外国人留学生)	97
VII 教職, 司書, 司書教諭, 学校司書, 学芸員課程	
1. 教職課程	101
2. 司書・司書教諭・学校司書課程	101
3. 学芸員課程	102
4. 大学院教職課程	102
5. 科目等履修生	102
VIII 海外留学プログラム	
1. 長期交換留学プログラム	105
2. セメスター交換留学プログラム	105
3. 中期留学プログラム	105
4. 春期留学プログラム	106
5. 夏期留学プログラム	106
6. 寮内留学プログラム (日本国内)	106
IX 情報科学センター	
1. 情報科学センターについて	109
2. 情報科学センター窓口について	109
3. 各システムの利用について	109
4. V D I (仮想デスクトップ) 環境について	109
5. 講座	110
X 卒業後の進路	
1. キャリア形成・就職について	113
2. 大学院進学	114
3. 法科大学院進学	115
XI 各種規程・規則	
1. 専修大学履修規程	119
2. 専修大学定期試験規程	122
3. 定期試験における不正行為者処分規程	126
4. 専修大学法学部学期末卒業に関する取扱内規	128
5. 専修大学卒業延期の取扱いに関する内規	129
6. 専修大学法学部早期卒業の取扱いに関する内規	131

I 大学における学修

1. 大学における学修

(1) 大学における学修

学校教育法第83条第1項に、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と記されているように、大学教育は、学部・学科ごとの専門の学術を教授するだけでなく、豊かな人間性を育むことも目的としています。

大学は、高度の専門的知識・技能を磨いて職業人を養成すると同時に、広い視野から人間教育を行い、文化水準の維持・発展に貢献する教養ある市民をつくり出すという任務を負っています。

こうした大学の役割を果たすために、本学では、みなさんが専門的知識・技能を身につけた教養ある市民となるために必要な授業科目を数多く設置しています。また授業以外でも、講演会、課外講座等を開催し、サークル活動を援助するなど、課外活動・自治活動の場を設け、それに必要な組織や施設を用意しています。

(2) 大学の授業

大学の授業には、講義形式のものと演習（ゼミナール）形式のものがあります。

講義形式の授業は、基本的に、教員が教壇に立ち、学生に対して学問上の知見や研究成果などを教授する形をとります。学生のみなさんは、教員の話聞いて理解したりノートをとったりすることが中心となりますが、講義は、学生が予習をして、その日の授業で取り上げる内容について、ある程度の知識を有していることを前提として行われます。全く予習をせずに授業に臨むと、教員の話す内容をよく理解できない可能性がありますので、予習をして授業に臨むことが強く望まれます。

演習（ゼミナール）形式の授業は、教員と少人数の学生によって構成され、学生が教員や他の学生と対話や議論を重ねることにより、知識を深め識見を高めようとするものです。学修の方法には、専門書などの書物を輪読する、判決文を読んで議論する、論文を読んで議論をする、特定の問題について調査して報告するなど様々なものがあり、個々の演習（ゼミナール）において、適切な方法が選択されます。演習（ゼミナール）では、自分の意見を述べたり、よく理解できない部分について質問したりするなど、積極的に発言することが求められます。

(3) 学期（セメスター）制

本学の授業は、1年を2学期に分けて行う、いわゆるセメスター制に基づいて行われています。前半の学期を前期、後半の学期を後期と呼んでいます。

2. 単位制と授業科目

(1) 単位制とは何か

大学での学修の成果を計る基準として、単位制がとられています。すべての授業科目には一定の単位が定められています。みなさんは、その科目を履修登録し、授業に出席し、そして試験を受けるなどして合格点に達した場合に当該科目の単位が与えられます。

(2) 単位の考え方と算定基準

大学の授業は、講義、演習、実験、実習、実技などによって行われます。そして、単位とは、授業の受講に加え、事前の準備や事後の展開という学修の過程に要する時間を加味したもので、学修の量を数字で表した学修成果の指標といえます。単位数は、それぞれの科目により異なります。

大学設置基準は、「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成すること」と定めています。そのため、大学での2単位の講義科目であれば、授業を含めて90時間の学修が必要とされていることになります。毎週1時限の教室での授業が1学期行われた場合、30時間分の学修をしたものとみなしています。したがって、2単位科目の場合、残りの60時間分を教室外で学修しなければなりません。漫然と授業を受けるだけでなく、事前の準備や事後の展開にも力を入れるように心がけてください。

みなさんは、まずこの単位制度を充分理解して、学期や学年ごとに配当されている授業科目を計画的に、かつコンスタントに修得していく努力が求められます。

(3) 授業科目の類別

本学の授業科目は、「**転換・導入科目**」「**教養科目**」「**外国語科目**」「**単位互換科目**」「**専門科目**」の5つの区分から成り立っています。

転換・導入科目は、高校の学びや生活から大学の学びや生活にスムーズに転換できるようにし、大学や社会で求められる知識や技能、能力を伸ばしていこうとするものです。転換・導入科目には、「専修大学入門科目」「データリテラシー」「キャリア基礎科目」「情報リテラシー科目」「基礎自然科学」があります。

教養科目は、転換・導入科目の内容をさらに充実させたもので、興味と関心に応じて履修できるものです。自分の学部分野とは違う分野から物事を見ることで、自分の専門分野を違う角度から捉えることができます。教養科目には、「人文科学基礎科目」「社会科学基礎科目」「自然科学系科目」「融合領域科目」「保健体育系科目」があります。

外国語科目は、英語をはじめとする外国語の運用能力を獲得し、適切なコミュニケーションを行うことで、世界の文化や社会についての理解を深め、幅広い視野からさまざまな問題に取り組む力を身につけることを目的としています。外国語科目には、「英語」「英語以外の外国語」「海外語学研修」があります。

単位互換科目は、本学に在学する正規の学部学生が他大学等の授業科目を履修・受講し、単位を修得する科目のことです。

本学は、千代田区内近接大学の高等教育連携強化コンソーシアム（以下、「千代田区キャンパスコンソ」という。）に加盟しており、法学部に所属する学生は、千代田区キャンパスコンソを構成する大学等が開講する授業科目を受講し、修得した単位が、本学の卒業要件単位として認定されます。

出願方法・単位認定等の詳細は、別途履修ガイダンスやin Campusでお知らせします。

専門科目は、学部・学科・コースの専攻に深く関わる科目であり、あるひとつの個別科学の立場を中心

にして、ものの見方や考え方を訓練し、それぞれの学問分野に固有な考え方や方法論を学修することを目的としています。職業的な専門知識は専門科目のなかで得られますが、専門科目の授業科目すべてが実用性と直接結びついたものというわけではありません。たとえば法学部の場合、「法学」というひとつの専門的学問の体系的な理論学修も重視されています。大学では、みなさんが実社会に出たときに必要な法律上の実際知識を学ぶことができると同時に、法というものの考え方、法学の立場からの社会生活の見方を体得することができます。

また、このほかに、教育職員免許状、司書・司書教諭・学校司書および学芸員資格の取得を希望する学生のために、「資格課程科目」として、教職課程科目、司書・司書教諭・学校司書課程科目、学芸員課程科目が置かれ、転換・導入、教養、外国語、専門科目と並行して履修することができます。

＜転換・導入科目＞

専修大学入門科目、データリテラシー、キャリア基礎科目、情報リテラシー科目、基礎自然科学

＜教養科目＞

人文科学基礎科目、社会科学基礎科目、自然科学系科目、融合領域科目、保健体育系科目

＜外国語科目＞

英語、英語以外の外国語、海外語学研修

＜単位互換科目＞

単位互換科目

＜専門科目＞

専門科目

＜資格課程科目＞

教職課程科目、司書・司書教諭・学校司書課程科目、学芸員課程科目

（４）必修科目と選択科目

大学で履修する授業科目には、必ず履修・修得しなければならない**必修科目**、必ず履修しなければならない**必修履修科目**、複数の科目の中からいくつかの科目を必ず履修するように決められている**選択必修科目**、多くの科目の中から自分の学びたいものを自由に選択して履修できる**選択科目**があり、学部・学科・コースによって、修得すべき科目や単位数が違ってきます。詳細は、「３．卒業要件」(P.16～18) および「科目一覧」(P.21～26)を参照してください。

（５）自由選択修得要件単位への算入要件

自由選択修得要件単位は、学生の多様な学修目的の達成を可能にするために、卒業要件単位の一区分として設けられたものです。この単位は、特に必修科目として指定された科目を除き、科目区分にとらわれずに学生が自由に授業科目を選択し、修得することができるものです。なお、科目区分によっては、算入される単位数が異なりますので留意してください。

具体的には、以下のとおりです。

- (1) 転換・導入科目で修得した単位。
- (2) 教養科目のうち、所定の卒業要件単位数を超えた単位。
- (3) 外国語科目のうち、所定の卒業要件単位数を超えた単位。

- (4) 専門科目のうち、選択必修科目・選択科目の修得単位数が所定の卒業要件単位数を超えた単位。
- (5) 教職、司書・司書教諭・学校司書課程科目の修得単位（対象となる科目は、『教職・司書・司書教諭・学校司書・学芸員課程学修ガイドブック』参照）。
- (6) 学部間相互履修制度によって修得できる全学公開科目の単位。
- (7) 単位互換科目の単位。

3. 卒業要件

(1) 卒業要件

大学を卒業するためには、(1)4年以上在学すること、(2)所定の授業科目の単位を修得することが必要です。

早期卒業の場合は要件が変わります。詳細は「14. 早期卒業制度」(P.33)、「6. 専修大学法学部早期卒業の取扱いに関する内規」(P.131)のほかガイダンスにて確認してください。

卒業までに最低限修得しなければならない単位を**卒業要件単位**といいます。大学設置基準にその最低基準が示されており、大学が定める卒業要件単位を修得しなければその大学を卒業することはできません。

本学における、**法学部の令和7年度入学者の卒業要件単位は124単位**で、詳細は次のとおりです。

《法学部 法律学科》

区 分		卒業要件単位		備 考
転換・導入科目	専修大学入門科目【必修修】		10	①4年次では、4年次に配当されている専門科目を、8単位以上必ず修得しなければなりません。これは、3年次終了時までには124単位を修得している場合も同様です。 ②専門科目において、卒業要件単位を超えて修得した必修修および第一選択必修科目の単位は、第二選択必修科目の単位として算入されます。 ③専門科目において、卒業要件単位を超えて修得した第二選択必修科目の単位は、選択科目の単位として算入されます。 ④転換・導入科目において、修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。 ⑤自由選択修得要件単位に含まれる単位については、p.15～16を参照してください。
	データリテラシー【必修修】			
	キャリア基礎科目【必修修】			
	情報リテラシー科目			
	基礎自然科学【必修修】			
教養科目	人文科学基礎科目		10	
	社会科学基礎科目			
	自然科学系科目	2		
	融合領域科目			
	保健体育系科目	2		
外国語科目	英語	4または8	12	
	英語以外の外国語	4または8		
	海外語学研修			
単位互換科目				
専門科目	必修修科目	12	74	
	第一選択必修科目			
	第二選択必修科目	38		
	選択科目	24		
自由選択修得要件単位		28		
卒業要件単位		124		

《法学部 政治学科》

区 分		卒業要件単位		備 考
転換・導入科目	専修大学入門科目【必履修】			①4年次では、4年次に配当されている専門科目を、8単位以上必ず修得しなければなりません。これは、3年次終了時まで124単位を修得している場合も同様です。 ②専門科目の選択必修科目は、コースによって対象科目が異なります。詳細は、各コースのコース別年次配当表を参照してください。 ③専門科目において、卒業要件単位を超えて修得した選択必修科目（選択必修科目【必履修】、コース共通科目、所属コース科目、所属コース外科目）の単位は、選択科目の単位として算入されます。 ④転換・導入科目において、修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。 ⑤自由選択修得要件単位に含まれる単位については、p.15～16を参照してください。
	データリテラシー【必履修】			
	キャリア基礎科目【必履修】			
	情報リテラシー科目			
	基礎自然科学【必履修】			
教養科目	人文科学基礎科目			
	社会科学基礎科目			
	自然科学系科目	2	10	
	融合領域科目			
	保健体育系科目	2		
外国語科目	英語	4または8		
	英語以外の外国語	4または8	12	
	海外語学研修			
単位互換科目				
専門科目	選択必修科目【必履修】			
	コース共通選択必修科目	20		
	所属コース選択必修科目	20	74	
	所属コース外選択必修科目	各8計16		
	選択科目	18		
自由選択修得要件単位		28		
卒業要件単位		124		

(2) 卒業要件単位の区分

卒業要件単位は、転換・導入科目の学修によって修得すべき「**転換・導入科目修得要件単位**」、教養科目の学修によって修得すべき「**教養科目修得要件単位**」、専門科目の学修によって修得すべき「**専門科目修得要件単位**」、また科目の区分を特定せず、学生自らの学修の目的にしたがって自由に選択し、修得することができる「**自由選択修得要件単位**」に区分されます。

(3) 各年次における履修上限単位数

各年次における履修上限単位数は1～3年次は**44単位**、4年次は**48単位**です（資格課程科目、海外語学短期研修1・2の単位は除く）。前年度の履修上限単位の中で修得できなかった単位を、翌年度に持ち越して履修することはできません。

そのため、**2年次終了時に32単位未満**、**3年次終了時に76単位未満**しか単位を修得していない場合は、4年次に履修上限の48単位を修得しても卒業要件単位（124単位）に到達しないため、必然的に**4年間で卒業することができません**。**3年次以降**は、授業内容の専門性がより高まり、学修に必要となる時間が増加したり、就職活動等に費やす時間も必要になったりするため、**上限単位まで履修しても全ての単位を修得することが難しい場合もあります**。このため、**1・2年次の時から、計画的に単位を修得していくことが必要となります**。

(4) オンライン授業による修得単位の上限について

本学では、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、オンライン授業とする授業科目（総授業回数の半数以上をオンラインで行う授業科目）から修得することができる単位数の上限を、専修大学学則（第5

条の4第2項)において**60単位**と定めています。

各授業科目の授業運営方法(対面・オンライン)は、講義要項(シラバス)などに掲載しますが、ガイダンスでのお知らせや、年度ごとに配布する時間割などの資料を確認のうえ、各自でこの上限単位数を踏まえた学修計画を立ててください。

4. 卒業見込証明書発行条件

就職活動などで必要となる卒業見込証明書を発行するためには、**3年次までの修得単位が88単位以上であり、なおかつ卒業に必要な科目の単位を修得可能な状況であることが必要です**。卒業見込証明書が発行されないことで、就職活動に支障が生じる場合もありますので、履修計画を立てる際には、十分留意してください。

5. 授業科目の履修について

(1) 履修計画の立て方

みなさんは、「転換・導入科目、教養科目、外国語科目、単位互換科目一覧」(P.21～22)および「専門科目一覧」(P.23～26)をよく見て、必修科目・必修履修科目・選択必修科目および選択科目を組み合わせ、卒業要件単位の124単位を卒業までに完全に充足する必要があります。以下の点に留意して4年間の履修計画を立ててください。

- (1) 各卒業要件単位の区分で最低限修得することが必要な単位を修得することができるように履修すること。
- (2) 科目の年次配当を充分考慮し、後に悔いを残さない履修をすること。
- (3) 各年次毎に相応の単位を修得すること。
- (4) 講義要項(シラバス)を熟読すること。

4年間の履修計画とはいっても、入学当初から、上級年次にどの科目を履修するかを全て決めておくことは難しいかもしれません。学修の段階が進むにしたがって、何を選択すればよいかという判断もできるようになるからです。しかし、各年次でどのくらいずつ単位を修得していったらよいかはあらかじめ考えておく必要があります。この際、下級年次で比較的多く単位を履修し、上級年次で履修科目がなるべく少なくなるよう計画するのが賢明です。そうすることで、上級年次になってから余裕を持って広い範囲から科目を選ぶことができ、また自主的な学修を深く進めることができます。

4年間の全体の大枠を考えただけで、各年度の具体的な履修計画を立て、これに基づいてそれぞれの履修時間割を作り、履修手续をすることになります。手続きを怠ると授業に出席することも、試験を受けることもできず、当然のことながら単位を修得することもできません。

科目の選択に際しては、「Ⅲ 転換・導入科目」、「Ⅳ 教養科目、外国語科目」、「Ⅴ 専門科目」を参考にしてください。

各科目の講義内容は、講義要項(シラバス)に示されています。講義要項(シラバス)には、講義の概要、講義計画、予習・復習について、使用される教科書、成績評価の方法・基準などが書かれています。履修する科目については、必ず講義要項(シラバス)を読んで内容を確認しておいてください。履修科目

を選ぶ際には、講義要項（シラバス）が重要な情報源となります。講義要項（シラバス）は、Web上で公開されています。閲覧するには、専修大学ホームページの「学生生活」から「授業・履修情報」内の「講義要項（シラバス）」を選択して検索してください。

（２）専門科目履修上の注意

（１）法律学科・政治学科共通事項

４年次では、４年次に配当されている専門科目を、８単位以上必ず修得しなければなりません。これは、３年次終了までに124単位を修得している場合も同様です。

（２）法律学科

- ① 卒業要件単位を超えて修得した必修および第一選択必修科目の単位は、第二選択科目の単位として算入されます。
- ② 卒業要件単位を超えて修得した第二選択必修科目の単位は、選択科目の単位として算入されます。
- ③ 「外国書講読Ⅰ」「外国書講読Ⅱ」は、卒業までにそれぞれ２科目４単位、計４科目８単位まで修得することができます。
- ④ 「特殊講義」は、科目名の後ろに続く名称が異なれば、それぞれ履修することができます（同一年度での複数履修も可）。

（３）政治学科

- ① 卒業要件単位を超えて修得した選択必修科目の単位は、選択科目の単位として算入されます。
- ② 「外国書講読Ⅰ」「外国書講読Ⅱ」は、卒業までにそれぞれ２科目４単位、計４科目８単位まで修得することができます。
- ③ 「特殊講義」は、科目名の後ろに続く名称が異なれば、それぞれ履修することができます（同一年度での複数履修も可）。

（３）履修登録について

- （１）履修科目の登録は、みなさんが考えた履修計画に基づいて、その年度の授業科目の単位を修得する意思を表示する手段になります。みなさんは学修ガイドブックおよび年度初めに行われるガイダンスを参考にし、定められた期日までに前期・後期それぞれに履修する科目を登録することが必要になります。これを本学では履修登録といいます。
- （２）所定の期日までに履修科目の登録を行わなかった場合、その年度の履修は認められませんので、単位修得はできないことになります。
- （３）履修登録期間以降の変更は原則として認められませんので、十分に検討して登録してください。
- （４）各年次の授業時間割はガイダンス期間に公開します。ガイダンスでは、重要事項の説明、各種登録、届出等があるので、欠席しないようにしてください。やむを得ず欠席する場合は、教務課窓口に届け出てください。
- （５）科目によっては、履修者数の制限をする場合があります。対象科目、方法等については、ガイダンスや掲示、in Campusでお知らせします。
- （６）ゼミナールは、履修する前の年の10月頃にテーマ、募集人員、選考方法などを公表し、その後担当教員による選考が行われ、履修者が内定します。この時期の掲示やin Campusに注意してください。

法学部 転換・導入科目、教養科目、外国語科目、単位互換科目一覧

※科目名の後ろに記載されている（ ）内の数字は、単位数を示す（記載のない科目は2単位）。

転換・導入科目	区 分		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		卒業要件単位	備 考			
	専修大学入門科目		専修大学入門ゼミナール												
	データリテラシー		データ分析入門												
	キャリア基礎科目		キャリア入門												
	情報リテラシー科目		情報入門1 情報入門2												
教 養 科 目	基礎自然科学		あなたと自然科学								2	10	・卒業要件単位10単位を超えて修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。 ・テーマ科目は、科目名の括弧内に示す表記が異なれば、それぞれ履修することができます（同一年度での複数履修も可能）。 ・教養テーマゼミナール論文は、教養テーマゼミナールの単位を修得し、次年度以降に同一教員の教養テーマゼミナールを履修する場合に作成（履修）することができます。 ・アドバンストスポーツは、スポーツリテラシーとスポーツウェルネスの単位を修得していなければ、履修することができます。 ・アドバンストスポーツは、種目にかかわらず、複数履修することができます。		
	人文科学基礎科目		日本の文化 日本の文学 世界の文学 文学と現代世界 英語圏文学への招待 歴史の視点	歴史と地域・民衆 歴史と社会・文化 基礎心理学入門 応用心理学入門 哲学 倫理学	論理学入門 ことばと論理 芸術学入門 異文化理解の人類学 ジャーナリズムと現代										
	社会科学基礎科目		経済と社会 現代の経済 地理学への招待 社会学入門 現代の社会学	社会科学論 社会思想 教育学入門 子どもと社会の教育学	情報社会 はじめての経営 マーケティングベーシックス 企業と会計										
	自然科学系科目		生物科学1 a 生物科学1 b 生物科学2 a 生物科学2 b 生物科学3 a 生物科学3 b	宇宙地球科学1 a 宇宙地球科学1 b 宇宙地球科学2 a 宇宙地球科学2 b 化学1 a 化学1 b	化学2 a 化学2 b 物理学1 a 物理学1 b 物理学2 a 物理学2 b	数理科学1 a 数理科学1 b 数理科学2 a 数理科学2 b 数理科学3 a 数理科学3 b	科学論1 a 科学論1 b 科学論2 a 科学論2 b								
	融合領域科目				学際科目1 学際科目2 学際科目3 学際科目4 学際科目5 学際科目6 学際科目7 学際科目8	学際科目9 学際科目10 学際科目11 1 (4) 学際科目11 2 (4)									
					テーマ科目										
					新領域科目1 新領域科目2	新領域科目3 新領域科目4	新領域科目5								
					キャリア科目1 キャリア科目2										
					教養テーマゼミナール1 (4)		教養テーマゼミナール2 (4)	教養テーマゼミナール3 (4)							
							教養テーマゼミナール論文								
	保健体育系科目		スポーツリテラシー (1) スポーツウェルネス (1)		アドバンストスポーツ スポーツ論（健康と生涯スポーツ） スポーツ論（オリンピックとスポーツ） スポーツ論（スポーツコーチング）		スポーツ論（スポーツライフデザイン論） スポーツ論（人類とスポーツ） スポーツ論（トレーニング科学）							2	
	外 国 語 科 目	英 語		A 群 Basics of English (RL) 1a (1) Basics of English (RL) 1b (1) または Intermediate English (RL) 1a (1) Intermediate English (RL) 1b (1) B 群 Basics of English (SW) 1a (1) Basics of English (SW) 1b (1) または Intermediate English (SW) 1a (1) Intermediate English (SW) 1b (1)	C 群 Basics of English (RL) 2a (1) Basics of English (RL) 2b (1) または Intermediate English (RL) 2a (1) Intermediate English (RL) 2b (1) D 群 Basics of English (SW) 2a (1) Basics of English (SW) 2b (1) または Intermediate English (SW) 2a (1) Intermediate English (SW) 2b (1) General English (1)									4 または 8	・General Englishは、英語「A・B・C・D群」の単位を修得できなかった場合に履修する科目です。 ・2年次で英語「C・D群」または英語以外の外国語「基礎」から英語以外の外国語「導入」の科目と同一言語の中級1 a・b、中級2 a・bを履修しなければなりません。
				English Speaking a (1) English Speaking b (1)		Computer Aided Instruction a (1) Computer Aided Instruction b (1)	Computer Aided Instruction for TOEIC a (1) Computer Aided Instruction for TOEIC b (1)								
				Advanced English a Advanced English b English Language and Cultures a English Language and Cultures b	English Presentation a English Presentation b English Writing a English Writing b	Screen English a Screen English b									
英語以外の外国語		ドイツ語初級1 a (1) ドイツ語初級1 b (1) ドイツ語初級2 a (1) ドイツ語初級2 b (1) フランス語初級1 a (1) フランス語初級1 b (1) フランス語初級2 a (1) フランス語初級2 b (1) 中国語初級1 a (1) 中国語初級1 b (1) 中国語初級2 a (1) 中国語初級2 b (1) スペイン語初級1 a (1) スペイン語初級1 b (1) スペイン語初級2 a (1) スペイン語初級2 b (1) ロシア語初級1 a (1) ロシア語初級1 b (1) ロシア語初級2 a (1) ロシア語初級2 b (1) インドネシア語初級1 a (1) インドネシア語初級1 b (1) インドネシア語初級2 a (1) インドネシア語初級2 b (1) コリア語初級1 a (1) コリア語初級1 b (1) コリア語初級2 a (1) コリア語初級2 b (1)	基礎 ドイツ語中級1 a (1) ドイツ語中級1 b (1) ドイツ語中級2 a (1) ドイツ語中級2 b (1) フランス語中級1 a (1) フランス語中級1 b (1) フランス語中級2 a (1) フランス語中級2 b (1) 中国語中級1 a (1) 中国語中級1 b (1) 中国語中級2 a (1) 中国語中級2 b (1) スペイン語中級1 a (1) スペイン語中級1 b (1) スペイン語中級2 a (1) スペイン語中級2 b (1) インドネシア語中級1 a (1) インドネシア語中級1 b (1) インドネシア語中級2 a (1) インドネシア語中級2 b (1)		応用 ドイツ語上級1 a (1) ドイツ語上級1 b (1) フランス語上級1 a (1) フランス語上級1 b (1) 中国語上級1 a (1) 中国語上級1 b (1) スペイン語上級1 a (1) スペイン語上級1 b (1)		選択 ドイツ語上級1 a (1) ドイツ語上級1 b (1) フランス語上級1 a (1) フランス語上級1 b (1) 中国語上級1 a (1) 中国語上級1 b (1) スペイン語上級1 a (1) スペイン語上級1 b (1)				0 または 4	・2年次で英語「C・D群」または英語以外の外国語「基礎」から同一言語の中級1 a・b、中級2 a・bを履修しなければなりません。 ・卒業要件単位として履修する場合、英語以外の外国語「導入」の科目と同一言語を履修しなければなりません。 ・各科目2単位まで修得することができます。ただし、同一年度に同一科目を履修することはできません。			
海外語学研修		海外語学短期研修1（外国語）	海外語学短期研修2（外国語）	海外語学中期研修1（外国語） 海外語学中期研修2（外国語） 海外語学中期研修3（外国語）	海外語学中期研修4（外国語） 海外語学中期研修5（外国語） 海外語学中期研修6（外国語）	海外語学中期研修7（外国語） 海外語学中期研修8（外国語）			・修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。 ・海外語学短期研修は、夏期留学プログラムを修了した場合に短期研修1に、春期留学プログラムを修了した場合に短期研修2に認定されます。 ・海外語学中期研修は、中期留学プログラムを修了した場合に認定されます。						
単位互換科目		単位互換1	単位互換2 (4)	単位互換3 (1)						・修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。 ・科目名の括弧内に示す表記が異なれば、それぞれ履修することができます（同一年度での複数履修も可能）。					
										28					

法律学科 専門科目一覧

※科目名の後ろに記載されている（ ）内の数字は、単位数を示す（記載のない科目は2単位）。

区分	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	卒業要件・その他												
専 門 科 目	法学の基礎 民法入門 憲法入門 刑事法入門 労働法入門 商法入門 国際法入門 租税法入門 行政法入門 手続法入門 市民社会と法 憲法統治機構論 民法総則 刑法総論Ⅰ 特殊講義	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ △				1 年次からは、各自が選択した履修モデルに沿って学修を行います。 詳細は p.73を参照してください。 ＜専門科目の卒業要件について＞ ＊卒業要件単位数は p.16を参照 <table><tr><th>区 分</th><th>単位数</th></tr><tr><td>必修（選択必修）◎</td><td rowspan="2">12</td></tr><tr><td>第一選択必修科目 ◎</td></tr><tr><td>第二選択必修科目 ◎</td><td>38</td></tr><tr><td>選択科目 △</td><td>24</td></tr><tr><td>計</td><td>74</td></tr></table> 1. 選択必修科目の卒業要件単位の内訳（※） 4 年次では、4 年次に配当されている専門科目を、8 単位以上必ず修得しなければなりません。これは、3 年次終了時まで に124単位を修得している場合も同様です。 <	区 分	単位数	必修（選択必修）◎	12	第一選択必修科目 ◎	第二選択必修科目 ◎	38	選択科目 △	24	計	74
	区 分	単位数															
	必修（選択必修）◎	12															
	第一選択必修科目 ◎																
	第二選択必修科目 ◎	38															
	選択科目 △	24															
	計	74															

※この科目一覧に掲載されている科目の中には、年度によって開講されない科目もあります。履修登録の際には、Web 講義要項（シラバス）等で開講状況を確認してください。

政治学科 専門科目一覧

※科目名の後ろに記載されている（ ）内の数字は、単位数を示す（記載のない科目は2単位）。

区分	1 年次	2 年次	コース			3 年次	コース			4 年次	コース			卒業要件・その他																																
			政治	国際	日本		政治	国際	日本		政治	国際	日本																																	
専 門 科 目	1・2・3・4 年次													＜コースについて＞ 政治：政治理論・歴史コース 国際：国際政治・地域コース 日本：日本政治・政策コース 2 年次からは、各自が選択したコースに分かれて学修を行います。 詳細は、p.80～84を参照してください。 ＜専門科目の卒業要件について＞ *卒業要件単位数は p.17を参照 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>政治</th><th>国際</th><th>日本</th></tr><tr><td rowspan="5">選択 必修 ◎</td><td>選択必修科目【必履修】</td><td rowspan="2">20</td><td rowspan="2">20</td><td rowspan="2">20</td></tr><tr><td>コース共通科目</td></tr><tr><td>所属コース科目</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td></tr><tr><td rowspan="2">所属コース外科目</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td></tr><tr><td>8</td><td>8</td><td>8</td></tr><tr><td>選択△</td><td>選択科目</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>74</td><td>74</td><td>74</td></tr></table>	区 分		政治	国際	日本	選択 必修 ◎	選択必修科目【必履修】	20	20	20	コース共通科目	所属コース科目	20	20	20	所属コース外科目	8	8	8	8	8	8	選択△	選択科目	18	18	18	計		74	74	74
	区 分		政治	国際	日本																																									
	選択 必修 ◎	選択必修科目【必履修】	20	20	20																																									
		コース共通科目																																												
		所属コース科目	20	20	20																																									
		所属コース外科目	8	8	8																																									
			8	8	8																																									
	選択△	選択科目	18	18	18																																									
	計		74	74	74																																									
	2・3・4 年次																																													
	国家論	◎	◎	◎	国際関係論Ⅱ	◎	◎	◎	憲法人権保障論Ⅱ	◎	◎	◎																																		
	デモクラシー論	◎	◎	◎	国際政治史Ⅰ	◎	◎	◎	民法入門	◎	◎	◎																																		
	政治体制論	◎	◎	◎	国際政治史Ⅱ	◎	◎	◎	民法総則	◎	◎	◎																																		
	ナショナリズム論	◎	◎	◎	現代日本政治論Ⅰ	◎	◎	◎	刑事法入門	△	△	△																																		
	日本政治史Ⅰ	◎	◎	◎	現代日本政治論Ⅱ	◎	◎	◎	憲法統治機構論	◎	◎	◎																																		
	日本政治史Ⅱ	◎	◎	◎	行政学Ⅰ	◎	◎	◎	行政法Ⅰ	◎	◎	◎																																		
	西洋政治史Ⅰ	◎	◎	◎	行政学Ⅱ	◎	◎	◎	行政法Ⅱ	◎	◎	◎																																		
	西洋政治史Ⅱ	◎	◎	◎	商法入門	△	△	△	国際法入門	◎	◎	◎																																		
	国際紛争論	◎	◎	◎	労働法入門	△	△	△	国際法Ⅰ	◎	◎	◎																																		
	国際統合論	◎	◎	◎	租税法入門	△	△	△	経済原論Ⅰ	◎	◎	◎																																		
	日本外交論Ⅰ	◎	◎	◎	市民社会と法	△	△	△	経済原論Ⅱ	◎	◎	◎																																		
	日本外交論Ⅱ	◎	◎	◎	手続法入門	△	△	△	簿記論Ⅰ（4）	△	△	△																																		
	国際関係論Ⅰ	◎	◎	◎	憲法人権保障論Ⅰ	◎	◎	◎																																						
					3・4 年次																																									
					議会政治論	◎	◎	◎	行政救済法Ⅱ	△	△	△																																		
					政治過程論	◎	◎	◎	地方自治法Ⅰ	◎	◎	◎																																		
					政治社会学	◎	◎	◎	地方自治法Ⅱ	◎	◎	◎																																		
					ジャーナリズム論	◎	◎	◎	租税法Ⅰ	△	△	△																																		
					環境政治論	◎	◎	◎	租税法Ⅱ	△	△	△																																		
					ジェンダー政治論	◎	◎	◎	物権法Ⅰ	△	△	△																																		
					日本近代法史Ⅰ	◎	◎	◎	物権法Ⅱ	△	△	△																																		
					日本近代法史Ⅱ	◎	◎	◎	債権総論Ⅰ	△	△	△																																		
					日本政治思想史Ⅰ	◎	◎	◎	債権総論Ⅱ	△	△	△																																		
					日本政治思想史Ⅱ	◎	◎	◎	債権各論Ⅰ	△	△	△																																		
					西洋政治思想史Ⅰ	◎	◎	◎	債権各論Ⅱ	△	△	△																																		
					西洋政治思想史Ⅱ	◎	◎	◎	親族法相続法Ⅰ	△	△	△																																		
					安全保障論	◎	◎	◎	親族法相続法Ⅱ	△	△	△																																		
					グローバルガバナンス論	◎	◎	◎	会社法Ⅰ	△	△	△																																		
					アジア地域研究Ⅰ	◎	◎	◎	会社法Ⅱ	△	△	△																																		
					アジア地域研究Ⅱ	◎	◎	◎	コーポレートガバナンス	△	△	△																																		
					アメリカ地域研究Ⅰ	◎	◎	◎	コーポレートファイナンス	△	△	△																																		
					アメリカ地域研究Ⅱ	◎	◎	◎	民事訴訟法Ⅰ	△	△	△																																		
					ヨーロッパ地域研究Ⅰ	◎	◎	◎	民事訴訟法Ⅱ	△	△	△																																		
					ヨーロッパ地域研究Ⅱ	◎	◎	◎	刑法各論Ⅰ	△	△	△																																		
					公共政策Ⅰ	◎	◎	◎	刑法各論Ⅱ	△	△	△																																		
					公共政策Ⅱ	◎	◎	◎	刑事訴訟法Ⅰ	△	△	△																																		
					社会政策Ⅰ	◎	◎	◎	刑事訴訟法Ⅱ	△	△	△																																		
					社会政策Ⅱ	◎	◎	◎	犯罪学	△	△	△																																		
					経済政策Ⅰ	◎	◎	◎	刑事政策	△	△	△																																		
					経済政策Ⅱ	◎	◎	◎	環境法	△	△	△																																		
				都市政策Ⅰ	◎	◎	◎	労働法Ⅰ	△	△	△																																			
				都市政策Ⅱ	◎	◎	◎	労働法Ⅱ	△	△	△																																			
				地方自治論Ⅰ	◎	◎	◎	労働法展開Ⅰ	△	△	△																																			
				地方自治論Ⅱ	◎	◎	◎	労働法展開Ⅱ	△	△	△																																			
				平和研究Ⅰ	◎	◎	◎	経済法Ⅰ	△	△	△																																			
				平和研究Ⅱ	◎	◎	◎	経済法Ⅱ	△	△	△																																			
				刑法総論Ⅰ	△	△	△	知的財産法Ⅰ	△	△	△																																			
				刑法総論Ⅱ	△	△	△	知的財産法Ⅱ	△	△	△																																			
				法社会学Ⅰ	△	△	△	社会保障法Ⅰ	△	△	△																																			
				法社会学Ⅱ	△	△	△	社会保障法Ⅱ	△	△	△																																			
				法哲学Ⅰ	△	△	△	国際紛争処理法	◎	◎	◎																																			
				法哲学Ⅱ	△	△	△	国際人権法	◎	◎	◎																																			
				日本法制史Ⅰ	△	△	△	国際経済法	△	△	△																																			
				日本法制史Ⅱ	△	△	△	国際取引法Ⅰ	△	△	△																																			
				西洋法制史Ⅰ	△	△	△	国際取引法Ⅱ	△	△	△																																			
				西洋法制史Ⅱ	△	△	△	国際環境法	◎	◎	◎																																			
				東洋法制史Ⅰ	△	△	△	財政学Ⅰ	△	△	△																																			
				東洋法制史Ⅱ	△	△	△	財政学Ⅱ	△	△	△																																			
				ローマ法Ⅰ	△	△	△	外国語講読Ⅰ	◎	◎	◎																																			
				ローマ法Ⅱ	△	△	△	外国語講読Ⅱ	◎	◎	◎																																			
				英米法Ⅰ	△	△	△	ビジネス入門	△	△	△																																			
				英米法Ⅱ	△	△	△	マーケティング（4）	△	△	△																																			
				E U法Ⅰ	△	△	△	ビジネス英語A	△	△	△																																			
				E U法Ⅱ	△	△	△	ビジネス英語B	△	△	△																																			
				ヨーロッパ大陸法Ⅰ	△	△	△	現代経済基礎	△	△	△																																			
				ヨーロッパ大陸法Ⅱ	△	△	△	現代商品論（4）	△	△	△																																			
				アジア法Ⅰ	△	△	△	グローバル企業	△	△	△																																			
				アジア法Ⅱ	△	△	△	地域研究（北米）	△	△	△																																			
				国際法Ⅱ	◎	◎	◎	地域研究（ラテンアメリカ）	△	△	△																																			
				比較憲法Ⅰ	△	△	△	地域研究（ヨーロッパ）	△	△	△																																			
				比較憲法Ⅱ	△	△	△	地域研究（アジア）	△	△	△																																			
				警察行政法	△	△	△	地域研究（中国）	△	△	△																																			
				行政救済法Ⅰ	△	△	△																																							

※この科目一覧に掲載されている科目の中には、年度によって開講されない科目もあります。履修登録の際には、Web 講義要項（シラバス）等で開講状況を確認してください。

6. 全学公開科目

(1) 全学公開科目とは

みなさんの多様な履修要求に応じて、一部（昼間部）の他学部が開講する専門科目の履修を認める「学部間相互履修制度」が設けられています。この制度で履修できる科目が「**全学公開科目**」です。

(2) 公開される科目

各学部で開講されるすべての専門科目が公開されるわけではありません。どの科目を「**全学公開科目**」とするか、何年次に配当するかは科目を開講している各学部で定めます。

卒業するまでにどのような科目が履修できるかは、専修大学ホームページでお知らせします。

ただし、「学部間相互履修制度」は他学部の専門科目を履修する際に適用される制度であり、法学部で開講される専門科目については、公開されている科目であっても「専門科目一覧」（法律学科 P.23～24、政治学科 P.25～26）に記載されていなければ履修できません。

(3) 講義内容

講義の内容は、講義要項（シラバス）に示されています。講義要項（シラバス）には、講義の概要、講義計画、使用される教科書、成績評価の方法・基準などが書かれています。講義要項（シラバス）は、ホームページに公開されています。閲覧する方法は、「(1) 履修計画の立て方」（P.18～19）を参照してください。

(4) 履修手続

「全学公開科目」は、公開している学部での履修に支障をきたさないよう、履修者数の制限を行うことがあります。このため、履修を希望する学生は、その科目担当者の履修許可を得なければならないことになっています。

履修手続・選考等の詳細は、ホームページでお知らせします。

(5) 単位の取扱い

「全学公開科目」を履修して修得した単位は、卒業要件単位のうち自由選択修得要件単位として算入されます。

7. SWP科目の履修の取扱い

法学部生がSWP科目を履修して、単位修得した場合は、自由選択修得要件単位として算入されます。法学部生のSWP科目の履修は、1年次のSWPガイダンスでスポーツ推薦入学者等が選択することで決定します。

8. 試験について

試験は、日常の学修成果を問うものです。したがって試験には厳正な態度で臨まなければなりません。遅刻はもちろんのこと、自己の健康管理を怠り欠席することのないよう注意しなければなりません。定期試験は、「専修大学定期試験規程」(P.122～125)に基づいて実施されますので、規程を熟知し、さらに次の事項についても十分理解しておいてください。

(1) 定期試験の種類

(1) 前期試験

前期のみの半期授業科目について7月から8月の間に実施します。

(2) 後期試験

後期のみの半期授業科目及び通年の授業科目について1月に実施します。

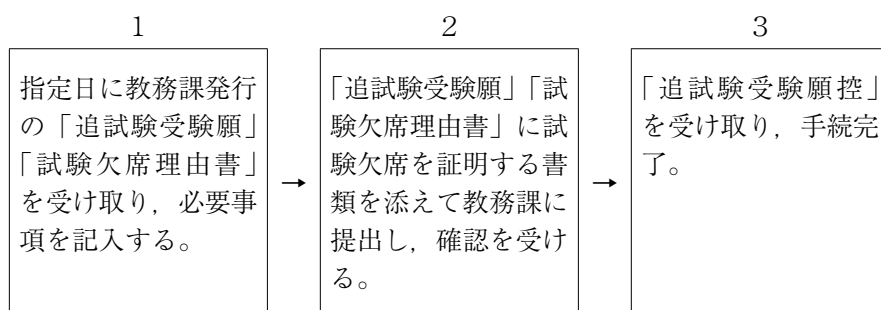
(3) 追試験

前期試験または後期試験をやむを得ない理由で受験できなかった場合、当該授業科目について前期追試験を8月、後期追試験を2月に実施します。なお、本学では、「やむを得ない理由」が拡大解釈されることのないよう、厳しい基準を設けています。医師の診察を要しない程度の病気や寝坊による遅刻等は、「やむを得ない理由」とはみなされませんので注意してください。

① 追試験受験手続

追試験の受験希望者は、指定された期間に追試験受験願と試験欠席理由を証明する書類を教務課に提出し、受験許可を得なければなりません。

＜追試験受験手続の手順＞



② やむを得ないと認める試験欠席理由および提出しなければならない書類は、次のとおりです。

- ・教育実習……………教育実習参加を証明するもの
- ・就職試験……………就職試験受験を証明するもの
- ・公式試合……………公式試合参加を証明するもの
- ・天災その他の災害……………被災を証明するもの
- ・二親等以内の危篤又は死亡……………危篤又は死亡を証明するもの
- ・本人の病気又は怪我……………医師の診断書
- ・交通機関の事故……………遅延又は事故を証明するもの
- ・その他当該学部長が

やむを得ない理由と認めた事項……………学部長の承認を得た本人記載の理由書

(2) 受験上の注意

受験上の注意については、定期試験規程にも定められていますが、さらに次の点にも十分注意を払う必要があります。

- ① 同じ名称の授業科目が複数開講されている場合があるので、自分の履修登録した科目の授業曜日・時間および担当者を試験時間割で確認し、間違いのないようにすること。
- ② 同一科目でも、試験教室が複数に分かれている場合が多いので十分注意すること。
- ③ 試験監督から配布された答案用紙以外の用紙を使用しないこと。
- ④ 答案用紙の再交付は行わない。
- ⑤ 試験教室内での私語は、不正行為とみなされるので絶対にしないこと。また、廊下等での私語は、受験中の学生の迷惑となるので慎むこと。

【注意】

定期試験規程により、学生証不携帯者は定期試験を受験できません。

ただし、当該試験開始時刻までに教務課窓口に出した場合、当日のみ有効の「臨時学生証」の交付を受けて受験することができます。また、試験開始時刻前に試験教室で学生証不携帯に気づいた場合は、所定の手続をすることにより臨時学生証の交付を認めることがあります。

試験当日は、不測の事態に備えて試験開始30分前には登校し、学生証の携帯と試験教室を必ず確認してください。

なお、臨時学生証の交付を受けた場合も、受験が認められるのは、試験開始後20分までに試験教室に到着した場合です。

(3) 試験時間割

試験時間は、授業時間とは異なり、原則として60分です。試験時間割は、試験実施前に in Campus に掲載します。

(4) 定期試験規程に定められた筆記試験によらない成績評価

実技や演習を主とする授業については、一般に平常点、口頭試問、レポート等をもって成績評価が行われるため、前期試験、後期試験は実施されず、したがって追試験も実施されません。また、英語科目や英語以外の外国語科目についても同様の方法で成績評価が行われます。

これら平常点で評価される科目の場合、各科目の授業期間を通しての、授業への貢献度や授業での発表内容、レポート、授業の中で実施されるテスト等によって総合的に成績評価が行われます。授業の中で実施されるテストは、期末テスト、授業内テスト、中間テスト、小テスト等と呼ばれ、定期試験規程に定められた試験ではないため、追試験は実施されません。ただし、授業期間の最終週に実施されるテストの中には、定期試験規程を準用して実施するものもあります（「定期試験規程準用試験」）。この場合は、定期試験と同様の手続を経て、追試験を受験することができます。

(5) レポートについて

レポート提出が課せられた場合は、テーマ・枚数・提出期限および提出先（担当教員または教務課）等を確認し、指定された期限までに提出してください。

レポートを提出する際は、次の事項に留意してください。

- ① 特に指示のない場合、A4の用紙を使用し、横書きとします。
- ② 必ず授業曜日・時限、授業科目名、授業担当者名、学籍番号および氏名を記入してください。
- ③ 担当教員の指示に従い、提出してください。

定期試験と同様、レポートを執筆するときも不正行為を行ってははいけません。例えば、他の学生のレポートをそのまま写して提出したり、本やインターネットの情報をあたかも自分の意見としてそのままレポートに転載したりすることは認められません。詳細については、入学時に配布された『知のツールボックス』に記載されていますので、そちらを参照してください。

9. 成績評価と通知

(1) 成績評価の方法について

学業成績は、授業科目ごとに行う試験（筆記試験、口述試験、実技試験またはレポート）によって評価されますが、科目によっては、それに学修の状況等を平常点として加味し評価する場合や、平常点だけで評価する場合もあります。

成績評価は、100点を満点とし、60点以上を合格とします。また、授業科目ごとの成績に対してグレードポイントを付与し、GPA（Grade Point Average）を算出します。

(2) 成績評価の区分

評点	評価	G P ※	内 容
100～90	S	4.0	抜群に優れた成績
89～85	A +	3.5	特に優れた成績
84～80	A	3.0	優れた成績
79～75	B +	2.5	良好な水準に達していると認められる成績
74～70	B	2.0	妥当と認められる成績
69～65	C +	1.5	一応の水準に達していると認められる成績
64～60	C	1.0	合格と認められるが最低限度の成績
59～ 0	F	0.0	不合格
認定	N	なし	留学等で修得した単位を本学の単位として認定
履修中止	W	—	所定の期日までに履修中止の手続きを行った場合

※ G P = グレードポイント

(3) GPA（Grade Point Average）制度について

GPA制度は、国内外の大学で一般的な成績評価方法として使用されているもので、授業科目ごとの成績評価（本学ではSからFの8段階）に対してグレードポイントを付与し、この単位当たりの平均を算出した値がGPAです。具体的な算出方法は次のとおりとなります。

$$(S \text{ の修得単位数} \times 4.0) + (A+ \text{ の修得単位数} \times 3.5) + (A \text{ の修得単位数} \times 3.0) + (B+ \text{ の修得単位数} \times 2.5) + (B \text{ の修得単位数} \times 2.0) + (C+ \text{ の修得単位数} \times 1.5) + (C \text{ の修得単位数} \times 1.0) + (F \text{ の単位数} \times 0.0)$$

総履修単位数（F評価の授業科目の単位数を含む）

【GPAに関する各種要件】

- ・GPAの算出対象となる科目は、卒業要件にかかわる科目（全学公開科目など、自由選択修得要件単位となる科目を含む）となります。
- ・GPAは、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで表示します。
- ・留学、資格試験などの結果により単位認定された科目（N）は、GPAに算入されません。また、履修中止した科目についても、GPAに算入されません。
- ・不合格（F）の科目を再度履修した場合、成績の可否にかかわらず、GPAには最新の評価が反映されます。
- ・一度単位を修得した科目を、次学期以降に再度履修することはできません（カリキュラムの設定上、同一科目の単位を複数回修得することができる科目を除く）。

（４）履修中止について

「履修中止」とは、履修を継続する意思のない授業科目が生じた場合に、履修中止申請期間に所定の手続きを行うことにより、当該授業科目の履修を中止することができる制度です。履修中止申請期間は、前期（対象科目：前期および通年科目）と後期（対象科目：後期科目）にそれぞれ設定されます。日程、手続方法、その他詳細については、in Campusでお知らせします。

なお、履修中止申請をする際には、以下の点に注意を払う必要があります。

- ①履修中止した授業科目については、当該授業への出席、定期試験の受験、単位の修得はできません。
- ②履修中止した授業科目の単位は、年間の履修上限単位に含まれます。また、履修中止単位数分の新たな履修登録は認められません。
- ③履修中止した授業科目は、GPAに算入されません。
- ④履修中止により、当該年度の履修登録科目がなくなる場合は、履修中止申請が認められません。
- ⑤履修中止申請した授業科目について、履修中止申請期間後に申請を取り下げることとはできません。

（５）成績通知について

学業成績の結果は点数で表し、9月（前期科目）および3月に「成績通知書」でお知らせします。成績通知書は、大学のホームページを経由して閲覧できます。

就職活動等で使用することになる「単位修得学業成績証明書」には、単位を修得した授業科目のみをSからCの評価で記載します（留学、資格試験などの結果により単位認定された科目は、「N」と記載されます）。併せて、通算のGPAを記載します（GPAには不合格科目も算入されます）。

10. オフィス・アワー制度

オフィス・アワー制度は、授業内容に関する質問、レポート指導、進学についての質問といった学修に直結する質問のほか¹、学生生活全般にわたる相談に教員が対応する制度です²。

法学部専任教員は、週に1回以上のオフィス・アワーを設けています。各教員が設定するオフィス・アワーの曜日時限、研究室番号、連絡先は、in Campus で確認することができます。オフィス・アワー以外の時間帯でも、質問や相談に対応できることがありますので、必要に応じて教員に確認してください。他の学生との訪問の重複を避け、確実に相談したい時には、事前に教員に連絡しておくとい良いでしょう。

- 1 履修登録やノートの取り方といった授業内容そのものに関するものではない質問については、大学院生によるアカデミック・コンシェルジュの制度も活用してください。他の教員が担当している授業や資格講座に関わる質問には対応できません。
- 2 学習相談とは違い、生活に関わる相談事や質問などには、必ずしも教員が適切に対応できるとは限りませんが、相談事項に十分に耳を傾けた上で、必要に応じて、専門の部署につなぐ仲介役を果たします。

11. 学期末卒業制度

学期末卒業制度とは、卒業認定の対象となる年次において、卒業に必要な単位を修得することができなかったために引き続き在学している学生が、卒業を希望する年度の前期において卒業要件を満たし、所定の学費を納め、かつ、所定の手続きを行うことにより卒業することができる制度です。

詳細は、「専修大学法学部学期末卒業に関する取扱内規」(P.128)を参照してください。

12. 卒業延期制度

卒業延期制度は、卒業要件単位を修得してもなお、更なる自己のキャリアアップや資格取得を目指すという明確な目標を持って、本学での勉学を継続したいという強い意思を持った学生に対し、その道を開く制度です。

詳細は「専修大学卒業延期の取扱いに関する内規」(P.129～130)を参照してください。

13. 授業に関する学生アンケート

授業に関する学生アンケート（以下、授業アンケート）は、教育改革の一環として実施しているものです。そのねらいは、授業アンケートを通じて、教員一人ひとりが自らの授業について学生からどのように受け止められているのかを知り、より望ましい授業のあり方を模索するということに置かれています。

授業アンケートの結果を受け、教員は授業を改善するよう努力しています。また、学生 みなさんにとっては、授業アンケートによって自らの現状を振り返り、授業に対する真剣な態度や積極的な意欲を喚起させていくための機会になります。

良好な環境のもとで良質な授業が行われることは、学生 みなさんが順調に単位を修得するための前提です。みなさんの率直で真剣な意見をぜひ聞かせてください。

14. 早期卒業制度

(1) 早期卒業制度とは

大学院（法科大学院等専門職大学院を含む。）への進学を希望する者で、3年次修了時に早期卒業の要件を満たした場合に、在籍期間3年で卒業することができる制度です。

なお、早期卒業には、以下の2つの制度があります。

【法曹コース】

早期卒業制度を利用して、法科大学院への進学を希望する学生向けのカリキュラム。

対象：法学部法律学科

定員：15名（希望者の数が定員を超えた場合、1年次の学業成績で選抜を実施）

早期卒業するために、法学部が別途指定する科目を単位修得することが必要になります。

対象者となるために、1年次終了時点で40単位以上の単位を修得している必要があります。

詳細については、令和7年6月に実施予定のガイダンスで周知を予定しています。

※ガイダンスの日程等は、詳細が確定次第、in Campusでお知らせします。

【大学院特別進学制度】

早期卒業制度を利用して、法科大学院を除く大学院への進学を希望する学生向けのプログラム。

対象：法学部法律学科、政治学科

定員：無し

対象者には2年次から指導教員が配置されます。

対象者となるために、1年次終了時点で40単位以上の単位を修得している必要があります。

詳細については、令和7年12月に実施予定のガイダンスで周知を予定しています。

※ガイダンスの日程等は、詳細が確定次第、in Campusでお知らせします。

(2) 早期卒業の要件

以下の要件をすべて満たす場合は、早期卒業の認定を受けることができます。

- ① 2年次の1月に「早期卒業申請書」を提出し、早期卒業候補者となっていること。
- ② 3年次修了時に、卒業に必要な単位数を修得していること。
- ③ 法学部が別途指定する必修科目の単位をすべて修得していること。（法曹コース受講者のみ）
- ④ 3年次修了時の通算GPA（卒業要件単位外で履修する科目は導入しない）が3.0以上であること。
- ⑤ 3年次の1月までに大学院への入学手続きが完了していること。

Ⅱ 専修大学の学士課程教育

1. 専修大学の学士課程教育

専修大学に入学したみなさんが、これから4年間専修大学に在学し、各学部学科で定められている授業科目の単位を修得すると、それぞれの専攻分野を付した「学士」となって卒業し、「社会への第一歩」を踏み出します。

この入学から「社会への第一歩」を繋ぐ「学び」の道のを「学士課程」と呼んでいます。

しかしながら、中学や高校の勉強と大学での「学び」は同じではありません。大学では、一人ひとりが自分で「学び」を選択し、自ら研鑽することが求められます。大学における「学び」は、受動的、画一的な「学習」ではなく、能動的、自律的な「学修」なのです。

そこで専修大学の「学士課程教育」では、まず、みなさんが大学での「学び」や生活にスムーズに適応し、大学および社会で求められる必要不可欠な基礎的知識と技能を修得できるよう転換・導入科目を設置しています。例えば、少人数の**専修大学入門ゼミナール**は全ての学部の学生が履修する科目です。この科目で、専修大学の学生としての自覚と心構えを得るでしょう。

この転換・導入科目に加えて、専修大学の学士課程教育は、教養科目、外国語科目、単位互換科目および専門科目の5つの科目群で構成されています。転換・導入科目を土台に、教育課程全体の体系性・順次性が確保されるとともに、かつ教養教育と専門教育の有機的連携が図られています。2019年度からは科目ナンバリングも導入され、科目の体系性・順次性がよりわかりやすくなりました。

教養科目には、「人文科学基礎科目」、「社会科学基礎科目」、「自然科学系科目」、「融合領域科目」および「保健体育系科目」の5つの科目群があり、興味を持った分野をより深く学べるようになっています。今日のかつ学際的・融合的な科目も用意されています。外国語科目は、「英語」、「英語以外の外国語」、「海外語学研修」の3つの科目群で構成されています。外国語の重要性はみなさんも十分に理解しているでしょう。単位互換科目は、他大学等の特色ある授業科目の相互開放による、学生の交流ならびに多様な学びの場として、本学では2024年度より実施しています。専門科目は、それぞれの専攻分野について、基礎から応用へと段階的に学修できる科目配置となっています。専修大学の多様な科目を履修することで、各自の興味や関心を深化、発展させたり、専門分野を多角的に考察したりすることで、社会に通用する力を確実につけることができます。

つまり、専修大学の学士課程教育を通じて、どの学部にも所属していても、社会に出てから必要な基礎的知識や技能を学び、課題解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力などを身につけることができます。専修大学の学士課程教育は、一人ひとりの「学修」が、将来の持続的成長につながるよう、様々な工夫されています。

みなさんの将来には、無限の夢と希望が満ち溢れています。しかし内外の環境は急速に変化しており、それらに適時適切な対応をしつつ、世界に飛翔するためには、国際的通用性を備え、先見性・創造性・独創性に富み、積極的に社会を支え、社会を改善する意欲・能力が肝要です。「学び」は一瞬の夢ではありません。生涯続く険しい道のりです。高い志と気概を失うことなく、21世紀を生き抜くために、専修大学での学びを通じて人生の礎を築いてください。

2. 専修大学の科目ナンバリング

科目ナンバリングとは、授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組みのことです。専修大学では科目ナンバリングを、6桁のアルファベットと数字で構成される「コースコード」で表すこととし、2019年度から全ての学部で導入しています。コースコードを用いることで、学びたい分野で開講されている科目とそのレベルを参照することができます。学びたい科目の詳細な授業内容は講義要項（シラバス）で確認することができますので、みなさんの興味関心を最大限に活かした、より体系的な履修計画を立てることができます。

なお、コースコードは講義要項（シラバス）に表示されるほか、単位修得学業成績証明書（和文・英文）および二種複合証明書に記載されます。コースコードは、年度毎に付番するのではなく、原則として授業科目に固定したものと付されます。

（1）「科目ナンバリング」の意義

みなさんが、履修する授業科目を検討する際に、授業科目の分類、標準的な学修の段階や順序を理解し、たうえで選択することができます。

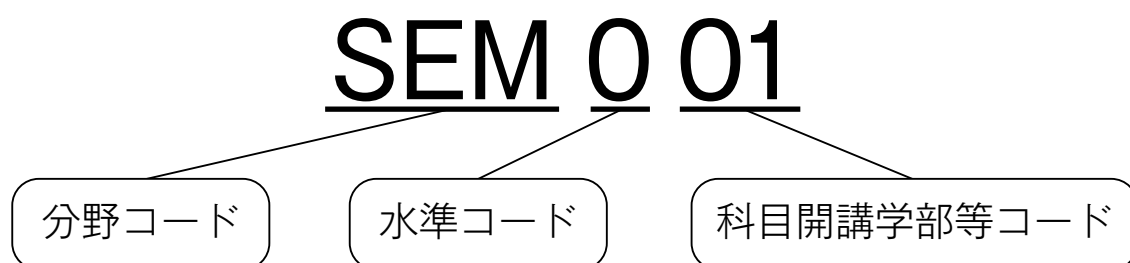
また、コードの構成は全学部で統一されているため、全学公開科目のように他学部で開講されている科目を履修する際に、学問分野や科目の水準など、開講科目の位置づけを理解することが容易になるので、主体的な学修を進めるうえでの助けとなります。

さらに、コースコードは学外にも公開されますので、国際交流協定校で修得した単位を専修大学で認定する際や、在学中・卒業後に海外の大学・大学院に入学する場合の単位互換等を円滑に進められることが期待できます。

（2）「コースコード」の構成

「コースコード」は、「①分野コード（科目の学問分野を表す）」「②水準コード（科目のレベル、水準や難易度を表す）」「③科目開講学部等コード（開講学部や科目区分等）」から構成され、授業科目毎にコードが付されます。

例えば、転換・導入科目の「専修大学入門ゼミナール」の場合、次のようなコースコードが付されます。



<各コードの意味>

①分野コード 専修大学で開講されている科目を111の分野に分け、3桁のアルファベットで表します。

科目の分野	分野コード	科目の分野	分野コード	科目の分野	分野コード
会計学	ACC	ドイツ語	GER	経営学	MAN
アラビア語	ARA	地理学一般	GGR	数理科学	MAT
考古学	ARC	情報学一般	GIN	学芸員課程	MCP
芸術一般	ARL	心理学一般	GPS	経営情報学	MNI
地域研究	ARS	ギリシャ語	GRK	金融・ファイナンス	MOF
美学・芸術諸学	ASA	アジア史・アフリカ史	HAA	新領域法学	NFL
文化財科学・博物館学	CAS	ヨーロッパ史・アメリカ史	HEA	自然科学一般	NSC
中国語	CHI	人文学一般	HMN	海外語学研修	OSS
中国文学	CHL	思想史	HOT	財政・公共経済	PFP
民事法学	CIL	史学一般	HSG	哲学一般	PHE
臨床心理学	CLP	人文地理学	HUG	自然地理学	PHG
商学	CME	人間情報学	HUI	計算基盤	POI
キャリア科目	CRE	人体病理学	HUP	政治学	POL
刑事法学	CRL	情報通信技術	ICT	精神神経科学	PSS
文化人類学・民俗学	CUA	国際開発問題	IDG	公法学	PUL
発達心理学	DEP	融合領域科目	IDS	地誌学	REG
デザイン学	DES	国際経済政策	IEP	宗教学	RES
経済史	ECH	国際法学	ILA	ロシア語	RUS
経済政策	ECP	インドネシア語	IND	社会科学一般	SCS
経済統計	ECS	国際関係論	INR	ゼミナール	SEM
理論経済学	ECT	情報システム	INS	空間情報科学	SIS
教育心理学	EDP	イタリア語	ITL	学校司書課程	SLP
教育工学	EDT	日本文化	JAC	特別支援教育	SNE
教育学	EDU	日本文学	JAL	社会学	SOC
英語一般	ENG	日本語教育	JLE	社会情報学	SOI
英語学	ENL	日本語学	JLI	社会法学	SOL
経済学・政治経済学	EPE	日本史	JPH	社会心理学	SOP
環境政策・環境社会システム	EPS	日本語	JPN	特殊講義	SPL
英語 読む・聴く	ERL	ジャーナリズム	JRN	スペイン語	SPN
英語 話す・書く	ESW	コリア語	KOR	スポーツ科学	SPS
倫理学	ETH	ラテン語	LAT	社会システム工学	SSE
実験心理学	EXP	司書課程	LCP	統計科学	STS
美術史	FAH	図書館情報学・人文社会情報学	LHS	SWP 科目	SWP
外国語教育	FLE	英米・英語圏文学	LIE	教職課程	TCP
フランス語	FRE	文学一般	LIG	卒業論文・卒業研究	THE
基礎法学	FUL	言語学	LIN	司書教諭課程	TLP
ジェンダー	GDE	論理学	LOG	世界の言語と文化・言語文化研究	WLC

- ②水準コード 学士課程4年間におけるそれぞれの科目の位置づけ（学修段階）に基づいて、1桁の数字で表します。科目の配当年次とは異なりますので、3・4年次に水準の低い科目を履修することも、1・2年次に高い水準の科目を履修することもあります。

水準コード	学修段階
0	転換教育および導入教育を目的とした科目
1	学問分野の初級レベル、入門的位置づけの科目 (主に大学1年次を想定したレベル)
2	学問分野の中級レベル、基礎的位置づけの科目 (主に大学2年次を想定したレベル)
3	学問分野の上級レベル、発展的・応用的位置づけの科目 (主に大学3・4年次を想定したレベル)
4	学士課程で学修する最高水準の科目 (主に4年次を想定したレベル)

- ③科目開講学部等コード 科目を開講している学部等を2桁の数字で表します。

科目開講学部等コード	科目開講学部等
01	転換・導入, 教養, 外国語科目
02	資格課程科目
03	S W P 科目
11	経済学部
12	法学部
13	経営学部
14	商学部
15	文学部
16	ネットワーク情報学部
17	人間科学部
18	国際コミュニケーション学部

3. 専修大学の数理・データサイエンス・A I 教育

令和3年に発表された第6期科学技術基本計画では、前期計画で掲げた「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」である Society 5.0を現実のものとするのが再提示されました。Society 5.0で実現する社会とは、IoT（Internet of Things）でモノとモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服するとされています。サイバー空間では、人工知能（A I）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、それがフィジカル空間におけるロボットや自動運転技術などで、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されることが期待されています。

フィジカル空間でのロボットなどの技術革新も必要となりますが、Society 5.0を支えるのはサイバー空間におけるビッグデータの収集と解析、解析結果のフィジカル空間へのフィードバックです。そのため、大学では所属学部の文系理系を問わず、必要とされる数理・データサイエンスの基礎的な素養を持つ人材から高度な技術を持つ専門的な人材まで、様々なレベルに対応した戦略的な人材育成を推進することが必要です。これらの素養や技術を用いて社会の諸課題を解決し、一人ひとりの人間が中心となる社会、すな

わち Society 5.0を実現するという目標は、専修大学の教育目標である「社会知性の開発」にも通じるものです。

専修大学法学部では、Si データサイエンス教育プログラム（※）として、「情報入門1」「情報入門2」を設置しています。「情報入門1」では情報倫理について理解し、情報機器、ネットワークの基本的な使い方および情報処理の基本的な考え方を学修します。「情報入門2」では、「情報入門1」で修得した内容をさらに発展させ、プログラミングやシミュレーションなどについても学修します。この「情報入門1」と「情報入門2」はいずれも選択科目ではありますが、積極的に受講することを推奨します。

※このプログラムは、本学が標榜する「社会知性（Socio- Intelligence）の開発」の一翼を担うものであり、その目的は、近年急速に進みつつあるビッグデータとA I（人工知能）が駆動する情報化社会を生き抜く力を身につけ、社会の諸課題を解決する手段の1つを養うものです。今後、「専修大学が創り育てる知」のあり方の一つとなります。Si データサイエンス教育プログラム開講科目の単位修得者には、数理・データサイエンス・A Iに関する基礎的能力を有することを証明（令和6年度より修了証明書を発行予定）します。なお、令和5年度に文部科学省「数理・データサイエンス・A I教育プログラム（リテラシーレベル）認定制度」の認定を受けました。

Ⅲ 転換・導入科目

1. 転換・導入科目

大学における学修では、高校までとは異なり、授業に出席して講義を聴くことや、教科書や参考文献などの基礎文献を読むことに加え、みなさんが、自らの問題関心や勉学の目的に沿って、自主的に勉強に取り組まなければなりません。そのためには、図書館を利用し、パソコンを駆使するなどして、勉学に必要な資料を収集すること、専攻によっては実態調査などのフィールドワークを行うこと、そして自ら学んだ内容をまとめて教員や他の学生に報告すること、その成果を論文やレポートにまとめることなど、みなさんの積極的な学修が求められます。

転換・導入科目は、大学で学ぶための基本的な技法（アカデミックスキル）を身につける「専修大学入門科目」を学ぶことで、アカデミックスキルを定着させます。さらに、大学、そして社会で求められる知識や技能・能力を伸ばし、教養科目、外国語科目、専門科目を学ぶための基本的な力を養う科目が置かれています。その力とは、情報を分析し活用する力（データリテラシー、情報リテラシー科目）、自分の将来を切り開いていく力（キャリア基礎科目）、複合的な視点で観察し思考する力（基礎自然科学）です。これらは基礎となる科目ですから、1年次に履修することになります。

ここに設置されている科目を学ぶことで、みなさんはアカデミックスキルを修得しつつ、情報化・複雑化が進む社会で活躍するために必要とされるさまざまな力を伸ばすことができ、社会知性を身につけるのに役立つことでしょう。

（1）専修大学入門科目

「専修大学入門科目」には、**専修大学入門ゼミナール**が設置されています。この科目は、みなさんが、高校生活から大学生活への転換を図り、専修大学の学生としての自覚を持ち、大学での学修に求められる基本的なスキル（技法）を身につけることが目標であり、具体的な目的として、以下の点をあげることができます。

第1に、大学で学ぶことの意味を充分理解することです。大学の学修では、みなさんが、将来的な展望も踏まえ、積極的に学修を深めることが求められます。

第2に、専修大学の学生としての自覚を持つために、専修大学の歴史を学ぶことです。みなさんが、これから4年間勉学に励む「学びの庭」である専修大学の成り立ちと歴史を支えた先人たちの努力の歩みを知ることは、専修大学で学修することの意義を理解することでもあります。

第3に、アカデミックスキルを修得することです。すなわち「講義をどのように聞くか」「どのように資料を収集するか」「学修の成果をどのように相手に伝えるか」「どのように討論するか」「学修の成果をどのようにまとめるか」について学ぶこと、より具体的には「講義でのノートのとり方」「資料の収集方法」「報告の方法（レジュメの作成方法）」「討論の方法」「論文・レポートの書き方」など、大学における学修の方法を修得することです。

専修大学入門ゼミナールは、みなさんが、これらの目的を達成できるよう、おおよそ1クラス25名前後の少人数により実施されます。

また、**専修大学入門ゼミナール**は、学修のための入門科目ということだけにとどまらず、みなさんが、新入生として専修大学という同じ「学びの庭」に集った友人や教員との交流を通じて、大いに語り、励まし合いながら、大学生活を満喫するための基礎作りの場ともなります。

なお、**専修大学入門ゼミナール**は、単位の修得は義務づけられていませんが、必ず履修しなければなら

ない「必履修」科目です。単位を修得できなかった場合でも、次年度に履修することはできません。

(2) データリテラシー

大学の講義では分野によらず、データを根拠として推論された結果が語られることが多くあります。そして、社会ではさまざまな意思決定にデータの分析結果が用いられます。みなさんも、新聞やテレビの報道などでさまざまな調査データについての分析結果を、見たり聞いたりすることがあるでしょう。犯罪の件数、内閣の支持率、ある病気による死亡率、企業の売上高、さらにそれらの経年変化など、多くの調査結果が報道で取り上げられます。データによって示される結果は、私たちと身近なところで関係があることから、一見すると関係がないとも思えることまであります。たとえば、読んで味わう文学作品でさえ、作品中の表現の頻度や表現の間の関係をもとに数量的に分析されることがあります。

発表されたデータに基づく指標や表・グラフを見聞きして驚くことがあるかもしれません。もし発表が自分の感覚とずれている場合、自分が持っている指標のイメージが実は間違っていたり、そもそも発表する側が間違った印象を与える指標や表・グラフを（時には故意に）用いていたっている可能性があります。

したがって、データが示すことを正しく読み取る力を身につけておかななくてはなりません。他者が発表した分析結果を批判的に評価する力も重要です。さらに、自分がデータに基づいた報告を行う立場になったときに、相手にその内容を効果的に伝える表・グラフを作成することができれば、報告書やプレゼンテーションはより良いものになるでしょう。このようにデータを扱う基本的な力をデータリテラシーと呼びます。データリテラシーを身につけるために、**データ分析入門**が設置されています。

なお、**データ分析入門**は、単位の修得は義務づけられていませんが、1年次に必ず履修しなければならない「必履修」科目です。単位を修得できなかった場合でも、次年度に履修することはできません。

(3) キャリア基礎科目

「キャリア基礎科目」は、「大学生活において、さまざまな選択肢の中から自分の生き方を主体的に考え行動する力を身につけること」を目的としています。大学生活をどのように送るか、卒業後の進路をどのように選択するかといったことは誰も簡単に決めることはできません。これを解決するには、将来どのような働き方をしたいか、そのために大学4年間をいかに過ごすかなど、自分のキャリアについてさまざまな視点から検討し、デザインすることが必要です。

そもそも、「キャリア (career)」の語源はラテン語で、「車道」や「車輪の跡 (轍)」などを意味しています。ですから、ある人のキャリアとは、その人が歩んできた人生の軌跡ということになります。こうした語源から、キャリアは「個人のさまざまな立場・役割・職務の連鎖」と一般に定義されています。一方、「デザイン」は、「設計」とか「構想」を指します。したがって、キャリアをデザインするとは、「自分の立場や役割を認識し、それにふさわしい己の有り様について構想を練る」ということになります。言い換えれば、過去の人生を踏まえながら、未来の自分の生き方、働き方や学び方について深く考え、そのために現在自分は何をすべきかを認識すること、となります。

1年次にキャリアデザインに対する基本的な考え方を身につけることで、将来に対する漠然とした不安感を取り除き、自分の将来像や課題をより具体的にしていきます。そしてそれを解決・実現するために自分が身につけるべき能力を明確にし、充実した学生生活に向けた具体的な第一歩を踏み出すこともこの科目のねらいのひとつです。

キャリア基礎科目に設置される**キャリア入門**は、自分の性格や価値観を知ることから始め、社会の成り

立ちや具体的な仕事の内容、働くことにまつわる法律などを知ること、さらには自分の目標を実現するためにはどのような能力が必要かなどについて理解することが、主な目的です。そして、その後の学生生活において、どのように専門知識を学んでいけばいいかといった「大学内での学習」と、ボランティアやインターンシップなど実際の経験を積み重ねる「大学外での学習」を総合的に組み立てることができるようになります。

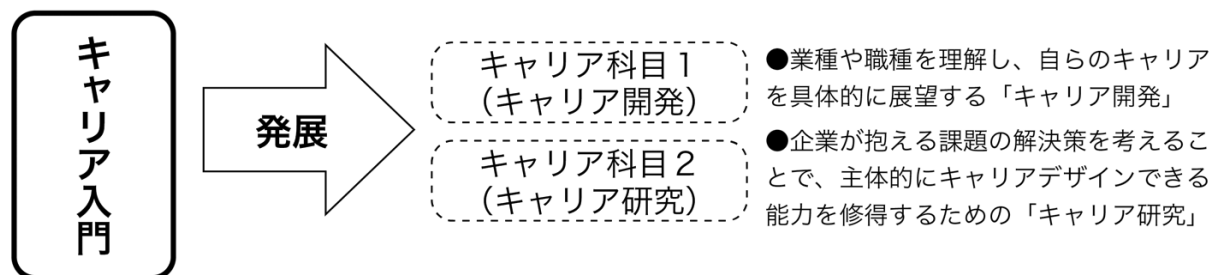
授業では一方的に話を聴くのではなく、自分の言葉で語る機会を大切にしています。授業で学んだ知識をグループワークなどで表現し、先生や仲間、大学外からのゲストスピーカーから意見をもらうことで、自分の考えを客観的に見つめ、少しずつキャリアに関する視点を身につけていくことができます。さらに、授業で取り扱ったことについて発展的に学習できるよう、キャリアデザインセンターでは各種講座を授業の進捗に合わせて展開しています。これに加え、授業期間中にキャリアカウンセリングを受けると、よりいっそう自分に適したキャリアを見つけられるでしょう。

このように**キャリア入門**を受講すると、キャリアに関わる意識や能力がどの程度身についたか認識できるようになり、大学内外での学びを意識しながら、キャリアに対する知識を獲得し、職業選択の段階へとスムーズに移行することが可能になります。あるべき自分を早い段階で意識し、己の進むべき道を主体的に選択できるよう、キャリアの考え方をしっかり修得してください。

なお、**キャリア入門**は、単位の修得は義務づけられていませんが、1年次に必ず履修しなければならない「**必履修**」科目です。単位を修得できなかった場合でも、次年度に履修することはできません。

転換・導入科目
キャリア基礎科目

教養科目・融合領域科目・キャリア科目



(4) 情報リテラシー科目

大学での学修は、単に知識を覚えるのではなく、なぜそうなるのかを自分で考えることが必要です。そのためには、自分でデータを分析し、表現することが必要になります。そのため情報リテラシー科目では、PC等の情報技術を使って科学的・論理的な思考をするのに必要な基礎的な事項を学修します。

「情報リテラシー科目」として設置される**情報入門1**、**情報入門2**では、専修大学から利用できるさまざまな知的資源の検索・収集方法を学修し、表計算ソフトウェア等を使って情報を加工・分析します。また、統計データを実際にPCを使って分析します。分析結果などをプレゼンテーションやWebを通して表現する能力を身につけます。さらに、コンピュータ処理の特徴を理解し、どのようにコンピュータに指示を与えるのかを学修します。詳しくは、**専修大学 情報入門**で検索してください。テキストなどを参照できます。

なお、**情報入門1**、**情報入門2**は1年次の選択科目です。1年次に履修しなかったり、履修して単位を修得できなかった場合でも、次年度以降に履修することはできません。

情報入門1の学修内容

- 専修大学の情報システムの利用法
- 情報倫理についての理解
- 検索サイトやCiNiiなどのデータベースを使ったデータ検索
- 文書作成
- 表計算
 - データ分析
 - 計算式によるデータ分析
 - グラフによる可視化
 - 絶対参照・相対参照の概念
 - 統計資料を使った分析

情報入門2の学修内容

- プレゼンテーションソフトウェアによるスライド作成・表現法の学修
- 表計算ソフトウェアを使った高度な処理
- HTML文を記述することによるWeb（ホームページ）の作成
- アンケート集計（クロス集計など）
- プログラミング（どのようにコンピュータへ処理方法の指示を与えるか）
- シミュレーション

（5）基礎自然科学

専修大学における自然科学系の講義は、みなさんが『社会の抱える諸問題に対する総合的な科学的思考力を育むことができるようになること』を目的としています。なぜ文科系の学部を専攻するみなさんが、自然科学系科目を受講する必要があるのでしょうか。

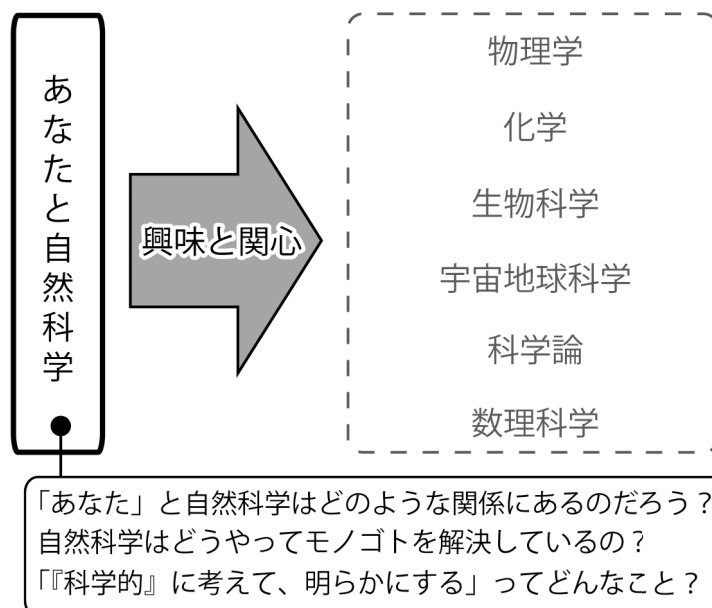
現在、私たちは、地球温暖化、エネルギー問題、安全性や倫理性に関する問題（遺伝子操作、放射能など）に直面しています。みなさんが、将来どのような職業に就いたとしても、自然科学的な考え方や知識、結論の根拠を自分で判断する力や科学的に論述する力は必要になるでしょう。

「基礎自然科学」に設置された科目である**あなたと自然科学**は、みなさんの自然科学的な思考力・探究力・論述力を高め、みなさんと自然科学の関係を知るための導入として設置されます。ここで学んだことは、卒業までに学んでいく教養科目の自然科学系科目につながっていきます。この科目で興味・関心を深め、教養科目で学びたい自然科学の分野を見つけるのが良いでしょう。

なお、**あなたと自然科学**は、単位の修得は義務づけられていませんが、1年次に必ず履修しなければならない「必履修」科目です。単位を修得できなかった場合でも、次年度に履修することはできません。

転換・導入科目 基礎自然科学

教養科目 自然科学系科目



Ⅳ 教養科目，外国語科目

1. 教養科目の位置づけと目的

教養科目は専門科目と併せて、転換・導入科目で身につけた基本的な力を用いて、さらに知識を広げ、それぞれの分野の理解をいっそう深めることを目的としています。また、専門科目で展開される科目を別の視点から捉えることができるようになることも大きな目的です。教養科目は専門科目とともに専修大学の学士課程教育の大きな柱となっています。

2. 教養科目を学ぶ意義

現代社会には情報があふれ、ストレスも多くなっています。このような時代には、バランスの取れた人間性を涵養することがますます重要になってきます。文化や社会、身体や自然への知識と理解、またそこから得られる国際的な広い視点は、複雑な社会で生きるための基礎となります。

3. 教養科目の学び方

教養科目のうち、「人文科学基礎科目」と「社会科学基礎科目」は、1・2年次で履修します。科目ナンバリング、講義要項（シラバス）を参考にしながら、自分の学部・学科の専門性を考慮して、履修することが望まれます。「自然科学系科目」と「保健体育系科目」は、講義要項（シラバス）の配当学部・配当年次に従って履修します。「融合領域科目」は、2・3・4年次で履修します。ただし、教室定員によって履修者を抽選で決定することがあります。

自然科学系科目と保健体育系科目については、転換・導入科目で展開されている科目において、入門的な内容や科目の大きな目標・目的を学んでいます。それらを基礎とし、さらなる学修によって、これらの分野をより深く理解することができます。

4. 教養科目

（1）人文科学基礎科目

人文科学基礎科目を学ぶ意義と目的

人文科学の領域にはさまざまな学問が含まれています。本学においては別表に示すように、大きい枠組みでは、文学・歴史学・哲学・芸術学・文化人類学・ジャーナリズム学・心理学に分かれています。これらの学問はさらに細かい分野に分けられているので、みなさんは多種多様な領域を持つ人文科学に驚くかもしれません。では、これらの学問分野はどうして人文科学としてひとくくりにまとめられているのでしょうか。それは、これらの学問がいずれも、人間の行い、これまで人間がやってきたことにかかわっているからです。人文科学は、具体的で個別的でもある人間のさまざまな営みを研究対象とし、そこから人間というものがどういう生き物であるのかを理解しようとする、そのような領域です。そして、人間の営みはさまざまですから、それに応じて多種多様な学問が生まれるのです。

人文科学の領域からは複数の科目を履修してみることを推奨します。そうすることによって、さまざま

な人間観や世界観，歴史，多文化，異文化についての関心を広げること，そして，多面的なものの見方に立ち，日常生活での人間性に関わる諸問題の解決に取り組むことができるようになります。ここに人文科学領域の，単なる知識にはとどまらない最大の面白さがあり，これらの科目を学ぶ目的があります。

人文科学基礎科目の学び方

- ・人文科学基礎科目は，1・2年次に履修します。
- ・科目名が同じでも，担当する教員が異なる場合，扱う内容が異なることもあります。しかし，その場合でもその科目の目標は同じです。
- ・個々の科目内容については，講義要項（シラバス）を参照してください。
- ・自分の所属する学部・学科の専門分野に隣接する教養科目を学ぶことは大変意義があります。一方，人間の営みのさまざまな側面を知り，自分とは違った観点をもつことができるようになるためには，一見すると関連のない分野を学ぶことも必要です。このことは，学びを深める上での基本です。したがって，どの学科に所属していても，複数の学問領域から履修することが望まれます。

人文科学の学問領域と人文科学基礎科目の設置科目

人文科学の学問領域	人文科学基礎科目の設置科目
文学	日本の文化 日本の文学 世界の文学 文学と現代世界 英語圏文学への招待
歴史学	歴史の視点 歴史と地域・民衆 歴史と社会・文化
哲学	哲学 倫理学 論理学入門 ことばと論理
芸術学	芸術学入門
文化人類学	異文化理解の人類学
ジャーナリズム学	ジャーナリズムと現代
心理学	基礎心理学入門 応用心理学入門

(2) 社会科学基礎科目

社会科学基礎科目を学ぶ意義と目的

人びとは何らかの社会的な組織や集団（企業，国家，家族，地域など）の一員として生きています。何気ないふるまいや考え抜いた選択も，自分自身から一歩離れて観察すると，社会的な組織や集団，各種制度の影響をうけていることに気付きます。社会科学とは，社会を構成する組織や集団，制度の内容を知り，それぞれがどのような影響を与えあっているのかを理解することで知識を深めることができます。

自分が生きている社会ですから，理解できていると思い込んでしまったり，先入観にとらわれて誤認したりすることもあります。それを防ぐには，「自分自身から一歩離れて観察する視点」（＝客観的な基準）が重要です。しかし，この視点は唯一無二のものが存在するわけではありません。多様な視点があり，学

問領域によって異なる基準が用意されています。この点を踏まえ、社会科学基礎科目では、学問領域ごとに得意としている社会の観察眼を学べるよう、そして、多面的なものの見方に立って、一市民として、社会生活上の諸課題の解決に取り組むことができるよう、表にあるような科目を設置しています。

社会科学基礎科目の学び方

- ・社会科学基礎科目は、1・2年次に履修します。
- ・開講されている科目で扱う具体的な内容については、講義要項（シラバス）で確認してください。
- ・自分の所属する学部・学科の専門分野に隣接する教養科目を学ぶことは大変意義があります。一方、固定観念に縛られずに社会で生じている出来事や課題への観察眼を養うことも大切で、そのためには、一見すると関連のない分野を学ぶことも必要です。このことは、学びを深める上での基本です。したがって、どの学科に所属していても、複数の学問領域から履修することが望まれます。

社会科学の学問領域と社会科学基礎科目の設置科目

社会科学の学問領域	社会科学基礎科目の設置科目
社会科学全般	社会科学論 社会思想
経済学	経済と社会 現代の経済
経営学	はじめての経営
商学	マーケティングベーシックス 企業と会計
教育学	教育学入門 子どもと社会の教育学
地理学	地理学への招待
社会学	社会学入門 現代の社会学
情報学	情報社会

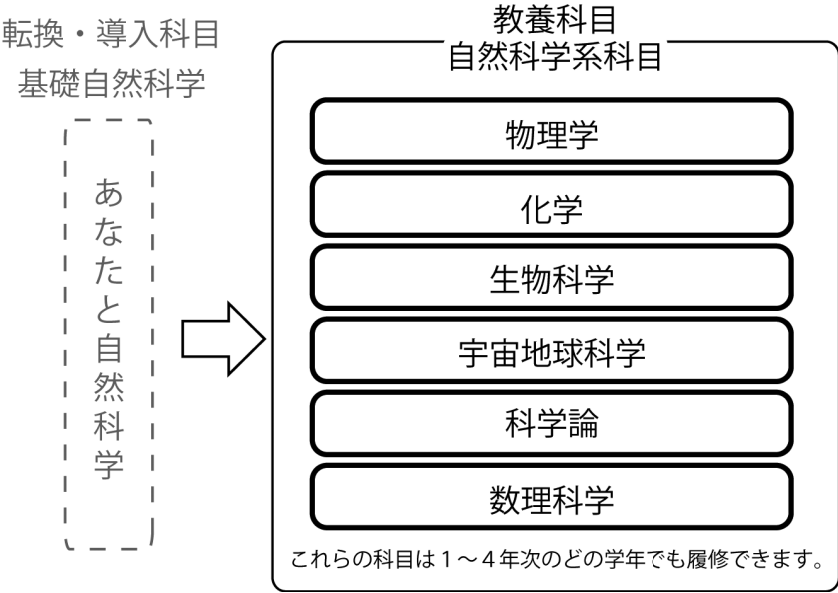
(3) 自然科学系科目

自然科学系科目を学ぶ意義と目的

「自然科学系科目」として、物理学、化学、生物科学、宇宙地球科学、科学論、数理科学が設置されています。転換・導入科目「基礎自然科学」のあなたと自然科学でその一端に触れた科学的思考力をそれぞれの科目を通じて深化させます。

そのために次のような目的で科目を設置しています。

- ① 自然や物質の成り立ちと人間の存在に関する普遍的な原理の理解：現在では、宇宙の創成から人類の誕生に至るまでの科学的な理解が進んでいます。「地球に生きる私たち」という位置づけができる力を養います。
- ② 現代社会を生き抜くための多角的な視野の形成：人文・社会科学系の学問と異なる、実験や観察に基づいたアプローチをする自然科学的な発想や視点を身につけ、客観的な思考力を養います。
- ③ 現代社会が抱える課題を解決する能力の育成：科学技術の著しい発展は、人類に恩恵をもたらす一方で環境問題や遺伝子操作などの数々の問題も生み出してきました。これらの問題に対する適切な判断力や深く広い生命観を培います。



自然科学系科目の学び方

それぞれの自然科学系科目が扱う内容に関する代表的なキーワードは、次の表のとおりです。「物質」や「環境」、「宇宙」といった広いテーマに関連するキーワードは、複数の科目に含まれていることが分かります。各自の学修目的に合わせて履修科目を選択してください。

科目名	それぞれの科目が扱う内容を表す代表的なキーワード
生物科学1 a・1 b	細胞, 遺伝子, DNA
生物科学2 a・2 b	生物と環境の科学, 生態学, 進化学
生物科学3 a・3 b	ホメオスタシス, 脳・神経, 内分泌, 感覚, 細胞
宇宙地球科学1 a・1 b	恒星, 銀河, 太陽系, 天体の運動, 天体の観測
宇宙地球科学2 a・2 b	プレートテクトニクス, 地震, 火山, 地球史, 環境変動
化学1 a・1 b	物質の理解, ものづくりの基本, 元素と周期表, 物質の多様性, 生体関連物質
化学2 a・2 b	エネルギー資源, 自然環境, リサイクル, 有機化合物, 生体分子
物理学1 a・1 b	力学, 波動, 量子論, 電磁気学
物理学2 a・2 b	現代物理, 宇宙論, 相対論, 素粒子論, 統計熱力学
数理科学1 a・1 b	代数
数理科学2 a・2 b	解析・幾何
数理科学3 a・3 b	統計
科学論1 a・1 b	進化論, 大きすぎて見えないもの, 小さすぎて見えないもの
科学論2 a・2 b	科学と技術, 科学史, 人間と科学

- ・興味のあるキーワードを中心に関連する科目を履修するのも一つの方法です。
- ④「環境」に興味がある→宇宙地球科学2 a・2 bと生物科学2 a・2 b, および化学2 a・2 bを履修する。
- ④「宇宙」に興味がある→宇宙地球科学1 a・1 bと物理学2 a・2 bを履修する。
- ④分野を超えて幅広く, そして深く履修する。→数理科学で「数学」を学び, この知識を生物科学2 a・2 bの「生態学」の学修に活かす。

- ・法学部では、自然科学系科目2単位が卒業要件単位として設定されています。
- ・「〇〇1 a」など番号+アルファベットまでが科目名です。また、「〇〇1 a」と「〇〇1 b」は別科目です。
- ・「〇〇1 a」, 「〇〇2 a」, 「〇〇3 a」は科目のテーマ・内容を区別する番号であり、難易度を意味するものではありません。「〇〇3 a」から履修しても構いません。
- ・いずれの科目も、年次に関わらず自由に履修することができます。
- ・開講されている科目で扱う具体的な内容については、講義要項（シラバス）で確認してください。
- ・科目名が同じでも、担当する教員が異なる場合、扱う内容が異なることもあります。

（４）融合領域科目

融合領域科目を学ぶ意義と目的

「融合領域科目」は、各学部における専門科目とは異なり学際的なテーマを扱います。また一つのテーマについて多方面からのアプローチが存在することをみなさんに示しながら、どんな社会現象や自然現象にも複数の側面（多面性）があり、それらの間に複雑な関係性があることを理解させ、みなさんの思考力に総合的な分析力や判断力が加わることを主な目的としています。

融合領域科目に 設置される科目	科目の目的や内容
学際科目	学際的なテーマを扱い、原則として複数の教員やゲストスピーカーが共同で講義を行います。広い視野からの多面的・学際的な検討により、総合的な判断力を育成します。
テーマ科目	新しく注目を集めている学問領域やテーマについて深く掘り下げて講義します。
新領域科目	学際科目やテーマ科目が扱うような特定の学問領域に属さない特殊領域の科目に対応し、講義します。
キャリア科目	業種や職種を理解し、自らのキャリアを具体的に展望することを目的とした キャリア科目1（キャリア開発） と、企業が抱える課題の解決策を考えることで、主体的にキャリアデザインできる能力を修得する キャリア科目2（キャリア研究） により構成されています。転換・導入科目の キャリア入門 を基礎として、より進んだキャリア形成を目指します。
教養テーマゼミナール	少人数の相互コミュニケーションによるゼミナール形式の科目です。担当教員の専門分野に関連したテーマを設定し、発表・討論を中心に進め、深く研究を行います。
教養テーマゼミナール論文	同じ担当教員の 教養テーマゼミナール を2年間以上履修する場合に履修することができます。設定したテーマについて深く研究し、論文を作成します。

融合領域科目の学び方

- ・融合領域科目は、2・3・4年次に履修します。
- ・開講されている科目で扱う具体的な内容については、講義要項（シラバス）で確認してください。

注意事項

- ◎**教養テーマゼミナール**は1・2・3に区分され、1は2年次、2は3年次、3は4年次配当の科目です。連続して同じ教員が担当する**教養テーマゼミナール**を履修することもできますし、年度毎に別の教員が担当する**教養テーマゼミナール**を履修することもできます。
- ◎同一年度に**教養テーマゼミナール**と専門科目のゼミナールを履修できます。
- ◎同一教員の**教養テーマゼミナール**を2年間以上履修する場合、**教養テーマゼミナール論文**を履修することが可能です。
- ◎**教養テーマゼミナール**は、毎年11月頃、次年度の履修者の募集を行います。募集要項は教務課で配付します。

(5) 保健体育系科目

スポーツリテラシーを学ぶ

スポーツリテラシーとは、「スポーツ実践を通じて、その過程における経験をスポーツ文化に関する知を活用しながら分析・鑑賞・評価し、スポーツによるコミュニケーションを創り出す能力」を言います。**スポーツリテラシー**では、スポーツが有するさまざまな可能性に触れて身体知を養い、スポーツを通じた学士力の養成と心身の健康の維持増進に取り組みます。また、共に学ぶ仲間作りの場としてのスポーツを実践し、スポーツを媒介にして学生間の意思疎通能力を育みながら豊かな人間性や倫理観を養います。

スポーツウェルネスを学ぶ

スポーツウェルネスとは、「スポーツ実践を通じて、積極的に心身の健康維持・増進を図ろうとする生活態度・行動」のことを言います。**スポーツウェルネス**では、スポーツを通じた身体活動が、健康なライフスタイルの創造に貢献することを体感し、「学びの力」の土台となる心身の健康の維持増進を果たすとともに、将来における健康面の課題を解決するための運動習慣の醸成を図ります。

スポーツリテラシーおよび**スポーツウェルネス**での取り組みは、**アドバンストスポーツ**での実践的な身体活動や**スポーツ論**で学ぶスポーツが有する多角的な価値の理解につながっていきます。

アドバンストスポーツを学ぶ

アドバンストスポーツでは、スポーツを専門的レベルから学びます。対象スポーツにおける幅広い知識と専門性の高い技術の獲得とともに、トップアスリートとの交流、審判法やマッチメイク等のマネジメントについての学習などにより、スポーツをライフスタイルの中に取り込み、生涯にわたり身体的、精神的、社会的に健康で豊かな生活を送る能力を身につけることを目的にしています。

スポーツ論を学ぶ

スポーツ論は理論科目です。スポーツが有する多角的な価値について、社会科学、自然科学、人文科学などの視点から学び、世界共通の人類の文化であるスポーツに関する教養を深めるとともに、在学時および卒業後において日常的にスポーツに親しみ、スポーツを通じて地域社会と積極的に関わりながら心身の健全な発達、明るく豊かな生活の形成に繋げることでできる能力の醸成を目指します。

スポーツリテラシー（1単位）、スポーツウェルネス（1単位）、スポーツ論（2単位）およびアドバンススポーツ（2単位）の中から計2単位の修得が卒業要件単位として設定されています。

1 年次	2～4 年次
スポーツリテラシー	・スポーツの持つ様々な可能性にふれ、その理解を進めるとともに、スポーツを通じたコミュニケーションの場を提供します。
スポーツウェルネス	・スポーツを通じた心身の変化に触れ、将来における心身の健康維持や健康の増進を図る方法について理解を深めます。 ・シーズンスポーツの集中授業も展開されています。
	アドバンススポーツ ・「スポーツリテラシー」と「スポーツウェルネス」の2科目2単位を修得した場合に履修できる科目です。 ・「する・見る・支える」スポーツの楽しさを広げ、スポーツをライフスタイルに取り入れていけるようなスキルを身につけます。 ・シーズンスポーツの集中授業も展開されています。
	スポーツ論 ・スポーツ論は理論科目です。 ・スポーツを様々な視点から捉えた6つの科目が展開されています。 - スポーツ論（健康と生涯スポーツ） - スポーツ論（オリンピックとスポーツ） - スポーツ論（スポーツコーチング） - スポーツ論（スポーツライフデザイン論） - スポーツ論（人類とスポーツ） - スポーツ論（トレーニング科学） ・同一科目を重複して履修することはできません。

注意事項

- ◎スポーツリテラシー、スポーツウェルネスおよびアドバンススポーツ履修する際は、事前に健康診断を受ける必要があります。
- ◎同一年度にスポーツリテラシーとスポーツウェルネスの同一種目を履修することはできません。
- ◎疾病、身体虚弱および肢体不自由など、運動を制限されている場合は、教務課窓口もしくは第1回目の授業時に申し出てください。
- ◎個々の科目および種目内容については、講義要項（シラバス）を参照してください。
- ◎2年次以降から、アドバンススポーツとスポーツ論が履修できます。
- ◎2年次以降のアドバンススポーツは、スポーツリテラシーとスポーツウェルネスの単位を修得した場合に履修できます。
- ◎アドバンススポーツは同一種目を重複履修、また複数種目を履修する事ができます。
- ◎スポーツ論は、「スポーツ論（健康と生涯スポーツ）」のように（ ）までが科目名です。
- ◎スポーツウェルネス（集中）およびアドバンススポーツ（集中）は、4年次では履修できません。

5. 外国語科目

外国語科目には、「英語」と「英語以外の外国語」、「海外語学研修」があります。

「英語」では、高校時代までで学んできた英語を土台としつつ、日本を含めた世界を意識した英語の学習に取り組みます。急速なグローバル化の時代、みなさんが将来どの分野に進もうとも、英語は不可欠です。ぜひ目的意識をもって英語の学修を続けていきましょう。

「英語以外の外国語」では、ことばそのものを修得すると同時に、その背景にある社会の考え方や文化（Cultures）に触れます。そこから、未知の人たちとのコミュニケーション（Communication）が始まります。新しいことばは、英語だけでは知ることのできない世界とつながる（Connections）、異文化への新鮮な窓口です。

「海外語学研修」は、実践的に語学力を伸ばす絶好の機会であると同時に、異文化圏での生活を肌で体験することによって、机上の学習では決して得ることのできない感動や刺激を受けることができます。

◎「CALL 自習室」と「語学相談」の紹介

生田・神田キャンパス 1 号館地下には CALL 自習室と CALL ライブラリーがあり、各種語学の視聴覚教材をはじめ、検定試験対策教材や雑誌等が視聴、閲覧できます。また、生田10号館 1 階情報コアゾーンにも CALL 自習スペースは設けられていて、こちらでは DVD を中心とした教材が利用できます。語学相談も受け付けているので、積極的に利用しましょう。

なお、インターネットブラウザ上で学習を行える e-learning 教材（ALC NetAcademy NEXT）もあります。専修大学の学生なら、手続きなしで活用することができ、英語資格試験対策などの学習を学内のみならず学外でも行うことができます。

（1）英語

英語を学ぶ意義

外国語科目の「英語」では、高等学校までで学んできた英語を土台としつつ、新たに大学生として英語や英語を取り巻く社会状況を理解し、学修することを目指します。コミュニケーションの手段として、また情報収集、発信の手段として不可欠な英語力をさらに伸ばしていくことを目指しましょう。また、実用的な面のみならず、異文化への関心や理解を深め、人間としての視野を広げることも大変重要です。

必ず履修する英語科目に加え、英語の 4 技能（Reading, Listening, Speaking, Writing）をさらに高め、グローバル化時代の多様なニーズにこたえられるよう、様々な選択科目の英語が用意されています。幅広く用意された選択科目を積極的に履修することでさらなる英語力の向上を目指すとともに、異文化への理解を深めましょう。

① 英語の履修方法

法学部では、1 年次で、外国語科目の英語 4 科目（4 単位）を履修することとなっています。

（A 群）Basics of English (RL) 1a, 1b または Intermediate English (RL) 1a, 1b の 2 科目と、（B 群）Basics of English (SW) 1a, 1b または Intermediate English (SW) 1a, 1b の 2 科目を履修します。

2 年次には（C 群）Basics of English (RL) 2a, 2b または Intermediate English (RL) 2a, 2b の 2 科目と（D 群）Basics of English (SW) 2a, 2b または Intermediate English (SW) 2a, 2b の 2 科目

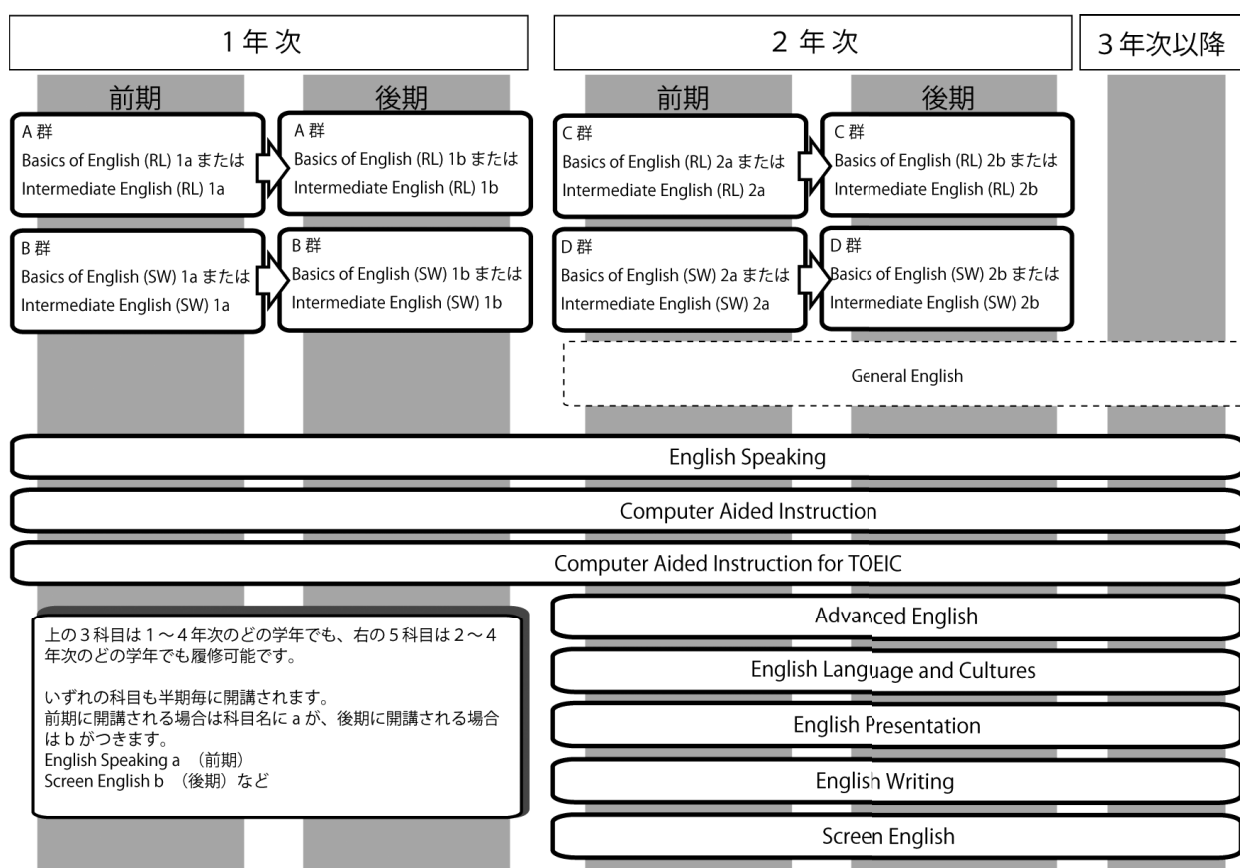
の計4科目（4単位）を履修します。

RLはリーディングとリスニングが中心、SWはスピーキングとライティングが中心の科目です。BasicsとIntermediateの違いについては、次の②を見てください。

科目名にaがつく科目は前期、bがつく科目は後期開講で、これらの科目は半期1単位で半期ごとにそれぞれ成績がつきます。

これらの科目の単位を修得できなかった場合には、General Englishを履修して不足分の単位を修得しなければなりません。General Englishは半期科目として実施されます。

なお、2年次のC群およびD群の履修に代えて、英語以外の外国語「基礎」の科目（中級1a, 1b, 2a, 2b）の4科目（4単位）を履修することもできます。



② 英語の特徴

習熟度別クラスで学修します。入学時の「英語科目プレイスメントテスト」によって、Basics of EnglishとIntermediate Englishのどちらを履修するかが決定します。

基礎的な学修が必要な場合はBasics of English、基礎が修得されている場合はIntermediate Englishを履修します。

Intermediate EnglishはさらにMidとHighに分かれています。特に希望すれば、英語科目プレイスメントテストによって指定されたクラスより、1レベル上（Basics of English → Intermediate English (Mid), Intermediate English (Mid) → Intermediate English (High)）のクラスの履修を許可されることもあります。

③ 選択科目について

外国語科目の英語では、みなさんのニーズにこたえられるよう幅広い選択科目を用意しています。

◎ 1 年次から履修できる選択科目

1 年次から選択できる英語の選択科目は次の 3 種類です。これらは 2～4 年次でも履修できます。選択科目で修得した単位は、自由選択修得要件単位として、卒業要件単位に含まれます。

English Speaking a, English Speaking b

ネイティブスピーカーの指導のもと、会話を中心にコミュニケーション力を養います。この科目は、a、b それぞれ 4 単位まで履修することができます。

Computer Aided Instruction a, Computer Aided Instruction b

e-learning 教材を使用し、基礎的な英語力を強化します。

Computer Aided Instruction for TOEIC a, Computer Aided Instruction for TOEIC b

e-learning 教材を使用し、TOEIC® で 600 点以上のレベルの英語力獲得を目指します。

これらの科目は半期 1 単位です。

◎ 2 年次から履修できる選択科目

2～4 年次は、1 年次から選択できる上記の 3 種類の科目に加えて、さらに 5 種類の選択科目を履修することができます。

Advanced English a, Advanced English b

発展的な内容を学修し、英検、TOEFL®, TOEIC® 等の資格試験に対応できる英語力を目指します。この科目は、a、b それぞれ 4 単位まで履修することができます。

English Language and Cultures a, English Language and Cultures b

英語圏の文化、言語、コミュニケーションのあり方を、様々な題材を使って掘り下げていきます。この科目は、a、b それぞれ 4 単位まで履修することができます。

English Presentation a, English Presentation b

プレゼンテーションの技法を身につけ、聞き手にわかりやすく説明する能力を養います。

English Writing a, English Writing b

正しい文章を書き、正確に情報を伝達する能力を養います。

Screen English a, Screen English b

映画で使用する口語英語の文法・表現・音声について、基礎的な知識を学びます。

これらの科目は半期 2 単位です。

④ 資格試験による単位認定（英語）

英検、TOEFL®, TOEIC® において、一定の基準を満たしている学生には一定水準以上の英語力を有するものとみなし、P.61の表のとおり単位を認定します。

	検定試験の種類	基準認定	認定 単位数	認定科目群		認定科目名（単位数）
上位 基準	英検（英検 S-CBT を含む）	準 1 級以上 または CSE 2.0 2304 以上	4	必修科目	A 群	Intermediate English（RL）1 a または Basics of English（RL）1 a（1）
						Intermediate English（RL）1 b または Basics of English（RL）1 b（1）
					B 群	Intermediate English（SW）1 a または Basics of English（SW）1 a（1）
						Intermediate English（SW）1 b または Basics of English（SW）1 b（1）
	TOEFL iBT®*	83点以上		選択必修科目	C 群	Intermediate English（RL）2 a または Basics of English（RL）2 a（1）
						Intermediate English（RL）2 b または Basics of English（RL）2 b（1）
		D 群			Intermediate English（SW）2 a または Basics of English（SW）2 a（1）	
					Intermediate English（SW）2 b または Basics of English（SW）2 b（1）	
		730点以上		選択科目	Advanced English a（2）	
					Advanced English b（2）	
					English Language and Cultures a（2）	
					English Language and Cultures b（2）	

	検定試験の種類	基準認定	認定 単位数	認定科目群		認定科目名（単位数）
下 位 基 準	英検（英検 S-CBT を含む）	—	2	必修科目	A 群	Intermediate English（RL）1 a または Basics of English（RL）1 a（1）
						Intermediate English（RL）1 b または Basics of English（RL）1 b（1）
					B 群	Intermediate English（SW）1 a または Basics of English（SW）1 a（1）
						Intermediate English（SW）1 b または Basics of English（SW）1 b（1）
	TOEFL iBT®*	61点以上		選択必修科目	C 群	Intermediate English（RL）2 a または Basics of English（RL）2 a（1）
						Intermediate English（RL）2 b または Basics of English（RL）2 b（1）
		D 群			Intermediate English（SW）2 a または Basics of English（SW）2 a（1）	
					Intermediate English（SW）2 b または Basics of English（SW）2 b（1）	
				600点以上	選択科目	Advanced English a（2）
						Advanced English b（2）
		English Language and Cultures a（2）				
		English Language and Cultures b（2）				

* TOEFL iBT® = TOEFL Internet-Based Test

注意事項

単位認定の取り扱いについて

- ◎認定単位数の上限は4単位です。下位基準による2単位の認定を受けたものが、その後に上位基準を満たした場合、翌年度以降に追加認定を申請できますが、その際の認定単位数は、上限単位数から既認定単位数を差し引いた2単位となります。
- ◎同一基準において複数の検定試験で基準を満たしている場合も、認定はいずれか一種類の検定試験によります。
- ◎TOEFL ITP®, TOEIC®-IP は認定対象には含まれません。
- ◎認定科目の成績評価は点数で表さず、「認定」とします。
- ◎認定された単位は、各年次の履修上限単位数には含めません。
- ◎認定科目（群）は原則として、未修得科目のうち必修科目とし、すべての必修科目を修得している場合には、Advanced English a, b または English Language and Cultures a, b を認定します。

申請手続き

- 1) 申請期間内に提出書類を教務課に提出してください。
- 2) 申請期間は、当該年度の4月20日（休日の場合は前日）までとします。
- 3) 提出書類は①単位認定申請書と②合格証またはスコアカードの原本です。入学試験出願時に原本を提出した場合は、窓口で申し出てください。
- 4) 合格資格の有効期限は申請日からさかのぼり、2年以内とします。

(2). 英語以外の外国語

英語以外の外国語を学ぶ意義

Communication + Cultures + Connection : 3つのCをさらに充実させよう

Communication : 未知の人たちとコミュニケーションしよう！

Cultures : さまざまな国、地域の社会と文化を理解しよう！

Connections : 国を越えて、分野を越えて、人と、社会とつながろう！

英語以外の外国語には、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、ロシア語、インドネシア語、コリア語、アラビア語、イタリア語が設置されています。また、あわせて日本語による講義科目である世界の言語と文化と言語文化研究を履修することで、さまざまな国や地域の社会とその背後にある文化を勉強することができます。

① 英語以外の外国語の履修方法

法学部では、1年次において、英語以外の外国語「導入」の科目（初級1a, 1b, 2a, 2b）の4科目（4単位）を履修することとなっています。2年次には「基礎」の科目（中級1a, 1b, 2a, 2b）の4科目（4単位）を履修します。科目名にaがつく科目は前期、bがつく科目は後期開講で、これらの科目は半期1単位で、半期ごとにそれぞれ成績がつきます。

なお、2年次の「基礎」の科目の履修に代えて、英語C群およびD群の科目を履修することもできます。

② 英語以外の外国語の「導入」以外の科目について

英語以外の外国語では、みなさんのニーズにこたえられるよう幅広い科目を用意しています。

中級 1a, 1b：初級で学んだことの復習＋さらに発展した語学力・コミュニケーション力を養います。年度を越えてそれぞれ2科目まで履修することができます。

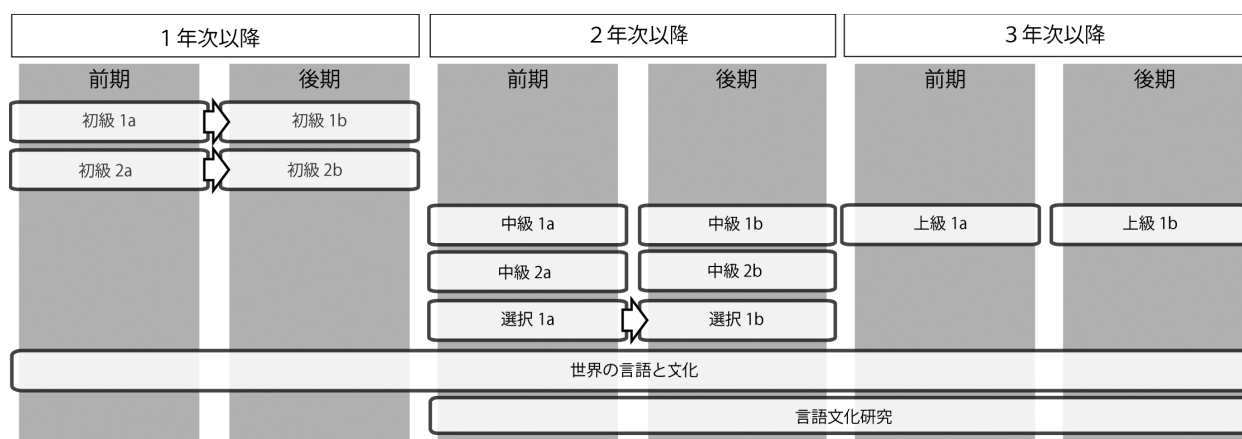
中級 2a, 2b：初級で学んだことの復習＋さらにテーマ別に語学力を養います。年度を越えてそれぞれ2科目まで履修することができます。

上級 1a, 1b：個別のテーマで、中級以上のさらに進んだレベルの語学力を養います。同一年度にそれぞれ2科目まで、年度を越えてさらに2科目、合計で4回履修することができます。

選択 1a, 1b：第三の外国語として、入門的な語学力・コミュニケーション力を養います。

世界の言語と文化：各国の言語の背景にある文化を広く学びます。

言語文化研究：世界各地のさまざまな文化や社会およびその間の関係を深く学びます。日本語による講義科目です。



⇒で結ばれた科目は、同一曜日・時限、同一担当者の科目をセットで履修します。

注意事項

◎英語以外の外国語「導入」の科目（初級 1a, 1b, 2a, 2b）の4科目（4単位）を修得した場合は、同じ言語の選択 1a・1bを履修することはできません。同様に、同じ言語の初級4科目（4単位）と選択 1a・1bを同時に履修することはできません。

◎選択 1a・1bは外国語科目の英語以外の外国語「導入」の科目（初級 1a, 1b, 2a, 2b）の4科目（4単位）の単位を修得した後に履修できます。

◎必修の外国語として履修した科目の単位が未修得の場合は、再履修しなければなりません。

◎中級以上の科目については、開講されない外国語もあります。

◎英語以外の外国語に設定された卒業要件単位を超過して修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。

③ 資格試験による単位認定（英語以外の外国語）

高校までに、すでに英語以外の外国語を学修し、指定された資格試験で一定の基準を満たしている場合、入学年度当初に英語以外の外国語の初級 1 a・1 b および初級 2 a・2 b（4 科目 4 単位）の認定を行い、中級の科目に進むことができます。

下表の資格試験の基準を満たしている学生は、初級 1 a・1 b および初級 2 a・2 b の単位認定の申請を行ってください。

検定試験の種類	認定基準	認定 単位数	認定科目（単位数）
ドイツ語技能検定試験	4 級	4	ドイツ語初級 1 a (1)
Goethe-Institut ドイツ語検定試験	A 1	4	ドイツ語初級 1 b (1)
オーストリア政府公認ドイツ語能力検定試験	A 1	4	ドイツ語初級 2 a (1)
			ドイツ語初級 2 b (1)
実用フランス語技能検定試験	4 級	4	フランス語初級 1 a (1)
			フランス語初級 1 b (1)
DELF-DALF フランス語資格試験	A 1	4	フランス語初級 2 a (1)
			フランス語初級 2 b (1)
中国語検定試験	4 級	4	中国語初級 1 a (1)
			中国語初級 1 b (1)
HSK 漢語水平考試	HSK 4 級	4	中国語初級 2 a (1)
			中国語初級 2 b (1)
スペイン語技能検定	5 級	4	スペイン語初級 1 a (1)
			スペイン語初級 1 b (1)
DELE スペイン語検定試験	A 1	4	スペイン語初級 2 a (1)
			スペイン語初級 2 b (1)
ロシア語能力検定試験	3 級	4	ロシア語初級 1 a (1)
			ロシア語初級 1 b (1)
			ロシア語初級 2 a (1)
			ロシア語初級 2 b (1)
インドネシア語技能検定試験	D 級	4	インドネシア語初級 1 a (1)
			インドネシア語初級 1 b (1)
			インドネシア語初級 2 a (1)
			インドネシア語初級 2 b (1)
ハングル能力検定試験	4 級	4	コリア語初級 1 a (1)
			コリア語初級 1 b (1)
韓国語能力試験	TOPIK I (2 級)	4	コリア語初級 2 a (1)
			コリア語初級 2 b (1)

注意事項

単位認定の取り扱いについて

- ◎同一言語の4科目4単位をセットで認定します。
- ◎同一基準において複数の検定試験で基準を満たしている場合も、認定はいずれか一種類の検定試験によります。
- ◎認定科目の成績評価は点数で表さず、「認定」とします。
- ◎認定された単位は、各年次の履修上限単位数には含めません。
- ◎認定された場合は、所定の手続きを経ることで、1年次に同一言語中級科目の履修が認められます。
- ◎認定された場合は、初級1 a・1 bおよび初級2 a・2 bを履修することはできません。別の外国語を学修する場合、2年次以降に選択1 a・1 bを履修してください。

申請手続き

- 1) 申請期間内に提出書類を教務課に提出してください。
- 2) 申請期間は、入学年度の4月20日（休日の場合は前日）までとします。
- 3) 提出書類は①資格試験による単位認定・既習者科目履修登録申請書と②合格証またはスコアカードの原本です。

(3) 海外語学研修

海外語学研修および交換留学

本学の国際交流センターでは、海外の大学等と協定を結び様々な留学プログラムを設け、留学を希望する学生のサポートを行っています。留学は実践的に語学力を伸ばす絶好の機会であると同時に、異文化圏での生活を肌で体験することによって、机上の学習では決して得ることのできない感動や体験を得ることができます。各プログラムの詳細については、国際交流センター窓口・グローバルカウンターまで問い合わせてください。

留学プログラムを修了することによって単位認定される科目を次に紹介します。

① 海外語学短期研修

海外語学短期研修は、夏期留学プログラムを修了した場合に海外語学短期研修1に、春期留学プログラムを修了した場合に海外語学短期研修2に認定されます。

「夏期・春期留学プログラム」は、夏期・春期休暇を利用して海外の協定校等で約1ヶ月にわたって集中的な語学研修を行うものです。留学プログラム開設コース及び内容については令和6年12月現在のものです。

海外語学短期研修1〔2単位（1～3年次配当）〕

夏期留学プログラム開設コース：

社会知性開発 CIE オックスフォード（英国）

社会知性開発 ウーロンゴン大学（オーストラリア）

研修期間は約3～4週間で、1日4～5時間程度の初級レベルの語学研修と課外活動を行います。実践的な会話を学修し、ホームステイやフィールドトリップなどをおして現地の文化・歴史・生活習慣を学べます。CIE オックスフォードでは現地学生とプロジェクトワークを行い、英語でプレゼンテーションを実施します。ウーロンゴン大学では語学研修終了後、シドニーにてインターンシップを体験します。

海外語学短期研修2〔2単位（1～3年次配当）〕

春期留学プログラム開設コース：

英 語 カルガリー大学（カナダ）、ワイカト大学（ニュージーランド）

中 国 語 国立中山大学（台湾）

コ リ ア 語 慶熙大学（韓国）

ド イ ツ 語 マルティン・ルター大学ハレ・ヴィッテンベルク（ドイツ）

フランス語 トゥーレーヌ語学センター（フランス）

スペイン語 アリカンテ大学（スペイン）／グアナフアト大学（メキシコ）

※スペイン語コースはスペインとメキシコにおいて隔年で実施しています。

研修期間は4～5週間で、1日4時間程度の語学研修と課外活動を行います。英語コースの応募にはTOEFL®スコアが必要です。また、コースによっては文化施設見学やフィールドトリップ等、様々なプログラムが展開されています。

注意事項

- ◎最新情報はホームページで確認してください。
- ◎単位は希望者のみに与えられますので、希望者は研修参加が決定した後で定められた期日までに科目履修登録を行ってください。
- ◎評価は各プログラムの習熟度により本学の基準で行い、「認定」として単位を授与します。
- ◎それぞれの言語ごとに各1回単位を自由選択修得要件単位として修得することができます。ただし、4年次生の参加者及び同一留学プログラム同一言語コース2度目の参加者については対象となりません。
- ◎当該科目は留学プログラムに参加した次年度に選考される学術奨学生および卒業時に選考される川島記念学術賞の選考対象科目から除外されます。

② 海外語学中期研修

海外語学中期研修は、中期留学プログラムを修了した場合に認定されます。

「中期留学プログラム」は、本学協定校あるいは研修校に前期または後期の4～5ヶ月間留学し、外国人留学生を対象に開講されている集中語学コースに参加するプログラムです。留学プログラム開設コース及び内容については令和6年12月現在のものです。

海外語学中期研修 1～8 [各2単位 (2～4年次配当)]

中期留学プログラム開設コース：

- 英 語 (前期)：カルガリー大学 (カナダ)、ウーロンゴン大学 (オーストラリア)、ワイカト大学 (ニュージーランド)
- 英 語 (後期)：ネブラスカ大学リンカーン校 (米国)
- 社会知性開発 (後期)：ワイカト大学+インターンシップ (ニュージーランド)
- ド イ ツ 語 (前期)：ライプツィヒ大学 (ドイツ)
- フ ラ ン ス 語 (後期)：フランシュ＝コンテ大学 CLA (フランス)
- 中 国 語 (後期)：上海大学 (中国)
- ス ペ イ ン 語 (後期)：グアナフアト大学 (メキシコ)
- コ リ ア 語 (後期)：檀国大学 (韓国)

実践的なコミュニケーション能力の習得に加え、大学の正規授業を受けるために必要なアカデミックスキル (プレゼンテーション、ノート・テイキング、リサーチ、論文の書き方等) や、異文化について学ぶことができます。

注意事項

- ◎最新情報はホームページで確認してください。
- ◎中期留学プログラムの留学期間は在学期間に算入されます。
- ◎単位は希望者のみに与えられますので、希望者は中期留学プログラムへの参加決定後、所定の期間に教務課で面接の上、中期留学プログラムにおいて修得を希望する科目の履修登録を行ってください。
- ◎学修成果の評価は、当該科目担当教員が「事前授業」、「事後授業」、「留学先の成績表」等に基づいて行い、「認定」として単位を授与します。
- ◎単位は自由選択修得要件単位として、英語では**海外語学中期研修 1～8 (英語)** (各2単位)、ドイツ語では**海外語学中期研修 1～8 (ドイツ語)** (各2単位)、フランス語では**海外語学中期研修 1～8 (フランス語)** (各2単位)、中国語では**海外語学中期研修 1～8 (中国語)** (各2単位)、スペイン語では**海外語学中期研修 1～8 (スペイン語)** (各2単位)、コリア語では**海外語学中期研修 1～8 (コリア語)** (各2単位) で、それぞれ最高16単位まで認定されます。また、専門科目としては「特殊講義 国際体験学習 I～IV」 (各2単位) に認定されます。
- ◎当該科目は留学プログラムに参加した次年度に選考される学術奨学生および卒業時に選考される川島記念学術賞の選考対象科目から除外されます。

③ 交換留学

交換留学には、「長期交換留学プログラム」 (8ヶ月～1年間) と「セメスター交換留学プログラム」 (4～5ヶ月間) の2種類があります。どちらも本学協定校にて、正規授業科目を履修するプログラムです。留学中に修得した単位は、審査のうえ60単位 (学部、学科により異なる) を上限に本学の単位に振り替えることができます。また、国際交流協定に基づいて留学先大学への学費の一部または全部が免除されます (集中語学研修授業料は除く)。

募集時期・出発時期の詳細については国際交流センターの「交換留学・中期留学ガイドブック」を確認してください。

長期交換留学プログラム第1期：

- 英 語：ウーロンゴン大学（オーストラリア）、ワイカト大学（ニュージーランド）
- 中 国 語：上海大学、西北大学（中国）、国立中山大学（台湾）
- モンゴル語：モンゴル国立大学（モンゴル）
- コ リ ア 語：檀国大学、慶熙大学（韓国）
- ド イ ツ 語：マルティン・ルター大学ハレ・ヴィッテンベルク（ドイツ）
- フランス語：リヨン政治学院（フランス）

長期交換留学プログラム第2期：

- 英 語：ネブラスカ大学リンカーン校、サスケハナ大学、オレゴン大学（米国）、カルガリー大学（カナダ）、ダブリン大学トリニティカレッジ（アイルランド）
- スペイン語：イベロアメリカーナ大学（メキシコ）

セメスター交換留学プログラム：

- 英 語：ネブラスカ大学リンカーン校、サスケハナ大学、オレゴン大学（米国）、カルガリー大学（カナダ）、ダブリン大学トリニティカレッジ（アイルランド）

注意事項

- ◎プログラム及び内容については令和6年12月現在のものです。最新情報はホームページで確認してください。
- ◎交換留学プログラムの留学期間は在学期間に算入されます。
- ◎交換留学プログラムにおける単位認定は、所属学部によって規定が異なります。所属学部の教務課にて確認してください。
- ◎認定された科目は留学プログラムに参加した次年度に選考される学術奨学生および卒業時に選考される川島記念学術賞の選考対象科目から除外されます。

V 専 門 科 目

大学における学修

専修大学の
学士課程教育

転換・導入科目

教養科目
外国語科目

専
門
科
目

外国人留学生の
履修について

資
格
課
程

海外留学
プログラム

情報科学センター

卒業後の進路

各種規程・規則

1. 専門科目

法学部では、法律学科と政治学科のそれぞれの学問体系と方法論を学修するために専門教育が行われています。そしてその目的を実現するために多種多様な専門科目が用意されています。また、学生のみさんの将来の進路や知的関心に基づく学修ニーズによりきめ細かく対応するため、法律学科では履修モデル、政治学科ではコース制を導入しています。法律学科では、1年次前期から履修モデルを登録し、学修を進めます。政治学科では、1年次の後期にコースガイダンスを受けたうえで、自分にとって適切なコースを選択して学修を進めます。

専門科目の履修の仕方は、法律学科では選択するモデルによって、政治学科では選択したコースによって、それぞれ変わってきます。それぞれの学科で、多様な授業科目が学年毎に体系的に置かれており、みなさんはその学年に配当されている科目を履修することになります。

2. 法律学科での学び方

(1) 法律学科の特徴

人は生まれてから死を迎えるまで、法律に取り巻かれて生きてゆきます。私たちの社会生活や家庭生活は、無数の法律によって守られ、規律されているのです。したがって、法律を学び、法律の知識を習得し、法的な思考方法を身につけることは、法律に関係する仕事に就くか否かにかかわらず、一人の市民として生きていくにあたって、大きな財産になります。

私たちが学ぼうとしている法律学とは、現代社会のさまざまな法的な問題状況について、その問題のありかたを的確に把握し、専門的な法知識を駆使しながら、最善と考えられる法的な解決策を見つけることのできる「法的なものの考え方」、つまり「リーガル・マインド」を養成する学問です。

そうした法律学を効果的に学修するために、法律学科では、さまざまな法分野の原理や知識の修得をめざすとともに、修得した原理や知識を応用できる教養と思考力をもつ人材の育成を目標として、カリキュラムを編成しています。

法律学科のカリキュラムの大きな特徴は、たくさんの履修モデルが用意されていることです。将来の進路や知的な興味関心に応じて履修モデルを選択し、1年次から4年次までモデルにそって専門科目を履修することで、効率的な学修が可能になります。多数のモデルがありますから、学修を進めていく中でめざす進路や興味関心が変化した場合にも、柔軟に対応することができます。

そして、法律学科の学修を充実させ、履修モデルの内容を実現できるように、奥深く幅広い法分野にわたる法律科目を開講しています。効率的に知識を吸収できる講義科目とともに、きめ細かい指導を重視したゼミナールなどの少人数教育科目も設置し、学問的緊張感の中で密度の濃い学修を実現しています。

(2) 「専修大学入門ゼミナール」および「基礎文献講読」について

1年次には、「専修大学入門ゼミナール」および「基礎文献講読」という少人数クラスによる2つの科目が置かれています。

1年次前期に置かれる「専修大学入門ゼミナール」は、転換・導入科目として展開される全学共通の専修大学入門科目であり、大学で学ぶことの理解、専修大学の歴史、大学で学ぶための基本的な技法（「アカデミックスキル」）を修得することを目的とし、1クラス25名前後の少人数による授業が実施されてい

ます。「専修大学入門ゼミナール」については、単位の修得は義務づけられていませんが、必ず履修しなければならない「必履修科目」であり、単位を修得できなかった場合でも、次年度に再履修することはできません。

1年次後期には、少人数クラスの演習科目である「基礎文献講読」が置かれています。「基礎文献講読」は「専修大学入門ゼミナール」に引き続き、発言力、文章力、読解力、創造力など学問上の知的コミュニケーション能力をよりいっそう成熟させることとともに、平易で基礎的な文献をテキストとして用いて、大学専門教育において主体的な学修を行うための基礎的な知的技法を修得することを目的としています。

なお、「基礎文献講読」については、専門科目の「第一選択必修科目」として配置されており、この科目の履修ないし単位の修得は義務づけられていません。しかし、「専修大学入門ゼミナール」に引き続き、少人数クラスにおいて教員並びに他の履修学生と共に主体的に学修に取り組む「基礎文献講読」に参加することにより、専門科目をより有意義に学ぶための技法や能力の修得が期待できます。

(3) 専門科目の分類

専門科目は、以下のように4つに分類されています。

① 必履修科目

法律学を学ぶうえで基礎となる重要な科目を1年次に必履修科目として配置しています。必履修となるのは、「法学の基礎」(前期2単位)、「民法入門」(前期2単位)、「憲法入門」(前期2単位)、および「刑事法入門」(前期2単位)の計4科目8単位です。他の専門科目を理解する上で、基礎となる科目です。必ず1年次で履修してください。

② 第一選択必修科目

法律学の入門的な科目であって、自分の興味・関心に応じて選択すべき科目を、第一選択必修科目として配置しています。これには、「商法入門」、「行政法入門」、「租税法入門」、「労働法入門」、「国際法入門」、「手続法入門」、「市民社会と法」および「基礎文献講読」があります。自分が選んだ履修モデルに基づいて、適切な科目を履修してください。

③ 第二選択必修科目

法律科目であって、必履修科目および第一選択必修科目以外のものを、第二選択必修科目に配置しています。この科目群に配置されている授業科目は、必履修科目や第一選択必修科目よりも専門性の高い内容のものです。多様な講義科目および演習科目があります。自分が選んだ履修モデルに基づいて、適切な科目を履修してください。

④ 選択科目

法律学以外の科目で、法律と関連がある科目や、将来法律の知識を生かした仕事をするうえで必要となる分野の科目が、選択科目に配置されています。政治学の科目のほか、会計やマーケティングなどに関連する科目があります。自分が選んだ履修モデルに基づいて、適切な科目を履修してください。

(4) 履修モデル

1. 法律学科の学生は履修モデルの中から、自己の関心や希望する進路に応じて自由に履修モデルを選択し登録してください。そして、登録した履修モデルに従って、毎年、自分の履修する科目を検討してください。履修モデルは、大きく4つの区分に分けられます。1つ目は法律専門職モデル、2つ目は公務員モデル、3つ目は企業法務モデル、4つ目は研究・教育モデルとなります。そして4つの区分の履修モデルはさらに細かく3つのモデルに分けられ、全部で12の履修モデルを配置しています。履修モデルは下記の通りです。

I 法律専門職モデル	III 企業法務モデル
①法曹モデル	⑦一般ビジネス法務モデル
②行政書士モデル	⑧金融ビジネス法務モデル
③租税法務モデル	⑨不動産・建設ビジネス法務モデル
II 公務員モデル	IV 研究・教育モデル
④国家公務員・地方公務員モデル	⑩外国の法と法の歴史モデル
⑤警察官・消防官モデル	⑪国際関係法モデル
⑥裁判所事務官モデル	⑫教職モデル

2. 各学年の履修には上限単位数が決まっています。専門科目だけでなく、転換・導入科目、教養科目、外国語科目、単位互換科目も含めて、履修登録できる科目は年間履修上限単位以内に収めなければなりません。
3. 履修モデルに記載されている科目や履修推奨年次は、一つの目安と考えてください。履修モデルに記載されている科目には、推奨科目と準推奨科目があります。推奨科目は、それぞれの履修モデルの最重要科目であり、そのモデルに基づいて学修する全ての学生に履修を勧める科目です。また、準推奨科目は、推奨科目に次ぐ重要科目であり、各自の関心に応じて選択して履修して欲しい科目です。
4. 履修モデルに示されていない科目も任意に選択して履修することができます。履修モデルに示されている科目をすべて履修登録してもなお、各学年の履修上限単位数に満たない場合には、履修モデルに示されていない科目も積極的に履修してください。
5. 履修モデルに示されている履修推奨年次は、その科目を履修する適切な年次を示しています。しかし、時間割や履修上限単位との関係で、履修推奨年次に履修できない場合には、その翌年度以降（一部の科目については、配当年次との関係で、履修推奨年次の前の年度）に履修することができます。また、履修推奨年次で履修したものの不合格となった科目については、その翌年度以降に再度履修することができます。
6. 履修モデルに示されている各科目の開講期間（前期・後期）は、原則としてその科目が開講される時期を示しています。年度によっては、履修モデルに示された開講期間とは異なる時期での開講となる場合や、科目が前期・後期の両方で開講される場合もあります。科目の開講期間についてはシラバスや時間割をよく確認するようにしてください。
7. 履修登録後に何らかの理由で履修を取りやめたい場合には、定められた期間内に必ず「履修中止」の手続きをとってください。
8. 履修モデルは自由に変更することができます。その場合には、新たに選択した履修モデルを in Campus のアンケート機能から登録してください。アンケート機能による履修モデルの変更期間は4月中となります。

①法曹モデル

法曹モデルは、弁護士や検察官、裁判官といった法曹（そのための法科大学院進学）や、司法書士などの法律専門職を目指す学生向けの履修モデルです。
このモデルでは、憲法、民法、刑法、商法・会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法といった基本六法を中心に、法曹や司法書士を目指す人が必要な科目を学修します。
の科目は、このモデルに基づいて学修する皆さんに履修することを勧めます。
の科目は、各自の関心に応じて履修してください。

分野	1年次		2年次		3・4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
導入科目	法学の基礎		市民社会と法			
演習科目		基礎文献講読	法学入門ゼミナールⅠ	法学入門ゼミナールⅡ	専門ゼミナールⅠ・Ⅱ	
公法	憲法入門	憲法統治機構論	憲法人権保障論Ⅰ 行政法Ⅰ	憲法人権保障論Ⅱ 行政法Ⅱ	行政救済法Ⅰ 租税法Ⅰ	行政救済法Ⅱ 租税法Ⅱ
民事法	民法入門	民法総則	物権法Ⅰ 債権各論Ⅰ	物権法Ⅱ 債権各論Ⅱ	債権総論Ⅰ 親族法相続法Ⅰ	債権総論Ⅱ 親族法相続法Ⅱ 都市法建築法
			会社法Ⅰ	会社法Ⅱ	コーポレートガバナンス 商法総則 手形法小切手法Ⅰ 保険法Ⅰ	コーポレートファイナンス 商取引法海商法 手形法小切手法Ⅱ 保険法Ⅱ
				手続法入門	民事訴訟法Ⅰ 倒産法Ⅰ 国際私法Ⅰ	民事訴訟法Ⅱ 民事執行保全法 倒産法Ⅱ 国際私法Ⅱ
刑事法	刑事法入門	刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ 刑法各論Ⅰ	刑法各論Ⅱ	刑事訴訟法Ⅰ 犯罪学	刑事訴訟法Ⅱ 刑事政策
社会法・産業法					経済法Ⅰ 労働法Ⅰ 労働法展開Ⅰ 知的財産法Ⅰ	経済法Ⅱ 労働法Ⅱ 労働法展開Ⅱ 知的財産法Ⅱ
国際法				国際法Ⅰ	国際法Ⅱ	国際紛争処理法

②行政書士モデル

行政書士モデルは、法律専門職の一つである行政書士を目指す学生向けの履修モデルです。
1年次では法律の入門科目を学修します。2年次以降は、憲法・行政法という公法分野や民法を中心に、行政書士に必要な科目を学修します。
の科目は、法律の入門科目や行政書士試験の受験に必要な科目ですから、履修することを勧めます。
の科目は、行政書士の業務に必要であろう知識を修得できるものですので、各自の関心に応じて履修してください。

分野	1年次		2年次		3・4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
導入科目	法学の基礎		市民社会と法			
演習科目		基礎文献講読	法学入門ゼミナールⅠ	法学入門ゼミナールⅡ	専門ゼミナールⅠ・Ⅱ	
公法	憲法入門	行政法入門	憲法統治機構論 憲法人権保障論Ⅰ 行政法Ⅰ	憲法人権保障論Ⅱ 行政法Ⅱ	行政救済法Ⅰ 地方自治法Ⅰ 租税法Ⅰ	行政救済法Ⅱ 地方自治法Ⅱ 租税法Ⅱ
民事法	民法入門		民法総則 物権法Ⅰ 債権総論Ⅰ	物権法Ⅱ 債権総論Ⅱ	債権各論Ⅰ 親族法相続法Ⅰ 環境法	債権各論Ⅱ 親族法相続法Ⅱ
			商法入門	会社法Ⅰ 会社法Ⅱ	商取引法海商法	
					民事訴訟法Ⅰ 倒産法Ⅰ	民事訴訟法Ⅱ 民事執行保全法 倒産法Ⅱ
刑事法	刑事法入門				労働法Ⅰ 社会保障法Ⅰ	労働法Ⅱ 社会保障法Ⅱ
社会法・産業法					公共政策Ⅰ	公共政策Ⅱ
政治学			行政学Ⅰ	行政学Ⅱ	財政学Ⅰ	財政学Ⅱ
経済学						

③租税法務モデル

租税法務モデルは、公認会計士、税理士、国税専門官といった租税法務のスペシャリストを目指す学生向けの履修モデルです。
このモデルでは、租税法をはじめ租税法務に必要な法的知識や関連する分野の専門知識を学び、租税法務のスペシャリストを目指す人が必要な科目を学修します。
の科目は、公認会計士、税理士、国税専門官を目指す全ての人に履修することを勧めます。
の科目は、各自の関心に応じて履修してください。

分野	1年次		2年次		3・4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
導入科目	法学の基礎					
演習科目	基礎文献講読		法学入門ゼミナールⅠ	法学入門ゼミナールⅡ	専門ゼミナールⅠ・Ⅱ	
公法	憲法入門	行政法入門	憲法人権保障論Ⅰ 行政法Ⅰ	憲法人権保障論Ⅱ 行政法Ⅱ 租税法入門	行政救済法Ⅰ 租税法Ⅰ	行政救済法Ⅱ 租税法Ⅱ
民事法	民法入門		民法総則 物権法Ⅰ 債権総論Ⅰ	物権法Ⅱ 債権総論Ⅱ	債権各論Ⅰ 親族法相続法Ⅰ	債権各論Ⅱ 親族法相続法Ⅱ
		商法入門	会社法Ⅰ	会社法Ⅱ	コーポレートガバナンス 商法総則 手形法小切手法Ⅰ 金融商品取引法Ⅰ	コーポレートファイナンス 商取引法海商法 手形法小切手法Ⅱ 金融商品取引法Ⅱ
		手続法入門			民事訴訟法Ⅰ	民事訴訟法Ⅱ
刑事法	刑事法入門		刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ		
政治学				政治学の世界 政治理論の基礎		
経済学			経済原論Ⅰ	経済原論Ⅱ	財政学Ⅰ	財政学Ⅱ
商学			簿記論Ⅰ		財務会計論 企業と監査	税務会計論 管理会計論 経営分析論

④国家公務員・地方公務員モデル

国家公務員・地方公務員モデルは、国家公務員や地方公務員（上級、上級以外）、検察事務官、衆議院・参議院事務局職員等を目指す学生向けの履修モデルです。
の科目は、このモデルに基づいて学修する皆さんに履修することを勧めます。
の科目は、いずれも国家公務員・地方公務員にとって必要な科目ですが、その中から受験科目や各自の関心に応じて履修してください。

分野	1年次		2年次		3・4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
導入科目	法学の基礎					
演習科目	基礎文献講読		法学入門ゼミナールⅠ	法学入門ゼミナールⅡ	専門ゼミナールⅠ・Ⅱ	
公法	憲法入門	行政法入門	憲法統治機構論 憲法人権保障論Ⅰ 行政法Ⅰ	憲法人権保障論Ⅱ 行政法Ⅱ 租税法入門	行政救済法Ⅰ 租税法Ⅰ	行政救済法Ⅱ 地方自治法Ⅱ 租税法Ⅱ
民事法	民法入門		民法総則 物権法Ⅰ 債権総論Ⅰ	物権法Ⅱ 債権総論Ⅱ	債権各論Ⅰ 親族法相続法Ⅰ	債権各論Ⅱ 親族法相続法Ⅱ
		手続法入門				
		商法入門	会社法Ⅰ	会社法Ⅱ		
刑事法	刑事法入門		刑法総論Ⅰ 刑法各論Ⅰ	刑法総論Ⅱ 刑法各論Ⅱ		
社会法・産業法				労働法入門	労働法Ⅰ 労働法展開Ⅰ 社会保障法Ⅰ	労働法Ⅱ 労働法展開Ⅱ 社会保障法Ⅱ
国際法			国際法入門	国際法Ⅰ	国際法Ⅱ	国際紛争処理法
政治学			国際政治の基礎 行政学Ⅰ	政治学の世界 政治理論の基礎 行政学Ⅱ	公共政策Ⅰ 地方自治論Ⅰ	公共政策Ⅱ 地方自治論Ⅱ
経済学			経済原論Ⅰ	経済原論Ⅱ	財政学Ⅰ 経済政策Ⅰ 社会政策Ⅰ	財政学Ⅱ 経済政策Ⅱ 社会政策Ⅱ
商学						ビジネス入門 マーケティング
国際 コミュニケーション					現代社会と多様性 資源としての文化	多文化共生論

⑤警察官・消防官モデル

警察・消防モデルは、警察官や消防官を目指す学生向けの履修モデルです。

このモデルでは、1年次では法律の入門科目を学修します。2年次以降は、憲法や刑事法を中心に、警察官や消防官に必要な科目を学修します。

の科目は、このモデルに基づいて学修する皆さんに履修することを勧めます。

の科目は、各自の関心に応じて履修してください。

分野	1年次		2年次		3・4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
導入科目	法学の基礎					
演習科目	基礎文献講読		法学入門ゼミナールⅠ	法学入門ゼミナールⅡ	専門ゼミナールⅠ・Ⅱ	
公法	憲法入門	行政法入門	憲法統治機構論 憲法人権保障論Ⅰ 行政法Ⅰ	憲法人権保障論Ⅱ 行政法Ⅱ	行政救済法Ⅰ 地方自治法Ⅰ 警察行政法	行政救済法Ⅱ 地方自治法Ⅱ
民事法	民法入門		民法総則 物権法Ⅰ 債権総論Ⅰ	物権法Ⅱ 債権総論Ⅱ	債権各論Ⅰ 親族法相続法Ⅰ	債権各論Ⅱ 親族法相続法Ⅱ
		商法入門				
刑事法	刑事法入門	手続法入門	刑法総論Ⅰ 刑法各論Ⅰ	刑法総論Ⅱ 刑法各論Ⅱ	刑事訴訟法Ⅰ 犯罪学 特殊講義 法医学Ⅰ	刑事訴訟法Ⅱ 刑事政策 特殊講義 法医学Ⅱ
社会法・産業法 国際法 基礎法学			国際法入門	労働法入門	法社会学Ⅰ	法社会学Ⅱ
政治学			行政学Ⅰ	政治学の世界 政治理論の基礎 行政学Ⅱ	都市政策Ⅰ	都市政策Ⅱ

⑥裁判所事務官モデル

裁判所事務官モデルは、公務員である裁判所事務官(総合職・一般職)を目指す学生向けの履修モデルです。

このモデルでは、1年次では法律の入門科目を学修します。2年次以降は、憲法、行政法、民法、刑法、訴訟法を中心に、裁判所事務官に必要な科目を学修します。

の科目は、このモデルに基づいて学修する皆さんに履修することを勧めます。

の科目は、各自の関心に応じて履修してください。

分野	1年次		2年次		3・4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
導入科目	法学の基礎					
演習科目	基礎文献講読		法学入門ゼミナールⅠ	法学入門ゼミナールⅡ	専門ゼミナールⅠ・Ⅱ	
公法	憲法入門	行政法入門	憲法統治機構論 憲法人権保障論Ⅰ 行政法Ⅰ	憲法人権保障論Ⅱ 行政法Ⅱ 租税法入門	行政救済法Ⅰ	行政救済法Ⅱ
民事法	民法入門		民法総則 物権法Ⅰ 債権総論Ⅰ	物権法Ⅱ 債権総論Ⅱ	債権各論Ⅰ 親族法相続法Ⅰ	債権各論Ⅱ 親族法相続法Ⅱ
		商法入門				
		手続法入門			民事訴訟法Ⅰ	民事訴訟法Ⅱ
刑事法	刑事法入門		刑法総論Ⅰ 刑法各論Ⅰ	刑法総論Ⅱ 刑法各論Ⅱ	刑事訴訟法Ⅰ	刑事訴訟法Ⅱ
社会法・産業法 国際法			国際法入門	労働法入門	経済原論Ⅰ	経済原論Ⅱ
経済学						

⑦一般ビジネス法務モデル

一般ビジネス法務モデルは、民間企業（金融、不動産、建設を除く）を目指す学生や、職種に関係なく経済社会と法の関係を学びたい学生向けの履修モデルです。このモデルでは、現代経済で重要な役割を担う会社の仕組み等について定める会社法や、企業の経済活動に関わる商法を中心に学修します。

の科目は、このモデルに基づいて学修する皆さんに履修することを勧めます。
の科目は、各自の関心に応じて履修してください。
ビジネスで活躍したい学生は、会社法や商法の他に、経済活動に関する法を学ぶ上での基礎となる民法系の科目「債権各論Ⅰ・Ⅱ」を学修してください。
民間企業の管理部門を目指す学生は公法や労働法・社会保障法を、経済社会と法の関係を学びたい学生は「経済原論Ⅰ・Ⅱ」や「経済政策Ⅰ・Ⅱ」を学修してください。

分野	1年次		2年次		3・4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
導入科目	法学の基礎		市民社会と法			
演習科目		基礎文献講読	法学入門ゼミナールⅠ	法学入門ゼミナールⅡ	専門ゼミナールⅠ・Ⅱ	
公法	憲法入門	行政法入門	憲法人権保障論Ⅰ 行政法Ⅰ	憲法人権保障論Ⅱ 行政法Ⅱ 租税法入門	租税法Ⅰ	租税法Ⅱ
民事法	民法入門		民法総則 物権法Ⅰ 債権各論Ⅰ	物権法Ⅱ 債権各論Ⅱ	債権総論Ⅰ	債権総論Ⅱ
			会社法Ⅰ	会社法Ⅱ	コーポレートガバナンス 商法総則 手形法小切手法Ⅰ 金融商品取引法Ⅰ 保険法Ⅰ 国際取引法Ⅰ	コーポレートファイナンス 商取引法海商法 手形法小切手法Ⅱ 金融商品取引法Ⅱ 保険法Ⅱ 国際取引法Ⅱ
刑事法 社会法・産業法	刑事法入門	手続法入門		労働法入門	倒産法Ⅰ	倒産法Ⅱ
					労働法Ⅰ 労働法展開Ⅰ 社会保障法Ⅰ 経済法Ⅰ 知的財産法Ⅰ	労働法Ⅱ 労働法展開Ⅱ 社会保障法Ⅱ 経済法Ⅱ 知的財産法Ⅱ
国際法					国際経済法	
商学					ビジネス入門 マーケティング ビジネス英語A ビジネス英語B	
経済学			経済原論Ⅰ	経済原論Ⅱ	経済政策Ⅰ	経済政策Ⅱ

⑧金融ビジネス法務モデル

金融ビジネス法務モデルは、民間企業（金融業界）を目指す学生向けの履修モデルです。
会社法や商法、それらの法の基礎となる民法を中心に、金融業界、金融取引で必要とされる法的知識を学修します。

の科目は、このモデルに基づいて学修する皆さんに履修することを勧めます。
の科目は、各自の関心に応じて履修してください。

分野	1年次		2年次		3・4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
導入科目	法学の基礎		市民社会と法			
演習科目		基礎文献講読	法学入門ゼミナールⅠ	法学入門ゼミナールⅡ	専門ゼミナールⅠ・Ⅱ	
公法	憲法入門	行政法入門		租税法入門		
民事法	民法入門		民法総則 物権法Ⅰ 債権総論Ⅰ	物権法Ⅱ 債権総論Ⅱ	債権各論Ⅰ 倒産法Ⅰ	債権各論Ⅱ 倒産法Ⅱ
			会社法Ⅰ	会社法Ⅱ	コーポレートガバナンス 商法総則 手形法小切手法Ⅰ 金融商品取引法Ⅰ 保険法Ⅰ 国際取引法Ⅰ	コーポレートファイナンス 商取引法海商法 手形法小切手法Ⅱ 金融商品取引法Ⅱ 保険法Ⅱ 国際取引法Ⅱ
		手続法入門			倒産法Ⅰ	倒産法Ⅱ
刑事法 社会法・産業法 国際法	刑事法入門			労働法入門	国際経済法	
経済学			経済原論Ⅰ	経済原論Ⅱ	経済政策Ⅰ	経済政策Ⅱ
商学					ビジネス入門 マーケティング ビジネス英語A ビジネス英語B	
			簿記論Ⅰ		財務会計論 企業と監査	管理会計論 経営分析論

⑨不動産・建設ビジネス法務モデル

不動産・建設ビジネス法務モデルは、民間企業（不動産・建設業界）を目指す学生向けの履修モデルです。
宅地建物取引士や不動産鑑定士の試験を受けることを考えている学生は、この履修モデルに基づいて学修することを勧めます。
の科目は、このモデルに基づいて学修する皆さんに履修することを勧めます。
の科目は、各自の関心に応じて履修してください。

分野	1年次		2年次		3・4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
導入科目	法学の基礎		市民社会と法			
演習科目		基礎文献講読	法学入門ゼミナールⅠ	法学入門ゼミナールⅡ	専門ゼミナールⅠ・Ⅱ	
公法	憲法入門	行政法入門	行政法Ⅰ	行政法Ⅱ 租税法入門	租税法Ⅰ	租税法Ⅱ
民事法	民法入門		民法総則 物権法Ⅰ 債権各論Ⅰ	物権法Ⅱ 債権各論Ⅱ	債権総論Ⅰ 親族法相続法Ⅰ 環境法	債権総論Ⅱ 親族法相続法Ⅱ 都市法建築法
		商法入門	会社法Ⅰ	会社法Ⅱ	商法総則	商取引法海商法
		手続法入門				
刑事法	刑事法入門					
社会法・産業法			労働法入門			
国際法					国際経済法	
経済学			経済原論Ⅰ	経済原論Ⅱ	経済政策Ⅰ	経済政策Ⅱ
商学					ビジネス入門 マーケティング ビジネス英語A	ビジネス英語B
			簿記論Ⅰ		管理会計論 経営分析論	

⑩外国の法と法の歴史モデル

外国の法と法の歴史モデルは、外国の法や法の歴史といった日本と世界の法を広く学びたい学生向けの履修モデルです。
1・2年次では日本と世界の法を学ぶ基礎となる科目を学修し、3・4年次では、国内外の法と社会を学ぶ科目や、法と社会について歴史を踏まえて学ぶ科目を履修します。
の科目は、このモデルに基づいて学修する皆さんに履修することを勧めます。
の科目は、各自の関心に応じて履修してください。

分野	1年次		2年次		3・4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
導入科目	法学の基礎		市民社会と法			
演習科目		基礎文献講読	法学入門ゼミナールⅠ	法学入門ゼミナールⅡ	専門ゼミナールⅠ・Ⅱ 外国書講読Ⅰ	外国書講読Ⅱ
公法	憲法入門		憲法統治機構論 憲法人権保障論Ⅰ	憲法人権保障論Ⅱ	比較憲法Ⅰ	比較憲法Ⅱ
民事法	民法入門		民法総則 物権法Ⅰ 債権各論Ⅰ	物権法Ⅱ 債権各論Ⅱ	債権総論Ⅰ 親族法相続法Ⅰ	債権総論Ⅱ 親族法相続法Ⅱ
		商法入門 手続法入門				
刑事法	刑事法入門		刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	刑法各論Ⅰ	刑法各論Ⅱ
社会法・産業法			労働法入門			
国際法			国際法入門			
基礎法学			日本近代法史Ⅰ	日本近代法史Ⅱ	法社会学Ⅰ 日本法制史Ⅰ ローマ法Ⅰ 西洋法制史Ⅰ 東洋法制史Ⅰ 英米法Ⅰ ヨーロッパ大陸法Ⅰ EU法Ⅰ アジア法Ⅰ	法社会学Ⅱ 日本法制史Ⅱ ローマ法Ⅱ 西洋法制史Ⅱ 東洋法制史Ⅱ 英米法Ⅱ ヨーロッパ大陸法Ⅱ EU法Ⅱ アジア法Ⅱ
政治学			国際政治の基礎 西洋政治史Ⅰ 日本政治史Ⅰ	西洋政治史Ⅱ 日本政治史Ⅱ	ヨーロッパ地域研究Ⅰ アメリカ地域研究Ⅰ アジア地域研究Ⅰ 平和研究Ⅰ 西洋政治思想史Ⅰ	ヨーロッパ地域研究Ⅱ アメリカ地域研究Ⅱ アジア地域研究Ⅱ 平和研究Ⅱ 西洋政治思想史Ⅱ

⑪国際関係法モデル

国際関係法モデルは、国際関係をめぐる法と政治の問題を学びたい学生や、国際機関の職員を目指す学生向けの履修モデルです。

の科目は、このモデルに添って学修する皆さんに履修を勧める科目です。

の科目は、国際機関の職員を目指す学生に必要な科目ですので、必要な方は履修してください。

分野	1年次		2年次		3・4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
導入科目	法学の基礎					
演習科目		基礎文献講読	法学入門ゼミナールⅠ	法学入門ゼミナールⅡ	専門ゼミナールⅠ・Ⅱ	
					外国書講読Ⅰ	外国書講読Ⅱ
公法	憲法入門	行政法入門	憲法統治機構論 憲法人権保障論Ⅰ 行政法Ⅰ	憲法人権保障論Ⅱ 行政法Ⅱ 租税法入門	行政救済法Ⅰ	行政救済法Ⅱ
民事法	民法入門		民法総則 物権法Ⅰ 債権各論Ⅰ	物権法Ⅱ 債権各論Ⅱ	債権総論Ⅰ 親族法相続法Ⅰ	債権総論Ⅱ 親族法相続法Ⅱ
		商法入門 手続法入門				
刑事法	刑事法入門		刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	刑法各論Ⅰ	刑法各論Ⅱ
社会法・産業法				労働法入門		
国際法			国際法入門	国際法Ⅰ	国際法Ⅱ 国際紛争処理法 国際人権法 EU法Ⅰ	国際経済法 国際環境法 EU法Ⅱ
政治学			国際政治の基礎 国際政治史Ⅰ 行政学Ⅰ	政治学の世界 政治理論の基礎 国際政治史Ⅱ 行政学Ⅱ	国際関係論Ⅰ 国際紛争論 安全保障論 日本外交論Ⅰ 平和研究Ⅰ 公共政策Ⅰ	国際関係論Ⅱ 国際統合論 国際紛争論 日本外交論Ⅱ 平和研究Ⅱ 公共政策Ⅱ
経済学			経済原論Ⅰ	経済原論Ⅱ	財政学Ⅰ 経済政策Ⅰ	財政学Ⅱ 経済政策Ⅱ
国際 コミュニケーション					現代社会と多様性 植民地と現代世界	多文化共生論

⑫教職モデル

教職モデルは、中学社会科、高校地理歴史科、高校公民科を目指す学生向けの履修モデルです。

教職モデルを参考に単位修得しても教職免許を取得することはできませんので、別途教職課程を履修しなければなりません。

の科目は、教職を目指す全ての人に履修することを勧めます。

の科目は、各自の関心に応じて履修してください。

なお、★は社会科免許の必修科目、▲は公民科免許の必修科目、◎は全免許の必修科目です。履修漏れの無いように注意してください。

分野	1年次		2年次		3・4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
導入科目	法学の基礎		市民社会と法			
演習科目		基礎文献講読	法学入門ゼミナールⅠ	法学入門ゼミナールⅡ	専門ゼミナールⅠ・Ⅱ	
公法	憲法入門★	行政法入門	憲法統治機構論 憲法人権保障論Ⅰ◎	憲法人権保障論Ⅱ◎		
民事法	民法入門★		民法総則★ 物権法Ⅰ 債権各論Ⅰ	物権法Ⅱ 債権各論Ⅱ	親族法相続法Ⅰ	親族法相続法Ⅱ
		商法入門 手続法入門				
刑事法	刑事法入門		刑法総論Ⅰ★	刑法総論Ⅱ★		
社会法・産業法				労働法入門		
国際法				国際法Ⅰ▲	国際法Ⅱ▲	
基礎法学			日本近代法史Ⅰ	日本近代法史Ⅱ	法哲学Ⅰ 日本法制史Ⅰ 西洋法制史Ⅰ 東洋法制史Ⅰ	法哲学Ⅱ 日本法制史Ⅱ 西洋法制史Ⅱ 東洋法制史Ⅱ
政治学			日本政治の基礎▲ 国際政治の基礎▲	政治学の世界★ 政治理論の基礎★	西洋政治史Ⅰ 日本政治史Ⅰ 行政学Ⅰ	西洋政治史Ⅱ 日本政治史Ⅱ 行政学Ⅱ
経済学			経済原論Ⅰ★▲	経済原論Ⅱ★▲	社会政策Ⅰ 経済政策Ⅰ	社会政策Ⅱ 経済政策Ⅱ

（５）卒業後の進路

法律学科の卒業生は、実に広範な分野で活躍しています。例えば、裁判官・検察官・弁護士という法曹を目指して法科大学院へ進学する人や、研究者を目指して大学院（法学研究科など）に進学する人がいます。司法書士、行政書士または税理士を目指して国家試験に挑戦する人もいます。また、国家公務員や地方公務員になる人がおり、警察官や消防官も公務員に含まれます。民間企業にも多数の人が就職します。法律の知識は、職務のためだけでなく、市民生活を送るうえでも不可欠です。法律学科で身につけた知識や法的思考能力は、仕事をするうえでも、より良い市民生活を送るにあたっても役立つでしょう。

３．政治学科での学び方

（１）政治学科の特徴

職場やサークルなどの身近なコミュニティでの意見調整から、世界大の紛争解決まで、社会で発生する様々な問題に対面した際に、主体的に思考し行動することができる。政治学科は、そんなセンスと能力を備えた人材を育成することを目標として開設されました。

冷戦構造の崩壊、グローバル化の進展により、人々の価値観は多様化するようになってきました。それは、一方ではポジティブな変化として捉えることもできますが、他方では、価値観の相違による対立が地球規模で頻繁に生じるようになったことをも意味します。国内でも終身雇用や年功序列、家族主義といった従来の日本社会を支えてきた伝統的なシステムと、それに基づいた価値観への信頼感が失われるようになってきており、物事を考える時の基軸はもちろん、生きる目的の自明性までもが失われるようになってきました。頼れるものがなくなった時代状況の中で、すべてを自ら考え、自ら創り出さなければならないというような、より自立性が求められる時代になっています。政治学科では、１人１人が自立した個人としての価値観と教養とを確立させ、社会の様々な問題を主体的に発見・考察し、他者と共に問題解決に取り組める人材の育成をめざしています。

本学政治学科の最も大きな特徴は、１年次から４年次まで、半期の間断もなく開講される少人数教育にあります。１年次前期の全学共通科目「**専修大学入門ゼミナール**」および後期の専門科目「**基礎文献講読**」では、広く社会科学一般にわたる知識と技能を中心に学び、２年次の「**基礎演習Ⅰ・Ⅱ**」では、政治学という学問の内部に入り込んで、その基礎的知識と考え方を学びます。３・４年次の専門ゼミナールまで、徹底した少人数教育を展開しており、半期の間断もなしに少人数教育を継続することによって、前の学期に学んだ内容を忘れる間もなく、次なる段階に進めるようカリキュラムを組んでいます。

「**専修大学入門ゼミナール**」や「**基礎文献講読**」は大学における学修の基本技法を身につける科目であり、「読解・論述・議論・発表」という学問に不可欠な技能、法学・政治学をも含めた社会科学の方法の習得を目的としています。２年次に展開される「**基礎演習Ⅰ・Ⅱ**」は、厳密なコースごとのテーマ設定をしているわけではありませんので、自らが所属するコースに関連するテーマのクラスを履修して政治学の専門的研究の基礎を学ぶこともできますし、自分の選択したコースとは異なるテーマのクラスを選ぶことも可能です。３・４年次の「**専門ゼミナールⅠ・Ⅱ**」では、それまでに培った知識と技能をもって大学生活における学問的仕上げが図られることになります。専門ゼミナールへの参加は、大学生活において最も重要な学修機会と言っても良いでしょう。学ぶ内容がさらに専門性を増すほか、長期休暇中の合宿や、ゼミ論文の執筆など、１・２年次には実施されない、大学ならではの教育が展開されます。

政治学を学ぶためだけでなく、社会で生きていく上で必要な様々な能力を身につけるためにも、４年

間続けて少人数教育を受けるようにしてください。

（２）１年次の学修

政治以前の基礎知識から、政治学の最初歩の知識を身につけてもらうことを目的に、政治学の全領域に関わる「**政治学の世界**」、２年次以降の各コースに対応した「**政治理論の基礎**」、「**日本政治の基礎**」、「**国際政治の基礎**」という必修科目を設けてあります。

「**政治学の世界**」では、政治学独特の用語、理論、視座を学んでいきます。ここで中心となる問いは、「政治とは何か？」です。これは、マスメディアやソーシャルメディアなどを通じて得られる断片的な情報や、送り手が特定の価値判断に基づいて示す「事実」を鵜呑みにしても適切には把握できない問いです。必要なのは、政治を見るための複数のレンズを意識することです。様々な概念を学ぶことで、他の社会現象や経済現象とは異なる「政治の世界」で生じる現象の特質を理解してもらいます。

「**政治理論の基礎**」では、「国家」「社会」「政党」「権力」といった政治概念が説明され、政治学独特の用語について、詳しい紹介と説明がなされます。これまでに特別な注意を払うことなく使用してきた様々な言葉の意味が、一定の体系性をもって理解できるようになります。

「**日本政治の基礎**」では、日本の政治を理解し考察するための基礎的な情報と枠組みが紹介されます。日本の政治と言っても、具体的な政党や利益集団、政治運動に焦点を当てて考える場合もあれば、選挙や国会といった制度から考えていく場合もありますし、対象としても、中央政府だけではなく、地方政府の統治構造に目を向ける場合も、国と地方の関係を考察対象とする場合もあります。様々な対象と切り口があるわけですが、この講義で、そのヴァリエーションを確認していきましょう。

「**国際政治の基礎**」では、世界で起きている様々な事象について、社会科学的な視点と問題意識を持ってアプローチするための準備がなされます。現代政治は、グローバル化、核拡散、テロの拡大、民族紛争、環境問題、NGOの活動といった、新たな問題の登場によって大きく変化しています。私たちは、目先の変化にばかり目を奪われがちですが、これらはみな、歴史的背景、安全保障や経済状況等々、多様な要素を考慮しなければ理解できません。この科目では、そうした視点を紹介します。

「**法学の基礎**」「**憲法入門**」「**行政法入門**」といった法律系の基礎科目とともに、法学部生にとって必要な基礎的な教養を修得しましょう。

しかし、大学で求められ、修得すべきものは、そのような知識のインプットばかりではありません。むしろ、１年次において最も重要なことは、学問の技法、すなわちアカデミック・スキルを身に付けることです。つまり、本の読み方、プレゼンテーションの仕方、レジュメ・レポートの書き方、ディスカッションの方法といった技術を学び、訓練することこそが、１年次生が強く意識すべき事柄なのです。例えば、優れたレポートを書こうという目的を定めても、それは即座に達成できる課題ではありません。「**専修大学入門ゼミナール**」と「**基礎文献講読**」が定めている目標はそうではありません。まず第一に重要なのは、指定されたルール（書式や文体）に基づいてレポートを書くといった、意識と訓練によって可能な技術を身に付けることです。同様に、優れた意見を述べるといった目標ではなく、はっきりと大きな声で発言する、発表の最中にアイコンタクトをとる、意見を求められた際に決して沈黙で応えない、といった「知の世界のコミュニケーション技術」を頭と体で覚えるといったことが１年次生に意識してもらいたい重要な課題です。

そういった技術を修得してもらうために、１クラス22名程度の履修者で構成する「**専修大学入門ゼミナール**」を前期に、「**基礎文献講読**」を後期に開講し、全学生が年間を通してこの入門科目を履修できる展開数を確保しています。いずれも１年次生にとっての重要科目です。１年次生は、こうした導入・入門

科目での予習・復習を中心に学生生活を送ることが求められています。この科目の予習・復習は、充実した4年間を送るために不可欠なプロセスだからです。

(3) 2年次以降の学修

●コース制について

2年次からは、「政治理論・歴史コース」「国際政治・地域コース」「日本政治・政策コース」、以上の3つのコースの中から、自らの興味・関心に従って1つのコースを選択して学ぶことになります。3つのコースは、それぞれの専門分野を体系的に学べるよう構成されているので、所属コースの選択必修科目を中心に履修すれば、その分野に特化した掘り下げた学修が可能です。もちろん、学生自身の幅広い知識欲に応えられるカリキュラムとなっており、所属コース以外の政治学科科目のほか、法律学科の科目を履修することも可能です。

政治学科の各コースは、それぞれのコースの目的のもとに系統的な勉学を行うことができるように周到に組み立てられています。コースの選択は各自の自主的な選択に任されていますが、コースを選択した以上、卒業までそのコースに沿って勉学を行うことが原則になっていますので、慎重に選択してください。ただし、科目履修の状況、将来の進路志望の大幅な変更、その他やむをえない理由が生じた場合には、各自の意思と責任において次年次からのコース変更の申し出があれば、認められることもあります。

●政治理論・歴史コースについて

「政治理論・歴史コース」では、政治や社会で発生する諸問題を理解するための思考枠組みとしての「理論」と、その諸問題を具体的に考えるための「歴史的知識」を学びます。政治理論と政治史とは、政治学のあらゆる分野にとっての基礎であり、中心でもあります。政治に関わる理論や歴史を学び、21世紀のあべき国家、国際社会がいかなるものであるかを考える思考力を身につけましょう。

1年次の必修科目である「政治学の世界」「政治理論の基礎」で学んだ内容をより深めるために、「国家論」「デモクラシー論」の2科目は2年次のうちに是非とも履修しておいてもらいたい科目です。政治を分析するための視点を深く学ぶこれらの科目は、その後に履修する科目を理解するための基盤になるはずです。3年次以降は、より広範な政治学領域を学ぶことになります。「政治過程論」を通じて、制度論や原則論とは異なる様々な政治アクターの相互作用として政治の実態を捉えることができるようになるはずです。また、制度やイデオロギー、その条件など、複合的な要因を統合する政治「体制」については、「政治体制論」で学ぶことができます。「政治社会学」では、政治現象の裏に存在するさまざまな社会条件に目を向け、政治の構造や規範についてより重層的に探求します。「ナショナリズム論」「環境政治論」「ジェンダー政治論」などは、より具体的なテーマに即して現代政治の課題を考える科目です。

日本や西洋の政治の歴史にふれるためには、「日本政治史Ⅰ・Ⅱ」「西洋政治史Ⅰ・Ⅱ」を履修すると良いでしょう。政治のあり方や展望を考える上で、これまでにどのような理念や思想が練り上げられてきたのかという問題については、政治思想関連科目を通じて理解を深めることができます。近代日本の政治思想がその独自性を持ちつつも、欧米文化、あるいはアジアからどのような影響を受け継ぎながら今日に至っているのかは、「日本政治思想史Ⅰ・Ⅱ」で学ぶことができますし、近代政治学の大きな発展を理解するためには、「西洋政治思想史Ⅰ・Ⅱ」を履修することが不可欠です。

●国際政治・地域コースについて

「国際政治・地域コース」は、さまざまな面でのグローバル化が進行し、一国単位では解決できなく

なった世界大の問題に対処するために、世界をひとつの国際社会ととらえ、そのメカニズムを理解しようとするコースです。日本以外の諸外国・諸地域や国際関係を研究対象として、その政治の仕組みや歴史について考察し、分析します。国際的に展開する企業、様々な国際機関など、国際的な舞台で要求される能力を養成しましょう。

このコースは、大きく2つの柱からなっています。国際政治の諸問題や理論的考察を主とする科目と地域研究の科目です。前者の科目としては、「**国際紛争論**」「**国際統合論**」「**安全保障論**」「**国際関係論Ⅰ・Ⅱ**」などがあります。国際政治を学ぶ上で国際法の知識は欠かせません。「**国際法Ⅰ・Ⅱ**」のほか、「**国際紛争処理法**」なども重要科目と言えるでしょう。「**国際政治史Ⅰ・Ⅱ**」は、どのようにして現代の国際社会が形成されてきたのかということを理解する上で重要です。

もう一つの柱である地域研究系科目である「**アジア地域研究Ⅰ**」「**アジア地域研究Ⅱ**」「**アメリカ地域研究Ⅰ**」「**アメリカ地域研究Ⅱ**」「**ヨーロッパ地域研究Ⅰ**」「**ヨーロッパ地域研究Ⅱ**」は、3・4年次配当の科目です。2年次までの学修を通じて、どこの地域に最も興味を惹かれているのか見定めておき、それに従って履修を決めると良いでしょう。国際政治学は、主に欧米で生まれた学問であるにも関わらず、一般論として語られることが多くなっています。それに対して地域研究は、ある事象を地域の内側から見ようとする分野です。欧米で生まれた国際政治の理論が、それぞれの地域にどの程度当てはまるのかを見極めるためにも、地域研究は必要になります。

上記の科目はいずれも国際政治を学ぶ上で欠かせない科目ですが、皆さん自身の興味に応じて選択することができます。必要なものを学ぶだけではなく、学びたい科目を学ぶという姿勢も重要だと言えるでしょう。ただし、知識や理解を深め、体系的に学ぶためには、関連している科目はなるべく一緒に履修すべきだとも言えます。総花的に履修するよりも、一定の領域を深めていくことを心がけた方が、専門的に学べるからです。

●日本政治・政策コース

「日本政治・政策コース」では、日本の国と地方自治体における政治と行政の仕組みや政策形成のあり方を学び、21世紀の日本に必要な、政策を総合的に考える能力を持った人材の育成をめざしています。国と自治体に求められる役割は時代とともに目まぐるしく変化しています。国内外の様々な分野で具体的に問題を解決していくための知識と技術とを磨きましょう。

「日本政治・政策コース」に配当されている科目は、同コースの学生にとっては、どの科目も履修すべきだと思われる科目ばかりです。このコースに特化して学びたいと考える学生は、卒業要件単位数にこだわらず、できるだけ多くの科目を履修することをお勧めします。

「**現代日本政治論Ⅰ・Ⅱ**」では、主に第二次世界大戦前後からの日本政治の概要を学ぶことができます。日本の政治において、行政組織（官僚制）が大きな役割を果たしてきたことを考えると、日本政治の現状理解のためには、国と地方の行政について学ぶことも必要です。政治学的側面からは、「**行政学Ⅰ・Ⅱ**」で、中央省庁や公務員制度など官僚制の実態について学んだ上で、国と地方の政府間関係を含む地方自治については、「**地方自治論Ⅰ・Ⅱ**」で詳しく学びます。「**公共政策Ⅰ・Ⅱ**」は、「**行政学Ⅰ・Ⅱ**」で扱う政策に関する内容をより詳しく充実させたもので、公共政策の決定・実施・評価に関する知識を得ることができます。

法律的側面では、「**行政法Ⅰ・Ⅱ**」において、憲法との密接な関係を前提として、行政法の基本原則を学びます。さらなる発展的学修としては、「**経済政策Ⅰ・Ⅱ**」で、市場への政府介入、財政・金融政策といった、経済的資源の配分に関わる政府の行動について学ぶことができます。「**社会政策Ⅰ・Ⅱ**」では、

主に労働政策と社会保障政策について学ぶことができます。「都市政策Ⅰ・Ⅱ」は、地方自治に関する発展的学修をめざす科目で、主に都市問題とその解決策、魅力的なまちづくりについて詳しく学ぶことができます。「日本外交論Ⅰ・Ⅱ」では、主として日本の立場から見た外交や国際関係、多国間関係について詳細に学ぶことができます。

●所属コース外科目について

インターネットを通じて簡単に外国から商品を取り寄せて購入することができるほどに国境の意味は相対化し、内政と外政との垣根も低くなっているグローバル化した現代社会においては、地方公務員だからといって、外国に関する知識やセンス、国際政治の常識を知らないということではまともな仕事ができるわけがありません。大企業の駐在員として世界を股にかけた仕事をするならば、NGO職員として国際貢献活動をするならば、なおさら母国の歴史や伝統、現代日本政治に関する常識を知っておく必要があります。国際社会で活動する時にこそ、各人のローカルな思考が求められるからであり、外国の方から日本について問われ、回答することが求められる場面も増えるからです。

そんな時代になっていることを踏まえれば、所属コース科目以外の科目をどのような観点で履修するかということも重要です。例えば、「政治理論・歴史コース」で学ぶ人たちは、「社会政策Ⅰ・Ⅱ」や「公共政策Ⅰ・Ⅱ」などを履修し、理論だけでは解決できない具体的な政策論に視野を拡げるべきでしょう。「国際政治・地域コース」を選択した皆さんは、「日本政治史Ⅰ・Ⅱ」のような科目を履修して母国についての最低限の歴史的知識を身につけるべきだとも言えます。「日本政治・政策コース」の学生は、「国際関係論Ⅰ・Ⅱ」を履修して、日本政治に限定されない国際的な視野を持つ努力をするのも良いでしょう。コース選択以上に、所属コース外のどの科目を履修して、幅広い知識とセンスを得るのかを考えることの方が重要かもしれません。

コースに分かれての学修が始まる2年次においても、少人数クラスの重要性は変わりません。1年次の「専修大学入門ゼミナール」「基礎文献講読」の発展バージョンにあたる「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」は、1年次科目同様の目的を掲げつつ、コースに則した、やや政治学の専門性を高めたテーマを設定した内容に変わります。

(4) ゼミナール

3・4年次になると、専門ゼミナールに所属して学ぶことができるようになります。少人数クラスという意味では、1・2年次に受けた基礎的な科目の延長線上にありますが、興味のあるテーマに即したゼミを選択し、さらに専門的にテーマを突き詰めていくのがゼミナールです。合宿を行って集中的に研究発表・討論をしたり、ゼミ論文を執筆したりといった、1・2年次の少人数クラスとは一味違った勉強ができます。レポートや面接などによる選抜を実施し、少人数クラスとしての適正規模を保つようにしていますので、2年次までに培った実力が試されます。ゼミナールでの学修こそが、大学生活の醍醐味であり、1・2年次の学修は、ゼミナールでさらに地力を高め培うための準備作業だとさえ言うこともできます。そしてまた、ゼミナールで培う地力こそが、社会に出て活躍するために必要な力です。ゼミナールへの取り組み方次第で、今後の職業人としての人生が左右される側面さえありますので、真剣に取り組んでください。

3年次後半頃から就職活動が始まっていきますが、しっかりとした勉学なしには就職活動の成功はのぞめません。就職活動と学業との両立をはかるよう、スケジュールを調整することもまた、3・4年次生の重要な課題となるでしょう。

卒業生達は、公務員や新聞記者、出版社、鉄道会社、飲食業界や製造業など、様々な分野に羽ばたき、活躍しています。

（５）卒業後の進路

政治学を学ぶことが即座に国家官僚になることに直結するわけではありません。「政治学」という学問自体が、そのような目標を設定した学問ではないからです。「政治」という言葉の意味自体も、国政のことのみを意味するのではなく、様々な社会集団（地域社会、NPO、企業、学校、趣味でやる草野球のチームなど）の自治的な運営をも含めた、広い概念として捉えられるようになってきています。

したがって、政治学科を卒業する皆さんの進路も、官僚や自治体職員、政治家、ジャーナリストなど、狭い意味での政治に直結する職業に限定されません。例えば、食品業界や製造業などの民間企業に勤務したとしても、集団を円滑に組織し運営するための歴史的知識やリーダーシップ、センスなど、政治学科で学び身につけたことは、必ず自らの血となり肉となり、職業人生に貢献するはずです。

４．シナジー科目

法学部の専門科目（選択科目）の中には、商学部と国際コミュニケーション学部との間でシナジー（相乗）効果を発揮できるように、両学部で開講されている科目の一部を法学部の選択科目として配置しています。

各学科で履修できるシナジー科目は以下のとおりです。

	法律学科で履修できる科目	政治学科で履修できる科目
商学部開講科目	・簿記論Ⅰ ・ビジネス入門 ・マーケティング ・ビジネス英語 A ・ビジネス英語 B ・企業と監査 ・財務会計論 ・管理会計論 ・経営分析論 ・税務会計論	・簿記論Ⅰ ・ビジネス入門 ・マーケティング ・ビジネス英語 A ・ビジネス英語 B ・現代経済基礎 ・現代商品論 ・グローバル企業
国際コミュニケーション学部 開講科目	・多文化共生論 ・植民地と現代世界 ・資源としての文化 ・現代社会と多様性	・地域研究（北米） ・地域研究（ラテンアメリカ） ・地域研究（ヨーロッパ） ・地域研究（アジア） ・地域研究（中国）

5. 専門科目の年次配当表

法律学科

※科目名の後ろに記載されている（ ）内の数字は、単位数を示す（記載のない科目は2単位）。

区 分		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	卒業要件 単 位	
専 門 科 目	選 択 必 修 科 目	必 履 修	法学の基礎 民法入門 憲法入門 刑事法入門				12
		第 一 選 択 科 目	基礎文献講読				
		労働法入門 商法入門	国際法入門 租税法入門	行政法入門 手続法入門	市民社会と法		
		第 二 選 択 必 修 科 目	憲法統治機構論 民法総則				50
			法学入門ゼミナールⅠ 法学入門ゼミナールⅡ		専門ゼミナールⅠ（4） 専門ゼミナールⅡ（4）		
			憲法人権保障論Ⅰ 憲法人権保障論Ⅱ 行政法Ⅰ 行政法Ⅱ	債権総論Ⅰ 債権総論Ⅱ 債権各論Ⅰ 債権各論Ⅱ	物権法Ⅰ 物権法Ⅱ 国際法Ⅰ 国際法Ⅱ	刑法総論Ⅱ 刑法各論Ⅰ 刑法各論Ⅱ 日本近代法史Ⅱ 外国書講読Ⅰ 外国書講読Ⅱ	
			比較憲法Ⅰ 比較憲法Ⅱ 行政救済法Ⅰ 行政救済法Ⅱ 地方自治法Ⅰ 地方自治法Ⅱ 警察行政法 租税法Ⅰ 租税法Ⅱ 国際法Ⅱ 国際紛争処理法 国際人権法 国際経済法 国際環境法 刑事訴訟法Ⅰ 刑事訴訟法Ⅱ 犯罪学	債権総論Ⅰ 債権総論Ⅱ 債権各論Ⅰ 債権各論Ⅱ	刑事政策 環境法 都市法建築法 親族法相続法Ⅰ 親族法相続法Ⅱ 倒産法Ⅰ 倒産法Ⅱ 民事訴訟法Ⅰ 民事訴訟法Ⅱ 民事執行保全法 商法総則 商取引法海商法 コーポレートガバナンス コーポレートファイナンス 手形法小切手法Ⅰ 手形法小切手法Ⅱ 金融商品取引法Ⅰ 金融商品取引法Ⅱ	保険法Ⅰ 保険法Ⅱ 経済法Ⅰ 経済法Ⅱ 法社会学Ⅰ 法社会学Ⅱ 法哲学Ⅰ 法哲学Ⅱ 日本法制史Ⅰ 日本法制史Ⅱ 西洋法制史Ⅰ 西洋法制史Ⅱ 東洋法制史Ⅰ 東洋法制史Ⅱ ローマ法Ⅰ ローマ法Ⅱ 英米法Ⅰ 英米法Ⅱ	E U 法Ⅰ E U 法Ⅱ ヨーロッパ大陸法Ⅰ ヨーロッパ大陸法Ⅱ アジア法Ⅰ アジア法Ⅱ 労働法Ⅰ 労働法Ⅱ 労働法展開Ⅰ 労働法展開Ⅱ 知的財産法Ⅰ 知的財産法Ⅱ 社会保障法Ⅰ 社会保障法Ⅱ 国際取引法Ⅰ 国際取引法Ⅱ 国際私法Ⅰ 国際私法Ⅱ
			特殊講義				38
		政治学の世界 政治理論の基礎 日本政治の基礎	国際政治の基礎 日本政治史Ⅰ 日本政治史Ⅱ	西洋政治史Ⅰ 西洋政治史Ⅱ 簿記論Ⅰ（4）	国際政治史Ⅰ 国際政治史Ⅱ 行政学Ⅰ 行政学Ⅱ 経済原論Ⅰ 経済原論Ⅱ		
		国家論 デモクラシー論 政治体制論 議会政治論 政治過程論 政治社会学 ジャーナリズム論 ナショナリズム論 環境政治論 ジェンダー政治論 日本政治思想史Ⅰ 日本政治思想史Ⅱ 西洋政治思想史Ⅰ 西洋政治思想史Ⅱ 国際紛争論	国際統合論 安全保障論 日本外交論Ⅰ 日本外交論Ⅱ 国際関係論Ⅰ 国際関係論Ⅱ 現代日本政治論Ⅰ 現代日本政治論Ⅱ 公共政策Ⅰ 公共政策Ⅱ 都市政策Ⅰ 都市政策Ⅱ 地方自治論Ⅰ 地方自治論Ⅱ 平和研究Ⅰ	平和研究Ⅱ 社会政策Ⅰ 社会政策Ⅱ 経済政策Ⅰ 経済政策Ⅱ 財政学Ⅰ 財政学Ⅱ グローバルガバナンス論 アジア地域研究Ⅰ アジア地域研究Ⅱ アメリカ地域研究Ⅰ アメリカ地域研究Ⅱ ヨーロッパ地域研究Ⅰ ヨーロッパ地域研究Ⅱ	ビジネス入門 マーケティング（4） ビジネス英語A ビジネス英語B 企業と監査 財務会計論（4） 管理会計論（4） 経営分析論（4） 税務会計論（4） 多文化共生論 植民地と現代世界 資源としての文化 現代社会と多様性		

- 4 年次では、4 年次に配当されている専門科目を、8 単位以上必ず修得しなければなりません。これは、3 年次終了時までに124単位を修得している場合も同様です。
- 専門科目において、卒業要件単位を超えて修得した必修および第一選択必修科目の単位は、第二選択必修科目の単位として算入されます。
- 専門科目において、卒業要件単位を超えて修得した第二選択必修科目の単位は、選択科目の単位として算入されます。
- 外国書講読Ⅰ・Ⅱは、卒業までにそれぞれ2科目まで修得することができます（合計8単位）。なお、同一年度に複数履修することができます。
- 「特殊講義」は、科目名の後ろに続く名称が異なれば、それぞれ履修することができます（同一年度での複数履修も可）。

政治学科 政治理論・歴史コース

※科目名の後ろに記載されている（ ）内の数字は、単位数を示す（記載のない科目は2単位）。

区 分		1 年次	2 年次	3 年次		4 年次		卒業要件 単 位			
専 門 科 目	選 択 必 修 科 目	必修 履修	基礎文献講読	日本政治の基礎 国際政治の基礎						20	56
			政治学の世界 政治理論の基礎								
		コース共通科目		基礎演習Ⅰ	基礎演習Ⅱ	専門ゼミナールⅠ（4）		専門ゼミナールⅡ（4）			
			法学の基礎	憲法入門 行政法入門							
				憲法統治機構論 憲法人権保障論Ⅰ		憲法人権保障論Ⅱ 民法入門		民法総則 経済原論Ⅱ 経済原論Ⅰ			
						平和研究Ⅰ	平和研究Ⅱ	外国書講読Ⅰ	外国書講読Ⅱ		
			所属コース科目		国家論 デモクラシー論	日本政治史Ⅰ 日本政治史Ⅱ	西洋政治史Ⅰ 西洋政治史Ⅱ	ナショナリズム論 政治体制論			
					議会政治論 政治過程論 政治社会学	環境政治論 ジェンダー政治論 ジャーナリズム論	西洋政治思想史Ⅰ 西洋政治思想史Ⅱ 日本政治思想史Ⅰ	日本政治思想史Ⅱ 日本近代法史Ⅰ 日本近代法史Ⅱ			
				国際関係論Ⅰ 国際関係論Ⅱ	国際政治史Ⅰ 国際政治史Ⅱ	国際紛争論 国際統合論	国際法入門 国際法Ⅰ				
		所属コース外科目			安全保障論 グローバルガバナンス論 国際紛争処理法	アジア地域研究Ⅰ アジア地域研究Ⅱ アメリカ地域研究Ⅰ		アメリカ地域研究Ⅱ ヨーロッパ地域研究Ⅰ ヨーロッパ地域研究Ⅱ			
			現代日本政治論Ⅰ 現代日本政治論Ⅱ	行政学Ⅰ 行政学Ⅱ	行政法Ⅰ 行政法Ⅱ	日本外交論Ⅰ 日本外交論Ⅱ					
				公共政策Ⅰ 公共政策Ⅱ 社会政策Ⅰ 社会政策Ⅱ	経済政策Ⅰ 経済政策Ⅱ 都市政策Ⅰ 都市政策Ⅱ	地方自治論Ⅰ 地方自治論Ⅱ 地方自治法Ⅰ 地方自治法Ⅱ					
	選 択 科 目	特殊講義								18	
		刑事法入門 商法入門	労働法入門 租税法入門	市民社会と法 手続法入門	簿記論Ⅰ（4）						
			行政救済法Ⅰ 行政救済法Ⅱ 法社会学Ⅰ 法社会学Ⅱ 法哲学Ⅰ 法哲学Ⅱ 日本法制史Ⅰ 日本法制史Ⅱ 西洋法制史Ⅰ 西洋法制史Ⅱ 東洋法制史Ⅰ 東洋法制史Ⅱ ローマ法Ⅰ ローマ法Ⅱ 英米法Ⅰ 英米法Ⅱ EU法Ⅰ EU法Ⅱ ヨーロッパ大陸法Ⅰ ヨーロッパ大陸法Ⅱ アジア法Ⅰ アジア法Ⅱ	警察行政法 比較憲法Ⅰ 比較憲法Ⅱ 租税法Ⅰ 租税法Ⅱ 物権法Ⅰ 物権法Ⅱ 債権総論Ⅰ 債権総論Ⅱ 債権各論Ⅰ 債権各論Ⅱ 親族法相続法Ⅰ 親族法相続法Ⅱ 会社法Ⅰ 会社法Ⅱ 国際取引法Ⅰ 国際取引法Ⅱ 刑法総論Ⅰ 刑法総論Ⅱ 刑法各論Ⅰ 刑法各論Ⅱ 犯罪学	刑事政策 環境法 労働法Ⅰ 労働法Ⅱ 労働法展開Ⅰ 労働法展開Ⅱ 経済法Ⅰ 経済法Ⅱ 知的財産法Ⅰ 知的財産法Ⅱ 社会保障法Ⅰ 社会保障法Ⅱ 国際経済法 財政学Ⅰ 財政学Ⅱ 民事訴訟法Ⅰ 民事訴訟法Ⅱ 刑事訴訟法Ⅰ 刑事訴訟法Ⅱ コーポレートガバナンス コーポレートファイナンス	ビジネス入門 マーケティング（4） ビジネス英語A ビジネス英語B 現代経済基礎 現代商品論（4） グローバル企業 地域研究（北米） 地域研究（ラテンアメリカ） 地域研究（ヨーロッパ） 地域研究（アジア） 地域研究（中国）					

1. 4 年次では、4 年次に配当されている専門科目を、8 単位以上必ず修得しなければなりません。これは、3 年次終了時までに124単位を修得している場合も同様です。
2. 専門科目において、卒業要件単位を超えて修得した選択必修科目の単位は、選択科目の単位として算入されます。
3. 外国書講読Ⅰ・Ⅱは、卒業までにそれぞれ2科目まで修得することができます（合計8単位）。なお、同一年度に複数履修することができます。
4. 「特殊講義」は、科目名の後ろに続く名称が異なれば、それぞれ履修することができます（同一年度での複数履修も可）。

政治学科 国際政治・地域コース

※科目名の後ろに記載されている（ ）内の数字は、単位数を示す（記載のない科目は2単位）。

区 分		1 年次	2 年次	3 年次		4 年次		卒業要件 単 位						
専 門 科 目	選 択 必 修 科 目	必 履 修	基礎文献講読							20	56			
			政治学の世界 政治理論の基礎	日本政治の基礎 国際政治の基礎										
		コ ー ス 共 通 科 目		基礎演習Ⅰ	基礎演習Ⅱ	専門ゼミナールⅠ（4）		専門ゼミナールⅡ（4）						
			法学の基礎	憲法入門		行政法入門								
				憲法統治機構論 憲法人権保障論Ⅰ		憲法人権保障論Ⅱ 民法入門		民法総則 経済原論Ⅰ		経済原論Ⅱ				
						平和研究Ⅰ	平和研究Ⅱ	外国書講読Ⅰ	外国書講読Ⅱ					
		所 属 コ ー ス 科 目		国際関係論Ⅰ 国際関係論Ⅱ	国際政治史Ⅰ 国際政治史Ⅱ	国際紛争論 国際統合論	国際法入門 国際法Ⅰ					20		
						安全保障論 グローバルガバナンス論 国際紛争処理法	アジア地域研究Ⅰ アジア地域研究Ⅱ アメリカ地域研究Ⅰ	アメリカ地域研究Ⅱ ヨーロッパ地域研究Ⅰ ヨーロッパ地域研究Ⅱ	国際法Ⅱ 国際人権法 国際環境法					
		所 属 コ ー ス 外 科 目		国家論 デモクラシー論	日本政治Ⅰ 日本政治Ⅱ	西洋政治Ⅰ 西洋政治Ⅱ	ナショナリズム論 政治体制論						8	
					議会政治論 政治過程論 政治社会学	環境政治論 ジェンダー政治論 ジャーナリズム論	西洋政治思想Ⅰ 西洋政治思想Ⅱ 日本政治思想Ⅰ	日本政治思想Ⅱ 日本近代法Ⅰ 日本近代法Ⅱ						
			現代日本政治論Ⅰ 現代日本政治論Ⅱ	行政学Ⅰ 行政学Ⅱ	行政法Ⅰ 行政法Ⅱ	日本外交論Ⅰ 日本外交論Ⅱ						16		
					公共政策Ⅰ 公共政策Ⅱ 社会政策Ⅰ 社会政策Ⅱ	経済政策Ⅰ 経済政策Ⅱ 都市政策Ⅰ 都市政策Ⅱ	地方自治論Ⅰ 地方自治論Ⅱ 地方自治法Ⅰ 地方自治法Ⅱ							
	選 択 科 目	特殊講義								18				
			刑事法入門 商法入門	労働法入門 租税法入門	市民社会と法 手続法入門	簿記論Ⅰ（4）								
				行政救済法Ⅰ 行政救済法Ⅱ 法社会学Ⅰ 法社会学Ⅱ 法哲学Ⅰ 法哲学Ⅱ 日本法制史Ⅰ 日本法制史Ⅱ 西洋法制史Ⅰ 西洋法制史Ⅱ 東洋法制史Ⅰ 東洋法制史Ⅱ ローマ法Ⅰ ローマ法Ⅱ 英米法Ⅰ 英米法Ⅱ EU法Ⅰ EU法Ⅱ ヨーロッパ大陸法Ⅰ ヨーロッパ大陸法Ⅱ アジア法Ⅰ アジア法Ⅱ	警察行政法 比較憲法Ⅰ 比較憲法Ⅱ 租税法Ⅰ 租税法Ⅱ 物権法Ⅰ 物権法Ⅱ 債権総論Ⅰ 債権総論Ⅱ 債権各論Ⅰ 債権各論Ⅱ 親族法相続法Ⅰ 親族法相続法Ⅱ 会社法Ⅰ 会社法Ⅱ 国際取引法Ⅰ 国際取引法Ⅱ 刑法総論Ⅰ 刑法総論Ⅱ 刑法各論Ⅰ 刑法各論Ⅱ 犯罪学	刑事政策 環境法 労働法Ⅰ 労働法Ⅱ 労働法展開Ⅰ 労働法展開Ⅱ 経済法Ⅰ 経済法Ⅱ 知的財産法Ⅰ 知的財産法Ⅱ 社会保障法Ⅰ 社会保障法Ⅱ 国際経済法 財政学Ⅰ 財政学Ⅱ 民事訴訟法Ⅰ 民事訴訟法Ⅱ 刑事訴訟法Ⅰ 刑事訴訟法Ⅱ コーポレートガバナンス コーポレートファイナンス	ビジネス入門 マーケティング（4） ビジネス英語A ビジネス英語B 現代経済基礎 現代商品論（4） グローバル企業 地域研究（北米） 地域研究（ラテンアメリカ） 地域研究（ヨーロッパ） 地域研究（アジア） 地域研究（中国）							

1. 4年次では、4年次に配当されている専門科目を、8単位以上必ず修得しなければなりません。これは、3年次終了時までに124単位を修得している場合も同様です。
2. 専門科目において、卒業要件単位を超えて修得した選択必修科目の単位は、選択科目の単位として算入されます。
3. 外国書講読Ⅰ・Ⅱは、卒業までにそれぞれ2科目まで修得することができます（合計8単位）。なお、同一年度に複数履修することができます。
4. 「特殊講義」は、科目名の後ろに続く名称が異なれば、それぞれ履修することができます（同一年度での複数履修も可）。

政治学科 日本政治・政策コース

※科目名の後ろに記載されている（ ）内の数字は、単位数を示す（記載のない科目は2単位）。

区 分		1 年次	2 年次	3 年次		4 年次		卒業要件 単 位						
専 門 科 目	選 択 必 修 科 目	必修 履修	基礎文献講読							20	56			
			政治学の世界 政治理論の基礎	日本政治の基礎 国際政治の基礎										
		コース共通科目		基礎演習Ⅰ	基礎演習Ⅱ	専門ゼミナールⅠ（4）		専門ゼミナールⅡ（4）						
			法学の基礎	憲法入門 行政法入門										
				憲法統治機構論 憲法人権保障論Ⅰ		憲法人権保障論Ⅱ 民法入門		民法総則 経済原論Ⅰ		経済原論Ⅱ				
						平和研究Ⅰ	平和研究Ⅱ	外国書講読Ⅰ	外国書講読Ⅱ					
			所属コース科目		現代日本政治論Ⅰ 現代日本政治論Ⅱ	行政学Ⅰ 行政学Ⅱ	行政法Ⅰ 行政法Ⅱ	日本外交論Ⅰ 日本外交論Ⅱ						
					公共政策Ⅰ 公共政策Ⅱ 社会政策Ⅰ 社会政策Ⅱ	経済政策Ⅰ 経済政策Ⅱ 都市政策Ⅰ 都市政策Ⅱ	地方自治論Ⅰ 地方自治論Ⅱ 地方自治法Ⅰ 地方自治法Ⅱ							
		所属コース外科目			国家論 デモクラシー論	日本政治史Ⅰ 日本政治史Ⅱ	西洋政治史Ⅰ 西洋政治史Ⅱ	ナショナリズム論 政治体制論				8	16	
						議会政治論 政治過程論 政治社会学	環境政治論 ジェンダー政治論 ジャーナリズム論	西洋政治思想史Ⅰ 西洋政治思想史Ⅱ 日本政治思想史Ⅰ 日本近代法史Ⅱ		日本政治思想史Ⅱ 日本近代法史Ⅱ				
					国際関係論Ⅰ 国際関係論Ⅱ	国際政治史Ⅰ 国際政治史Ⅱ	国際紛争論 国際統合論	国際法入門 国際法Ⅰ						
						安全保障論 グローバルガバナンス論 国際紛争処理法	アジア地域研究Ⅰ アジア地域研究Ⅱ アメリカ地域研究Ⅰ		アメリカ地域研究Ⅱ ヨーロッパ地域研究Ⅰ ヨーロッパ地域研究Ⅱ	国際法Ⅱ 国際人権法 国際環境法				
	選 択 科 目	特殊講義								18				
			刑事法入門 商法入門	労働法入門 租税法入門	市民社会と法 手続法入門	簿記論Ⅰ（4）								
				行政救済法Ⅰ 行政救済法Ⅱ 法社会学Ⅰ 法社会学Ⅱ 法哲学Ⅰ 法哲学Ⅱ 日本法制史Ⅰ 日本法制史Ⅱ 西洋法制史Ⅰ 西洋法制史Ⅱ 東洋法制史Ⅰ 東洋法制史Ⅱ ローマ法Ⅰ ローマ法Ⅱ 英米法Ⅰ 英米法Ⅱ EU法Ⅰ EU法Ⅱ ヨーロッパ大陸法Ⅰ ヨーロッパ大陸法Ⅱ アジア法Ⅰ アジア法Ⅱ	警察行政法 比較憲法Ⅰ 比較憲法Ⅱ 租税法Ⅰ 租税法Ⅱ 物権法Ⅰ 物権法Ⅱ 債権総論Ⅰ 債権総論Ⅱ 債権各論Ⅰ 債権各論Ⅱ 親族法相続法Ⅰ 親族法相続法Ⅱ 会社法Ⅰ 会社法Ⅱ 国際取引法Ⅰ 国際取引法Ⅱ 刑法総論Ⅰ 刑法総論Ⅱ 刑法各論Ⅰ 刑法各論Ⅱ 犯罪学	刑事政策 環境法 労働法Ⅰ 労働法Ⅱ 労働法展開Ⅰ 労働法展開Ⅱ 経済法Ⅰ 経済法Ⅱ 知的財産法Ⅰ 知的財産法Ⅱ 社会保障法Ⅰ 社会保障法Ⅱ 国際経済法 財政学Ⅰ 財政学Ⅱ 民事訴訟法Ⅰ 民事訴訟法Ⅱ 刑事訴訟法Ⅰ 刑事訴訟法Ⅱ コーポレートガバナンス コーポレートファイナンス	ビジネス入門 マーケティング（4） ビジネス英語A ビジネス英語B 現代経済基礎 現代商品論（4） グローバル企業 地域研究（北米） 地域研究（ラテンアメリカ） 地域研究（ヨーロッパ） 地域研究（アジア） 地域研究（中国）							

- 4 年次では、4 年次に配当されている専門科目を、8 単位以上必ず修得しなければなりません。これは、3 年次終了時までに124単位を修得している場合も同様です。
- 専門科目において、卒業要件単位を超えて修得した選択必修科目の単位は、選択科目の単位として算入されます。
- 外国書講読Ⅰ・Ⅱは、卒業までにそれぞれ2科目まで修得することができます（合計8単位）。なお、同一年度に複数履修することができます。
- 「特殊講義」は、科目名の後ろに続く名称が異なれば、それぞれ履修することができます（同一年度での複数履修も可）。

VI 外国人留学生の履修について

大学における学修

専修大学の
学士課程教育

転換・導入科目

教養科目
外国語科目

専門科目

外国人留学生の
履修について

資格課程

海外留学
プログラム

情報科学センター

卒業後の進路

各種規程・規則

1. 大学卒業の要件

外国人留学生入学試験により入学した法学部学生の卒業要件単位は、他の学生と同じ124単位です。ただし、外国人留学生の特例履修科目（P.95）が設定されており、卒業要件単位の内訳は次の表のとおりです。

なお、外国人留学生入学試験以外の入試制度で入学した日本語を母国語としない学生も、この要件に変更できる場合があります。詳細については、ガイダンスまたは掲示でお知らせします。

《法学部 法律学科・外国人留学生》

区 分		卒業要件単位		備 考
転換・導入科目	専修大学入門科目【必履修】			①4年次では、4年次に配当されている専門科目を、8単位以上必ず修得しなければなりません。これは、3年次終了時までに124単位を修得している場合も同様です。
	データリテラシー【必履修】			
	キャリア基礎科目【必履修】			
	情報リテラシー科目			
	基礎自然科学【必履修】			
教養科目	留学生専修科目	4		②専門科目において、卒業要件単位を超えて修得した必履修および第一選択必修科目の単位は、第二選択必修科目の単位として算入されます。
	人文科学基礎科目			
	社会科学基礎科目			
	自然科学系科目	2		
	融合領域科目			
	保健体育系科目	2		
外国語科目	日本語	8		③専門科目において、卒業要件単位を超えて修得した第二選択必修科目の単位は、選択科目の単位として算入されます。
	母語以外の外国語			
	海外語学研修			
単位互換科目				④転換・導入科目において、修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。
専門科目	必履修科目	12		
	第一選択必修科目			
	第二選択必修科目	38		
	選択科目	24		
自由選択修得要件単位		28		⑤自由選択修得要件単位に含まれる単位については、p.15～16を参照してください。
卒業要件単位		124		

《法学部 政治学科・外国人留学生》

区 分		卒業要件単位			備 考	
転換・導入科目	専修大学入門科目【必履修】				①4年次では、4年次に配当されている専門科目を、8単位以上必ず修得しなければなりません。これは、3年次終了時までに124単位を修得している場合も同様です。	
	データリテラシー【必履修】					
	キャリア基礎科目【必履修】					
	情報リテラシー科目					
	基礎自然科学【必履修】					
教養科目	留学生専修科目	4			22	②専門科目の選択必修科目は、コースによって対象科目が異なります。詳細は、各コースのコース別年次配当表を参照してください。 ③専門科目において、卒業要件単位を超えて修得した選択必修科目（選択必修科目【必履修】、コース共通科目、所属コース科目、所属コース外科目）の単位は、選択科目の単位として算入されます。
	人文科学基礎科目					
	社会科学基礎科目					
	自然科学系科目	2				
	融合領域科目					
	保健体育系科目	2				
外国語科目	日本語	8			74	④転換・導入科目において、修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。 ⑤自由選択修得要件単位に含まれる単位については、p.15～16を参照してください。
	母語以外の外国語					
	海外語学研修					
単位互換科目						
専門科目	選択必修科目【必履修】	20	56		74	
	コース共通選択必修科目					
	所属コース選択必修科目	20				
	所属コース外選択必修科目	各8計16				
	選択科目	18				
自由選択修得要件単位		28				
卒業要件単位		124				

2. 外国人留学生の特例履修科目

外国人留学生のみなさんの学修がスムーズに行えるよう、本学では留学生のための科目を次の通り設置しています。

(1) 教養科目・留学生専修科目

1年次（必修科目）

一般日本事情1 一般日本事情2 半期 2科目 4単位

(2) 外国語科目・日本語科目

1年次（必修科目）

日本語文章理解1→日本語文章理解2 半期 2科目 2単位

日本語音声理解1→日本語音声理解2 半期 2科目 2単位

日本語口頭表現1→日本語口頭表現2 半期 2科目 2単位

日本語文章表現1→日本語文章表現2 半期 2科目 2単位

注意事項

◎矢印(→)で結ばれた科目(例えば、日本語文章理解1→日本語文章理解2)は、同一曜日・時間、同一担当者の科目をセットで履修します。ただし、前期に単位を修得できなかった場合は、後期の履修登録が削除されます。

2年次以上（選択科目）

応用日本語理解1 応用日本語理解2 半期 2科目 2単位

応用日本語表現1 応用日本語表現2 半期 2科目 2単位

注意事項

◎応用日本語理解1, 2および応用日本語表現1, 2を履修するためには、前年度までに日本語文章理解1, 日本語文章理解2, 日本語音声理解1, 日本語音声理解2, 日本語口頭表現1, 日本語口頭表現2, 日本語文章表現1, 日本語文章表現2の単位を全て修得していなければなりません。

◎応用日本語理解1, 2および応用日本語表現1, 2は、同一年度に同じ科目を重複して履修することはできませんが、年度を変えれば、それぞれの1で3科目3単位, 2で3科目3単位まで履修することができます。

◎母語の科目を、外国語科目(世界の言語と文化, 言語文化研究を除く)として履修することはできません。

法学部 転換・導入科目、教養科目、外国語科目、単位互換科目一覧（外国人留学生）

※科目名の後ろに記載されている（ ）内の数字は、単位数を示す（記載のない科目は2単位）。

区 分		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		卒業要件単位	備 考		
転換・導入科目	専修大学入門科目	専修大学入門ゼミナール									・修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。		
	データリテラシー	データ分析入門											
	キャリア基礎科目	キャリア入門											
	情報リテラシー科目	情報入門1 情報入門2											
	基礎自然科学	あなたと自然科学											
教 養 科 目	留学生専修科目	一般日本事情1 一般日本事情2								4	・卒業要件単位22単位を超えて修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。 ・テーマ科目は、科目名の括弧内に示す表記が異なれば、それぞれ履修することができます（同一年度での複数履修も可能）。 ・教養テーマゼミナール論文は、教養テーマゼミナールの単位を修得し、次年度以降に同一教員の教養テーマゼミナールを履修する場合に作成（履修）することができます。 ・アドバンストスポーツは、スポーツリテラシーとスポーツウェルネスの単位を修得していなければ、履修することができません。 ・アドバンストスポーツは、種目にかかわらず、複数履修することができます。		
	人文科学基礎科目	日本の文化 日本の文学 世界の文学 文学と現代世界 英語圏文学への招待 歴史の視点	歴史と地域・民衆 歴史と社会・文化 基礎心理学入門 応用心理学入門 哲学 倫理学	論理学入門 ことばと論理 芸術学入門 異文化理解の人類学 ジャーナリズムと現代									
	社会科学基礎科目	経済と社会 現代の経済 地理学への招待 社会学入門 現代の社会学	社会科学論 社会思想 教育学入門 子どもと社会の教育学	情報社会 はじめての経営 マーケティングベーシックス 企業と会計									
	自然科学系科目	生物科学1 a 生物科学1 b 生物科学2 a 生物科学2 b 生物科学3 a 生物科学3 b	宇宙地球科学1 a 宇宙地球科学1 b 宇宙地球科学2 a 宇宙地球科学2 b 化学1 a 化学1 b	化学2 a 化学2 b 物理学1 a 物理学1 b 物理学2 a 物理学2 b	数理科学1 a 数理科学1 b 数理科学2 a 数理科学2 b 数理科学3 a 数理科学3 b	科学論1 a 科学論1 b 科学論2 a 科学論2 b			2				
	融合領域科目			学際科目1 学際科目2 学際科目3	学際科目4 学際科目5 学際科目6	学際科目7 学際科目8 学際科目9	学際科目10 学際科目11 (4) 学際科目12 (4)						
				テーマ科目									
				新領域科目1 新領域科目2 新領域科目3 新領域科目4		新領域科目5							
				キャリア科目1 キャリア科目2									
				教養テーマゼミナール1 (4)		教養テーマゼミナール2 (4)		教養テーマゼミナール3 (4)					
	保健体育系科目	スポーツリテラシー (1) スポーツウェルネス (1)										2	
				アドバンストスポーツ スポーツ論（健康と生涯スポーツ） スポーツ論（オリンピックとスポーツ） スポーツ論（スポーツコーチング）		スポーツ論（スポーツライフデザイン論） スポーツ論（人類とスポーツ） スポーツ論（トレーニング科学）							
外国語科目	日 本 語	導 入	日本語文章理解1 (1) 日本語文章理解2 (1) 日本語音声理解1 (1) 日本語音声理解2 (1) 日本語口頭表現1 (1) 日本語口頭表現2 (1) 日本語文章表現1 (1) 日本語文章表現2 (1)								8	・日本語の「導入」の科目を履修する場合、前期「1」と後期「2」はセットで履修しますが、前期「1」を単位修得できない場合は後期「2」の履修ができません。 ・応用日本語理解1・2、応用日本語表現1・2を履修するためには、日本語の導入科目8単位をすべて修得していなければなりません。 ・English Speaking a・b, Advanced English a・b, English Language and Cultures a・b は、各科目4単位まで修得することができます。 ・母語以外の外国語の「導入」の科目を履修する場合、同一言語の初級1 a・b と初級2 a・b の4科目4単位をセットで履修しなければなりません。 ・母語以外の外国語の「導入」の科目は、同一言語の科目をすべて（4科目4単位）履修している、あるいは修得している場合、他の言語を履修することはできません。 ・「基礎」の各科目は、2単位まで修得することができます。ただし、同一年度に同一科目を履修することはできません。 ・「応用」の各科目は、同一年度に2単位、年度を越えてさらに2単位履修することができ、合計4単位まで修得することができます。 ・選択1 a・b を履修するためには、母語以外の外国語「導入」から同一言語の初級1 a・b と初級2 a・b をすべて（4科目4単位）修得していなければなりません。 ・選択1 a・b を履修する場合には、「導入」で4科目4単位を修得した言語とは異なる言語から、同一言語の選択1 a・b をセットで履修してください。 ・海外語学研修で修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。 ・海外語学短期研修は、夏期留学プログラムを修了した場合に短期研修1に、春期留学プログラムを修了した場合に短期研修2に認定されます。 ・海外語学中期研修は、中期留学プログラムを修了した場合に認定されます。	
			応用日本語理解1 (1) 応用日本語理解2 (1) 応用日本語表現1 (1) 応用日本語表現2 (1)										
	英 語	A 群	Basics of English (RL) 1a (1) Basics of English (RL) 1b (1) または Intermediate English (RL) 1a (1) Intermediate English (RL) 1b (1)								22		
			Basics of English (SW) 1a (1) Basics of English (SW) 1b (1) または Intermediate English (SW) 1a (1) Intermediate English (SW) 1b (1)										
		C 群	Basics of English (RL) 2a (1) Basics of English (RL) 2b (1) または Intermediate English (RL) 2a (1) Intermediate English (RL) 2b (1)										
			Basics of English (SW) 2a (1) Basics of English (SW) 2b (1) または Intermediate English (SW) 2a (1) Intermediate English (SW) 2b (1)										
	English Speaking a (1) English Speaking b (1)		Computer Aided Instruction a (1) Computer Aided Instruction b (1)	Computer Aided Instruction for TOEIC a (1) Computer Aided Instruction for TOEIC b (1)									
				Advanced English a Advanced English b English Language and Cultures a English Language and Cultures b	English Presentation a English Presentation b English Writing a English Writing b	Screen English a Screen English b							
	導 入	ドイツ語初級1 a (1) ドイツ語初級1 b (1) ドイツ語初級2 a (1) ドイツ語初級2 b (1) フランス語初級1 a (1) フランス語初級1 b (1) フランス語初級2 a (1) フランス語初級2 b (1)	中国語初級1 a (1) 中国語初級1 b (1) 中国語初級2 a (1) 中国語初級2 b (1) スペイン語初級1 a (1) スペイン語初級1 b (1) スペイン語初級2 a (1) スペイン語初級2 b (1)	ロシア語初級1 a (1) ロシア語初級1 b (1) ロシア語初級2 a (1) ロシア語初級2 b (1) インドネシア語初級1 a (1) インドネシア語初級1 b (1) インドネシア語初級2 a (1) インドネシア語初級2 b (1)	コリア語初級1 a (1) コリア語初級1 b (1) コリア語初級2 a (1) コリア語初級2 b (1)								
		母語以外の外国語			ドイツ語中級1 a (1) ドイツ語中級1 b (1) ドイツ語中級2 a (1) ドイツ語中級2 b (1) フランス語中級1 a (1) フランス語中級1 b (1) フランス語中級2 a (1) フランス語中級2 b (1)	中国語中級1 a (1) 中国語中級1 b (1) 中国語中級2 a (1) 中国語中級2 b (1) スペイン語中級1 a (1) スペイン語中級1 b (1) スペイン語中級2 a (1) スペイン語中級2 b (1)	ロシア語中級1 a (1) ロシア語中級1 b (1) ロシア語中級2 a (1) ロシア語中級2 b (1) インドネシア語中級1 a (1) インドネシア語中級1 b (1) インドネシア語中級2 a (1) インドネシア語中級2 b (1)	コリア語中級1 a (1) コリア語中級1 b (1) コリア語中級2 a (1) コリア語中級2 b (1)					
			選択ドイツ語1 a (1) 選択ドイツ語1 b (1) 選択フランス語1 a (1) 選択フランス語1 b (1)	選択中国語1 a (1) 選択中国語1 b (1) 選択スペイン語1 a (1) 選択スペイン語1 b (1)	選択コリア語1 a (1) 選択コリア語1 b (1) 選択アラビア語1 a (1) 選択アラビア語1 b (1)	選択イタリア語1 a (1) 選択イタリア語1 b (1)							
	世界の言語と文化（ドイツ語） 世界の言語と文化（フランス語）		世界の言語と文化（中国語） 世界の言語と文化（スペイン語）	世界の言語と文化（ロシア語） 世界の言語と文化（インドネシア語）		世界の言語と文化（コリア語）							
			言語文化研究（ヨーロッパ）1 言語文化研究（ヨーロッパ）2	言語文化研究（アジア）1 言語文化研究（アジア）2		言語文化研究（アメリカ）							
海外語学研修	海外語学短期研修1（外国語） 海外語学短期研修2（外国語）												
			海外語学中期研修2（外国語） 海外語学中期研修3（外国語）	海外語学中期研修5（外国語） 海外語学中期研修6（外国語）	海外語学中期研修7（外国語） 海外語学中期研修8（外国語）								
単位互換科目	単位互換1 単位互換2（4） 単位互換3（1）									・修得した単位は、自由選択修得要件単位に算入されます。 ・科目名の括弧内に示す表記が異なれば、それぞれ履修することができます（同一年度での複数履修も可能）。			
自由選択修得要件単位										28			

VII 教職，司書，司書教諭，学校司書， 学芸員課程

大学における学修

専修大学の
学士課程教育

転換・導入科目

教養科目
外国語科目

専門科目

外国人留学生の
履修について

資格課程

海外留学
プログラム

情報科学センター

卒業後の進路

各種規程・規則

1. 教職課程

本学では、中学校および高等学校の「教育職員免許状」（以下「免許状」という）を取得することを希望する学生のために、教職課程を設置しています。

現在の法律では、原則として免許状を取得していないものは教職に就くことができませんので、将来教職に就く意思のある学生は、教職課程を履修し、免許状を取得してください。

本学で免許状を取得するためには、原則として3年間以上教職課程の科目を履修し、単位を修得しなければなりません。教職課程の履修方法等は、年度初めに行われる資格課程ガイダンスに出席し、説明を受けてください。

また、修得科目・修得単位は学部・学科によって異なります。詳細については、履修初年度のガイダンスで配布する「教職・司書・司書教諭・学校司書・学芸員課程学修ガイドブック」を参照してください。

なお、教職課程を履修する場合は履修初年度に教職課程受講料を納入する必要があります。

取得できる免許状は次のとおりです。

学 部	学 科	種 類 ・ 教 科	
		中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
法学部	法律学科	社 会	地理歴史、公 民
	政治学科	社 会	地理歴史、公 民

2. 司書・司書教諭・学校司書課程

司書課程は、公共図書館、大学図書館、研究機関や企業の資料室などで、資料や情報を収集・整理し、これらを利用者に対して適切に提供する専門職（司書）の養成を目的としています。

司書教諭課程は、初等・中等教育の基礎をなす学校図書館の専門職（司書教諭）の養成を目的としています。なお、司書教諭の資格を取得するためには、司書教諭課程の履修と併せて、教職課程を履修し、教育職員免許状を取得しなければなりません。

学校司書課程は、学校および学校図書館において、図書館資料の管理や提供および授業の支援や情報活用能力の育成などの職務について、司書教諭と協働しながら従事する学校司書の養成を目的としています。

本学で司書の資格を取得するためには原則として3年間以上、司書課程の授業を履修し、15科目30単位以上を修得しなければなりません。また、司書教諭については5科目10単位以上、学校司書については13科目26単位を修得しなければなりません。

司書、司書教諭、学校司書課程の履修方法等は、年度初めに行われる資格課程ガイダンスに出席し、説明を受けてください。また、履修初年度のガイダンスで配布する「教職・司書・司書教諭・学校司書・学芸員課程学修ガイドブック」も併せて参照してください。

なお、司書課程、司書教諭課程、学校司書課程を履修する場合は履修初年度に各課程の受講料を納入する必要があります。

3. 学芸員課程

学芸員課程は、博物館、美術館、歴史資料館、考古資料館、民俗資料館、民芸館、文学館、文書館、動・植物園、水族館、科学館等に勤務し、その事業の目的を達成するために、資料の収集、保管、展示および調査研究、その他これに関連する事業についての専門的事項を司る専門職員を養成することを目的としています。

本学で学芸員の資格を取得するためには、原則として2年間以上、学芸員課程の科目を履修し、13科目27単位以上を修得しなければなりません。

学芸員課程の履修方法等は、年度初めに行われる資格課程ガイダンスに出席し、説明を受けてください。また、履修初年度のガイダンスで配布する「教職・司書・司書教諭・学校司書・学芸員課程学修ガイドブック」も併せて参照してください。

なお、学芸員課程を履修する場合は履修初年度に、学芸員課程受講料を納入する必要があります。

4. 大学院教職課程

大学において教育職員免許法に定める所定単位を修得し、中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状の授与を受けた者が、大学院修士課程で本学所定の単位を修得し修了した場合、中学校教諭専修免許状・高等学校教諭専修免許状を取得することができます。詳細は教務課資格課程係まで確認してください。

5. 科目等履修生

在学中の単位不足等により本学卒業後、教職・司書・司書教諭・学校司書・学芸員課程の履修を希望する者は、科目等履修生として必要単位を修得できる制度があります。ただし、科目等履修生となるためには、前年度の2月中旬～下旬に出願し、面接選考のうえ、合格した場合に限り許可されます。

なお、詳細については、教務課資格課程係へお問い合わせください。

VIII 海外留学プログラム

大学における学修

専修大学の
学士課程教育

転換・導入科目

教養科目
外国語科目

専門科目

外国人留学生の
履修について

資格課程

海外留学
プログラム

情報科学センター

卒業後の進路

各種規程・規則

本学では、1985年にネブラスカ大学リンカーン校（米国）およびサスケハナ大学（米国）と国際交流協定を締結以来、18ヶ国・地域26大学・機関（令和6年11月現在）と協定を結び、教員および学生の相互交流を積極的に進めています。学部学生の参加できる留学プログラムは以下のとおりです（令和6年11月現在）。留学プログラムや留学先により応募条件が異なりますので、詳細については国際交流センター窓口・グローバルカウンターにお問い合わせください。

1. 長期交換留学プログラム

国際交流協定を結んでいる海外の大学に最長1年間留学し、正規授業科目を履修するプログラムです。このプログラムの参加学生は専門科目のさらなる理解と語学力の向上のみならず、約1年間の留学で旺盛なチャレンジ精神とグローバルな視野を身に付け、人間的に大きな成長を遂げています。また、交換留学のため、留学先大学に支払うべき正規の授業の学費の一部または全部が免除されます。留学先大学で修得した単位は、審査の上60単位を限度に本学の単位に振り替えることができます。なお、認定される科目や単位数については、留学先大学で修得した科目の内容や成績評価に基づき審査されます。

2. セメスター交換留学プログラム

国際交流協定を結んでいる海外の大学に約4～5ヶ月間留学し、留学先大学での1学期相当期間、正規授業科目を履修します。専門科目を学べるだけでなく、留学期間が1学期間に限定されるため、経済的な負担を抑えられます。また、交換留学のため、留学先大学に支払うべき正規の授業の学費の一部または全部が免除されます。留学先大学で修得した単位は、審査の上60単位を限度に本学の単位に振り替えることができます。なお、認定される科目や単位数については、留学先大学で修得した科目の内容や成績評価に基づき審査されます。

3. 中期留学プログラム

協定校・研修校に約4～5ヶ月間留学し、留学生対象の集中語学研修に参加するプログラムです。インターナショナルクラスで、実践的なコミュニケーション能力の習得に加え、アカデミック・スキル（プレゼンテーション、ノート・テイキング、リサーチ、論文の書き方等）や異文化理解について学びます。社会知性開発コース（ワイカト大学・ニュージーランド）では、集中語学研修後に海外インターンシップを実施しています。

4. 春期留学プログラム

春期休暇中に、協定校・研修校で語学研修に参加するプログラムです。このプログラムでは、語学研修のみならず様々なアクティビティや文化施設訪問を通して文化や歴史について理解を深めることができます。英語コースをはじめ、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語およびコリア語など英語以外の外国語コースもあり、短期間で語学力を向上させるのに最適です。

5. 夏期留学プログラム

夏期休暇中に、協定校・研修校で語学や文化を学ぶ初・中級者向けプログラムとして位置づけられ、「社会知性開発コース」としてイギリスとオーストラリアにて開設しています。イギリスでは現地学生と一緒にプロジェクトワークに取り組み、交流を通して異文化への理解を深めます。また、オーストラリアでは、2週間の海外インターンシップが体験できます。

6. 寮内留学プログラム（日本国内）

協定校等からの交換留学生や短期留学生の滞在する「専修大学国際交流会館」にレジデント・パートナー（RP）として入寮し、5ヶ月または6ヶ月間に渡る留学生との協働生活を通じて異文化理解や国際コミュニケーション力を養い、グローバル人材の育成を目指します。参加者は世界各国からの留学生の多様な価値観、発想、習慣等に触れる機会を日常的に持つことができ、「多文化共生」について理解を深めます。

さらに、後期限定で実施される SiU インターナショナルプログラムでは、日本文化・ビジネスの授業を留学生と共に英語で受講し、グループでリサーチを行います。本プログラムをとおして、多くの学生が海外留学プログラムにチャレンジしています。

Ⅸ 情報科学センター

大学における学修

専修大学の
学士課程教育

転換・導入科目

教養科目
外国語科目

専門科目

外国人留学生の
履修について

資格課程

海外留学
プログラム

情報科学センター

卒業後の進路

各種規程・規則

1. 情報科学センターについて

情報科学センターでは、全学の教員・学生の研究・教育において情報通信技術（ICT）を積極的に活用できるよう、様々な施設やサービスの整備、各種システムの運用・管理、講座の実施、サポート体制の強化等を行っています。

主な施設として、端末室が生田キャンパス9号館（4階、6階）、神田キャンパス1号館（3階）、7号館（5階）にあり、両キャンパスにわたって利用できます。端末室は、BYOD（Bring Your Own Device：個人が所有するノートパソコンをキャンパスでの授業等で利用すること）に特化しており、端末の充電やサブモニタの利用が可能のほか、高速プリンター等の機器を自由に利用できます。

在学中に利用できる主なサービスには、Gmailを中心としたGoogle Workspaceや最新のMicrosoft Office（Word・Excel・PowerPointなど）が利用できるMicrosoft 365、学習支援システム（LMS）と大学からの色々な情報を受け取るポータルシステムの機能を兼ね備えたin Campus、教室・ゼミ室を中心に学内各所に整備された無線LANなどがあります。

各端末室の設備や利用方法、サービスの詳細については、情報科学センターホームページを参照してください。

2. 情報科学センター窓口について

情報科学センター窓口は、生田キャンパス9号館4階および神田キャンパス1号館2階に設置されています。窓口では、操作方法が分からない等の質問やプリンターが動かない等のトラブル対応、各種受付等を行っています。

受付時間や詳細については、センターのホームページを参照してください。

3. 各システムの利用について

情報科学センターの施設や各種サービスを利用するには、ユーザーIDおよびパスワードが必要になります。ユーザーIDとパスワードは入学と同時に付与されます。どちらも非常に重要なものになりますので、各自で責任を持って管理してください。

4. VDI（仮想デスクトップ）環境について

情報科学センターでは、クラウド上にある仮想のパソコンを利用できるサービスを提供しています。仮想のパソコンに接続することで、大学キャンパスの内外を問わず、どこからでも、大学のPC環境や専門的なソフトウェアを利用することができます。

5. 講座

情報科学センターでは、1人でも多くの学生にコンピューターの知識およびその利用技術を習得してもらうため、Word や Excel の実践的な使い方、PowerPoint によるプレゼンテーションの技能の習得、情報処理技術者試験対策講座や、MOS 資格試験対策等の各種講座を実施しています。

講座の内容および開催日時等は、センターのホームページ等でお知らせします。

X 卒業後の進路

1. キャリア形成・就職について

キャリア形成と就職に関する、新入生へのメッセージ

就職指導委員会・キャリアセンター事務部

ご入学おめでとうございます。大学生になったばかりの皆さんは、現在、夢と希望に胸を膨らませていることでしょう。あるいは、どのような大学生活が始まるのか、不安を抱えているかもしれません。しかし、現在のこの入り混じった気持ちを大事にしてください。それは、社会に羽ばたくその日に向け、これからの大学生活をより充実させる力になります。

今後、Society5.0（超スマート社会）の到来により、「人間のできること」「人間が行うべきこと」が急速に変化します。それにより、既存の価値観や雇用システム、賃金体系なども大きく変化することでしょう。AIの進展とともに、人には既存の常識（知識）を打ち破り、新たなモノや価値を創造できる力が必要となります。

この世相の中で企業は、コンピテンシー（行動特性）やリテラシー（読み書き、応用・活用・理解・発信力）をその採用面接で測ろうとします。しかし、これらの能力は学ぶものではなく、学ぶ中で身に付くものです。つまり、受動的に座学を修めるだけではなく、能動的に学ぶ皆さんが社会から評価されるということです。ご自身の生活基盤の確保のため、長い人生をより有意義なものとするために、既存の知識や常識を尊重しつつも疑い、新たなモノや価値を創造できる、社会の屋台骨を支える人物になる必要があります。

幸いにも皆さんは、社会に出るまでに4年間の時間的な猶予を得ています。これからの大学生活の中では大いに学び、挑戦し、失敗を繰り返し、この「コンピテンシー」「リテラシー」能力を身に付け成長してください。正課科目（授業）においては受け身ではなく自身から学び、課外活動（部活動、サークル、アルバイトなど）においては、それまでの自身の取り組み姿勢を一步超え、挑戦と失敗を体験していただきたいと思います。

多くの社会人が学生時代を振り返り、「大学でもっと学ぶべきであった」と痛感します。ぜひとも、皆さんは「学ぶこと」がいかに大切かを4年間の学びの中で実感し、社会に新たなモノやサービス、新たな価値観を創造できる人材となっていきたいと思います。

やがて皆さんが臨む就職（求職）活動は、そこまでに成長した自身を試す、いわば大学生活の最終段階です。就職活動とは、職に就く、ないしは会社や役所などに勤める契機です。

「人生100年時代」と言われています。そのうえでも、就職（求職）活動は、皆さんの人生をより意味のあるものにするための、重要な生活基盤確保の機会であり、また大事な節目の活動、といえます。

本学の就職支援は、長年にわたり就職指導委員会（教員）とキャリアセンター事務部（職員）が一丸となり行っています。大学生活の中で能力を向上させた皆さんが、本学の就職支援体制を活用することで、夢がきつと叶います。

そのためにも、皆さんは日々学び、地力を蓄え、本学のキャリア形成支援プログラムを活用し、就職活動に臨んでください。皆さんの主体的・能動的な学生生活と、我々の支援により、皆さんの就職活動が成功すると確信しています。

2. 大学院進学

大学院の目的

本学大学院は、学則第1条に述べられているように、「社会現象に対する自由でとらわれない研究を基礎とし、旧い権威や強力に対してあくまで批判的であることを精神とし」、これまで研究者養成に大きな力を注いできました。本大学院を修了した多くの研究者が現在、専修大学の各学部で、また他の大学・研究機関で教授・准教授・講師として教育・研究活動に従事しています。優秀な研究者・教育者を学界に送り出してきたことは、本学大学院が誇りとするところであり、これからもこの伝統を大事に守って行きたいと思います。

本大学院では、最近大学院に対して寄せられる社会からの多様な要請に応える努力をしています（社会人入試方式の導入、外国人留学生の受入れ等）。平成16年4月、法科大学院が開設されましたが、本学法学研究科は、従来のように学部卒業後も法学（政治学関連科目も含め）の継続学修を経て、研究職を希望する者や、専門職業人（税理士等）、国家・地方公務員、上級の教職資格（専修免許状）を希望する者などを対象として、学修の幅を広げた「法学専攻」を設置しています。

大学院の課程

大学院法学研究科には、修士課程と博士後期課程があります。両課程は、博士課程の前期（特に「修士課程」という。）・後期の関係にあります。それぞれの課程が完結したカリキュラムを編成しています。

標準的な学修としては、大学（学部）4年を卒業した者が修士課程に入学し、2年以上在学して必要な単位を修得し、修士論文の審査に合格のうえ課程を修了して、修士の学位を授与されます。修士課程修了後、さらに継続して研究者を志す者は、博士後期課程に入学し、標準的には3年以上在学して必要な単位を修得し、博士論文の審査に合格のうえ課程を修了して、博士の学位を授与されます。

法学研究科では、大学院進学を希望する学部生に様々な制度を用意しています。

「法学研究科特修制度」は、法学部卒業（学士の学位取得）後、1年間で修士課程を修了することのできる制度です。法学部3年次在学中に出願し、4年次生から大学院法学研究科の授業科目を履修し、修士課程入学後は、修士課程修了要件と修士論文の完成に努めます。

「学内選考入学試験制度」は、法学部3年次早期卒業制度利用者と、学部4年次生で一定の基準を満たした者が書類審査と口述試験で受験できる制度です。

また、法学部の4年次生で大学院へ進学を希望している者には、学部の単位のほかに10単位まで大学院の授業を履修できる制度があります。その他、学部卒業後に社会に出て就職をした後に、勤務を継続しながら、あるいは退職後に修士課程に入学して、専門分野を学修し、キャリアアップやキャリアチェンジをめざす者のために、社会人入学試験制度を用意しています。

大学院入試

本学の大学院は、法学研究科・経済学研究科・文学研究科・経営学研究科・商学研究科の5研究科、および専門職大学院（法科大学院）で構成されています。学部4年の修了者（見込み者を含む）であれば、学部の別や昼間部・夜間部の別にかかわらずどの研究科でも受験ができます。各研究科では、本学学部卒業見込み者に対する学内選考入試や、コースによる多様な入試方式、外国人留学生や社会人に対する特別入試などが設けられています。詳しくは、大学院事務課、専門職大学院については法科大学院事務課へ問い合わせるか、または大学院入試要項等で確認してください。

大学院の受験を希望する皆さんへ

法学研究科の受験を考える場合、学部と大学院のカリキュラムの関係上、学部ではまず基礎的・中心的な専門科目を学修しておく必要があります。また、ゼミナールには積極的に参加して、学修方法や討論の基本を身につけておくことが望ましいと思います。大学院入試については、ゼミナールの指導教員や大学院授業科目担当教員に相談し、いろいろなアドバイスを受けるのがよいでしょう。

3. 法科大学院進学

法科大学院の目的

本法科大学院は、「市民生活に根ざした『社会生活上の医師』ともいうべき法曹を養成する」ことを教育理念としています。その背後には、本法科大学院が養成すべき法曹又は法律家についての明確なイメージが存在します。つまり、「法律家とは『議論による問題解決者』である」という命題が法律家の「本質」を示すものと規定し、優れた「議論」能力及び優れた「問題解決」能力（その前提たる「問題発見」能力）を持つ法律家（「優れた」法律家）を養成するのが目的であると考えています。そのためにも基本的な法律科目を徹底して教育することが必要であると考えています。

法科大学院の課程

法科大学院（法務研究科法務専攻）は、法務博士（専門職）の学位を授与する専門職学位課程（専門職大学院）の1つです。法曹（弁護士、裁判官、検察官）を志望する者は、原則として法科大学院を修了し、司法試験に合格の上、司法修習を終了しなければなりません。法科大学院では、法学理論と法曹実務の架け橋となる教育を行います。

制度上、修業年限が2年制の法学既修者と3年制の法学未修者があります。

法学既修者とは法科大学院の1年次配当科目を学修した者と同等の学力があると認められる者であり、法学未修者とは法律学の基礎的な学識を有しない者をいいます。法学部を卒業した者も法学未修者に出願することが可能です。

法科大学院入学者選抜

本法科大学院の選抜方法は、法学未修者であれば、出願書類による書類審査、筆記試験（小論文）、面接（スカラシップ入試のみ）により総合的に判断して可否を決定します。

また、法学既修者については、出願書類による書類審査、筆記試験（法律科目）、面接（スカラシップ入試のみ）により総合的に判断して可否を決定します。

法曹コース在籍者や早期卒業者を対象とした入試も実施しており、選抜方法は受験する年度、受験方式によって異なりますので、詳細は受験する年度の法科大学院学生募集要項で確認してください。

法科大学院の受験を希望する皆さんへ

本法科大学院受験希望者の多くは、法学部卒業生が志望する法学既修者（2年制）試験を考えていると思われますので、別に掲載されている「V 専門科目」等を読んで、履修モデルの選択には十分注意してください。

法科大学院入学者選抜に関しては、法科大学院授業科目担当教員や法科大学院事務課に問い合わせた

り，法科大学院のホームページや法科大学院学生募集要項で確認してください。

XI 各種規程・規則

大学における学修

専修大学の
学士課程教育

転換・導入科目

教養科目
外国語科目

専門科目

外国人留学生の
履修について

資格課程

海外留学
プログラム

情報科学センター

卒業後の進路

各種規程・規則

1. 専修大学履修規程

平成30年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、専修大学学則第4条第4項の規定に基づき、専修大学（以下「本学」という。）における授業科目並びにその単位数及び履修方法並びに修得すべき単位に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の種類)

第2条 授業科目の種類は、次のとおりとする。

- (1) 必修科目 当該学部・学科の教育目的を達成するため、卒業要件として修得を必要とする授業科目をいう。
- (2) 選択科目 学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を卒業要件に算入する授業科目（選択必修科目及び必修履修科目を含む。）をいう。
- (3) 自由科目 履修することはできるが、修得単位を卒業要件に算入しない授業科目をいう。

(履修方法)

第3条 各学部・学科並びに教職課程、司書課程、司書教諭課程、学校司書課程及び学芸員課程（以下「資格課程」という。）において履修する授業科目は、入学した年次に適用される学修ガイドブック及びこの規程に従い、学生本人が決定するものとする。

(単位数及び授業科目)

第4条 各学部・学科の卒業要件単位数及び授業科目並びに資格課程の取得等要件単位数及び授業科目は、別表第1から別表第3まで及び前条の学修ガイドブックに定めるところによる。

(履修登録)

第5条 授業科目の履修登録は、前期及び通年の授業科目（後期の授業科目のうち、前期に履修登録することが必要な授業科目を含む。）にあつては前期履修科目登録期間、後期の授業科目にあつては後期履修科目登録期間に行うものとする。

(スポーツ・ウェルネス・プログラムの履修登録)

第6条 スポーツ・ウェルネス・プログラムの履修登録に関し必要な事項は、入学した年次に適用される「SWP学修ガイドブック」に定めるところによる。

(資格課程科目の履修登録)

第7条 教職課程科目は、教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者が、所定の期日までに、所定の受講料、実習料等を納入することにより履修することができる。

2 司書課程科目及び司書教諭課程科目は、司書又は司書教諭の資格を取得しようとする者が、所定の期日までに、所定の受講料を納入することにより履修することができる。

3 学校司書課程科目は、学校司書課程を修了しようとする者が、所定の期日までに、所定の受講料を納入することにより履修することができる。

4 学芸員課程科目は、学芸員の資格を取得しようとする者が、所定の期日までに、所定の受講料及び実習料を納入することにより履修することができる。

5 資格課程科目の履修登録に関し必要な事項は、入学した年次に適用される「教職・司書・司書教諭・学校司書・学芸員課程学修ガイドブック」に定めるところによる。

(履修上限単位数)

第8条 1年間に履修登録することができる履修上限単位数は、各学部・学科が別に定めるところによる。

2 履修上限単位数には、再履修科目の単位を含めるものとし、次に掲げる単位を含めないものとする。

- (1) 海外語学短期研修に参加したことにより認定される単位
 - (2) 資格試験により認定される単位
 - (3) 専修大学科目等履修生（付属高等学校生徒）として履修し、本学に入学した後、単位認定される授業科目の単位
 - (4) 資格課程科目として履修する授業科目の単位
- (履修登録することができない授業科目)

第9条 教養科目及び外国語科目の授業科目のうち、外国人留学生のために開講する授業科目は、外国人留学生以外の学生は、履修登録することができない。

2 前項の授業科目を履修登録した場合は、当該授業科目の履修登録を無効とする。

(再度の履修登録の禁止)

第10条 既に単位を修得した授業科目と同一名称の授業科目は、各学部・学科が指定する授業科目を除き、再び履修登録することができない。

2 再び履修登録した場合は、当該授業科目の履修登録を無効とする。

(重複した履修登録の禁止)

第11条 履修する年度において、同一の履修期間、曜日及び時限に行われる授業科目は、重複して履修登録してはならない。

2 重複して履修登録した場合は、いずれの授業科目の履修登録も無効とする。

(履修登録の修正、削除、追加及び変更)

第12条 履修登録の修正、削除、追加及び変更は、各学部・学科が指定する授業科目を除き、履修科目登録期間及び履修修正期間に限り認めるものとする。ただし、当該期間以外の期間であっても特別の理由があると認められる場合は、履修登録の修正、削除、追加及び変更を認めることができる。

2 あらかじめ履修クラスが指定されている授業科目については、原則として、履修クラスの変更を認めないものとする。

3 履修者制限が行われた授業科目で、一旦履修を許可されたものについては、原則として、その削除及び変更を認めないものとする。

(履修の中止)

第13条 履修を継続する意思のない授業科目は、各学部・学科が指定する授業科目を除き、所定の履修中止申請期間に、所定の手続を行うことにより履修を中止することができる。

2 履修の中止については、次に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 履修を中止した授業科目は、授業への出席、定期試験の受験及び単位の修得をすることができない。
- (2) 履修を中止した授業科目の単位は、当該年度の履修上限単位数に含める。
- (3) 履修を中止した授業科目の単位数分の新たな履修登録は認めない。
- (4) 履修を中止した授業科目は、GPA 及び平均点に算入しない。
- (5) 履修の中止により当該年度に履修登録した授業科目が無くなる場合は、履修中止申請を認めない。
- (6) 履修中止申請は、取り下げることができない。

(単位の修得)

第14条 履修登録を行わない授業科目については、単位を修得することができない。ただし、履修登録を行わない授業科目であっても本学が認定する単位については、この限りでない。

(事務所管)

第15条 この規程に関する事務は、教務部教務課の所管とする。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の専修大学履修規程の規定は、平成31年度以後の入学者について適用し、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の専修大学履修規程の規定は、令和2年度以後の入学者について適用し、平成31年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の専修大学履修規程の規定は、令和4年度以後の入学者について適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の専修大学履修規程の規定は、令和5年度以後の入学者について適用し、令和4年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3の規定は、令和6年度以後の入学者について適用し、令和5年度以前の入学者については、なお従前の例による。

2. 専修大学定期試験規程

昭和54年7月10日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、専修大学学則第17条第3項の規定に基づき、試験の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この規程において「試験」とは、学事暦により期間を定めて実施する定期試験をいう。

(種類)

第2条 試験の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前期試験 前期で終了する授業科目について実施する試験をいう。
- (2) 後期試験 後期で終了する授業科目及び通年で終了する授業科目について実施する試験をいう。
- (3) 前期追試験 第1号の試験を受験できなかった者に対し、当該授業科目について実施する試験をいう。
- (4) 後期追試験 第2号の試験を受験できなかった者に対し、当該授業科目について実施する試験をいう。

(時期)

第3条 試験の実施の時期は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、実施の時期を変更することがある。

- (1) 前期試験 7月～8月
- (2) 後期試験 1月～2月
- (3) 前期追試験 8月
- (4) 後期追試験 2月～3月

(試験方法)

第4条 試験は、筆記、口述又は実技によるものとする。ただし、レポートをもってこれに替えることができる。

(試験時間)

第5条 試験時間は、原則として60分とする。

(試験監督)

第6条 試験監督は、当該授業科目担当教員が行う。ただし、必要に応じて補助者を加えることがある。

2 試験監督者は、試験場において試験を厳正かつ円滑に実施する義務とこれに伴う権限を有する。

(試験委員)

第7条 試験の実施に際し、試験委員を置く。

- 2 試験委員は、試験の実施を統轄する義務と権限を有する。
- 3 試験委員は、教授会の承認を得て、学長が委嘱する。
- 4 試験委員は、試験の実施結果を学長に報告しなければならない。

(受験資格の取得)

第8条 受験資格は、次の各号の所定の手続を完了することにより取得する。

- (1) 履修科目登録の手続

- (2) 学費の納入手続
- (3) その他所定の手続

2 前項の規定にかかわらず、試験時において休学又は停学中の者は、受験資格を有しない。

(受験資格の喪失)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該授業科目の受験資格を失う。ただし、第4号に該当する者については、定期試験における不正行為者処分規程の定めるところによる。

- (1) 学生証を携帯していない者
- (2) 試験開始後20分を超えて、遅刻した者
- (3) 試験監督者の指示に従わない者
- (4) 試験において不正行為を行った者

2 前項第1号に該当する者に対して、当日のみ有効とする臨時学生証による受験を認める。

3 臨時学生証の交付を受けようとする者は、当該試験開始時刻までに、教務部教務課の窓口に出なければならぬ。

4 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出をしなかった場合であっても、その者が試験教室において、当該試験開始時刻までに試験監督者に対し、学生証不携帯の旨を申し出たときは、臨時学生証の交付を認めることができる。

5 前2項の規定による臨時学生証の交付に当たっては、所定の交付手数料を徴収するものとする。

(受験手続)

第10条 第2条第1号及び第2号による受験者は、試験前に公示する「定期試験実施要領」により、所定の手続を完了しなければならない。

2 第2条第3号及び第4号による受験者は、所定の期日までに追試験受験願及び次の各号に定める試験欠席理由を証明する書類を提出し、受験許可を得なければならない。

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| (1) 教育実習 | 教育実習参加を証明するもの |
| (2) 就職試験 | 就職試験受験を証明するもの |
| (3) 業務命令による出張又は超過勤務 | 所属長による証明書 |
| (4) 公式試合 | 公式試合参加を証明するもの |
| (5) 天災その他の災害 | 被災を証明するもの |
| (6) 二親等以内の危篤又は死亡 | 危篤又は死亡を証明するもの |
| (7) 本人の病気又は怪我 | 医師の診断書 |
| (8) 交通機関の事故 | 遅延又は事故を証明するもの |
| (9) その他当該学部長がやむを得ない理由と認めた事項 | 学部長の承認を得た本人記載の理由書 |

(成績発表)

第11条 試験の成績結果は、9月及び3月に本人に通知する。

(受験者の義務)

第12条 受験者は、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

- (1) 試験場においては、試験監督者の指示に従うこと。
- (2) 試験開始後20分以内の遅刻者は、試験監督者の入室許可を得ること。
- (3) 学生証を机上に提示すること。
- (4) 解答にさきだって、学籍番号及び氏名を記入すること。

- (5) 学籍番号及び氏名の記入は、ペン又はボールペンを使用すること。
- (6) 試験開始後30分以内は、退場しないこと。
- (7) 配付された答案用紙は、必ず提出すること。
- (8) 試験場においては、物品の貸借をしないこと。

(無効答案)

第13条 次の各号の一に該当する答案は、無効とする。

- (1) 第8条に定める受験資格を有していない者の答案
 - (2) 第9条に該当する者の答案
 - (3) 学籍番号及び氏名が記入されていない答案
 - (4) 不正行為に該当する者の答案
 - (5) 授業科目の担当者、曜日又は時限を間違えて受験した者の答案
- (不正行為)

第14条 試験における不正行為とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 代人が受験したとき。(依頼した者・受験した者)
- (2) 答案を交換したとき。
- (3) カンニングペーパーを廻したとき。
- (4) カンニングペーパーを使用したとき。
- (5) 所持品(電子機器を含む。)その他へ事前に書込みをして、それを使用したとき。
- (6) 他人の答案を写したとき。(見た者・見せた者)
- (7) 言語・動作・電子機器等で連絡したとき。(連絡した者・連絡を受けた者)
- (8) 使用が許可されていない参考書・電子機器その他の物品を使用したとき。
- (9) 他人の学生証で受験したとき。(貸した者・借りた者)
- (10) 偽名答案を提出したとき又は氏名を抹消して提出したとき。
- (11) 故意による答案無記名のとき。
- (12) 答案を提出しなかったとき。
- (13) 使用が許可された参考書等の貸借をしたとき。
- (14) その他試験監督者及び試験委員が不正行為と認めたとき。

(不正行為の確認)

第15条 試験監督者は、不正行為を発見した場合、その受験者の受験を直ちに中止させ、本人を同行して試験委員に報告するものとする。

2 試験委員は、学生部委員の立会いのもとに、不正行為の事実確認を行う。

3 試験委員は、不正行為が確認された場合、本人に始末書を提出させ、速やかに当該学部長に報告しなければならない。

(不正行為者の処分)

第16条 不正行為者の処分は、別に定める「定期試験における不正行為者処分規程」による。

(事務所管)

第17条 この規程に関する事務は、教務部教務課の所管とする。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、昭和54年7月10日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成8年7月5日から施行する。
- 2 平成7年度以前の二部入学生の試験の種類及び実施の時期は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年7月25日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の第11条の規定は、平成27年度以後の入学者について適用し、平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

3. 定期試験における不正行為者処分規程

昭和54年7月10日制定

第1条 この規程は、専修大学定期試験規程第16条の規定に基づき、定期試験（以下「試験」という。）における不正行為者の処分に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 不正行為者の処分は、学部長が行う。

第3条 不正行為者の処分は、次の基準による。

- (1) 代人受験（依頼した者・受験した者） 2ヵ月の停学処分とし、当該科目履修期間における定期試験実施科目を無効とする。
- (2) 答案交換 第1号に同じ
- (3) カンニングペーパー廻し けん責処分とし、当該科目履修期間における定期試験実施科目を無効とする。
- (4) カンニングペーパーの使用 第3号に同じ
- (5) 当該試験に関する事項の書込み 第3号に同じ
(所持品・電子機器・身体・机・壁等)
- (6) 答案を写す（見た者・見せた者） 第3号に同じ
- (7) 言語・動作・電子機器等により連絡 第3号に同じ
する行為（連絡した者・連絡を受けた者）
- (8) 使用が許可されていない参考書・電 第3号に同じ
子機器その他の物品の使用
- (9) 他人の学生証を利用した受験（貸し 第3号に同じ
た者・借りた者）
- (10) 偽名又は氏名抹消 第3号に同じ
- (11) 故意による無記名 第3号に同じ
- (12) 答案不提出 第3号に同じ
- (13) 使用が許可された参考書等の貸借 けん責処分とし、当該受験科目を無効とする。
(貸した者・借りた者)
- (14) その他試験監督者及び試験委員が不正行為と認めた場合 第1号から第13号に準じて処分する。

2 学部長は、前項の処分について速やかに学長及び教授会に報告しなければならない。

第4条 前条により処分を受けた者が、再度不正行為をした場合は、前条の規定にかかわらず教授会の議を経て2ヵ月以上1年以下の停学とし、当該不正行為が行われた学期における定期試験実施科目を無効とする。

第5条 試験終了後に不正行為が発覚した場合においても、第3条及び第4条により処分する。

第6条 処分の起算日は、処分決定日とする。

第7条 不正行為者の氏名及び処分は、速やかに掲示し、本人及び保証人に通知する。

第8条 処分事項は、学籍簿に記載するものとする。

第9条 不正行為者が本学奨学生制度による奨学生であるときは、直ちにその資格を失う。

第10条 停学処分中の者は、当該学部長の指導に従わなければならない。

第11条 この規程に関する事務は、教務部教務課の所管とする。

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、昭和54年7月10日から施行する。

2 この規程の制定に伴い「試験における不正行為者処分内規（昭和36年9月12日制定）」、「試験における不正行為者処分内規施行規則（昭和36年9月12日制定）」、「試験における不正行為者処分の特例（昭和37年9月24日制定）」及び「試験における不正行為により処分を受けた者の事後の取扱規程（昭和36年9月12日制定）」は、廃止する。

附 則

この規程は、平成13年7月25日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規定の施行前にした不正行為に対する処分については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

4. 専修大学法学部学期末卒業に関する取扱内規

平成22年4月1日制定

第1条 この内規は、専修大学学則第18条第3項に基づき、法学部学期末卒業（以下「学期末卒業」という。）に関する取扱いについて定める。

第2条 学期末卒業とは、卒業に必要な所定の単位を修得できず、修業年限を超えて在学する者が、卒業を希望する年度の前期において卒業要件を満たし、所定の学費を納め、かつ、所定の手続を行うことにより卒業することをいう。

第3条 学期末卒業を希望する者は、当該年度の6月30日までに保証人と連署のうえ、学期末卒業願書によって申請しなければならない。

第4条 学期末卒業の許可は、法学部教授会の議を経て学長が行う。なお、卒業発表日前に教授会の開催ができない場合には、法学部長及び教務委員長の確認により、卒業発表を行うことができるものとする。この場合の卒業許可については、直近の教授会において追認を得なければならない。

第5条 学期末卒業を申請した者が申請の取下げをする場合は、当該年度の7月31日までに保証人と連署のうえ、学期末卒業申請取下げ書によって申請しなければならない。

第6条 学期末卒業の時期は、9月20日とする。

第7条 この内規の改廃は、法学部教授会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 専修大学法学部二部法律学科学期末卒業に関する取扱内規（平成18年4月1日制定）は、廃止する。

5. 専修大学卒業延期の取扱いに関する内規

平成23年12月1日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、専修大学学則（以下「学則」という。）第18条第5項の規定に基づき、専修大学（以下「本学」という。）における卒業延期の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において「卒業延期」とは、学則第18条第1項に規定する卒業の要件を満たした者が、同条第4項に規定する特別の事情により本学の許可を受けて卒業を延期し、引き続きその学部で修学を継続することをいう。

2 前項の「特別の事情」とは、キャリアアップ、資格取得等を目指すことをいう。

(卒業延期の期間)

第3条 卒業延期により在学することができる期間は、1年を限度とする。

(申請及び許可)

第4条 卒業延期を希望する者は、本学所定の申請書（以下「申請書」という。）により申請をし、本学の許可を受けなければならない。

(申請をすることができる者)

第5条 前条の申請（以下「申請」という。）をすることができる者は、次の各号の条件（以下「申請の条件」という。）の全てを満たす者とする。

(1) 卒業延期の目的が第2条の特別の事情に適合するものであること。

(2) 4年次以上の者で卒業見込みのものであること。

(3) 卒業延期の年度が学則第8条に規定する在学年限内にあること。

(4) 学費の滞納がないこと。

(申請期限及び申請方法)

第6条 申請は、卒業見込み年度の1月末日までに教務部教務課（二部在學生にあつては、二部事務部二部事務課とする。以下「教務課・二部事務課」という。）に、申請書を本人が直接その窓口に提出することにより行わなければならない。

(申請に対する審査等)

第7条 教務課・二部事務課は、申請書の提出があった場合においては、遅滞なく、その申請が適格な申請かどうかの審査を行わなければならない。

2 前項の「適格な申請」とは、次の各号のいずれにも該当する申請をいう。

(1) 申請の条件を満たしていること。

(2) 申請書の記載事項に不備がないこと。

3 教務課・二部事務課は、第1項の審査に基づき、その申請が第5条第1号の条件を満たしていない場合又は申請書の記載事項に不備がある場合は、申請者に対しその説明をし、修正又は補正を求めることができる。

(受理及び不受理)

第8条 適格な申請は、受理し、不適格な申請及び第6条の期限を過ぎた申請は、受理しない。

2 教務課・二部事務課は、前条第1項の審査に基づき、当該学部長の承認を得て、前項に規定する申請

の受理又は不受理を決定し、不受理の場合は、遅滞なく、その旨を申請者に文書で通知する。

(卒業延期の許可)

第9条 卒業延期の許可は、学部長会及び各学部教授会の議を経て学長が行う。

(卒業延期の許可又は不許可の通知)

第10条 卒業延期の許可又は不許可の通知は、本人及び保証人に対し、卒業発表日以後、遅滞なく行うものとする。

(卒業延期の手続)

第11条 卒業延期の許可を受けた者は、別に指定する期限までに、次に掲げる卒業延期のための手続を完了しなければならない。

- (1) 卒業延期年度の学費を一括納入すること。
- (2) 卒業延期年度の履修登録科目の仮申請をすること。
- (3) 卒業延期に関する本人と保証人とが連署した誓約書を提出すること。

(卒業延期の辞退)

第12条 卒業延期の許可を受けた者がこれを辞退しようとするときは、別に指定する期限までに、本人と保証人とが連署した本学所定の卒業延期辞退願を教務課・二部事務課に提出しなければならない。

(辞退とみなす者)

第13条 第11条の卒業延期の手続を期限までに完了しない者は、卒業延期を辞退したものとみなす。

(卒業延期をした場合の卒業の時期)

第14条 卒業延期をした場合の卒業の時期は、次項及び第3項に規定する場合を除き、その年度の3月22日とする。ただし、学期末卒業制度がある学部において、その許可を受けた場合には、学期末に卒業することができる。

- 2 卒業延期期間中に、本人が死亡した場合は、その死亡の日を卒業の日として学位記を交付する。
- 3 卒業延期期間中に、第17条第2項ただし書の規定により卒業延期の許可を取り消された場合にあつては、前年度の卒業とする。

(履修科目の登録)

第15条 卒業延期の許可を受けた者は、20単位を限度として、履修科目の登録をしなければならない。

(卒業延期期間中の学費)

第16条 卒業延期期間中の学費は、別に定める。

(学則適用の特例)

第17条 卒業延期期間中の者（以下「卒業延期者」という。）は、学則第27条の休学及び学則第31条の退学の願い出をすることができない。

- 2 学則第67条の規定は、卒業延期者についても適用する。ただし、けん責処分の場合は、併せて卒業延期の許可の取消しをすることがある。

(内規の改廃)

第18条 この内規の改廃は、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成23年12月1日から施行する。

6. 専修大学法学部早期卒業の取扱いに関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、専修大学学則第18条第7項の規定に基づき、法学部における早期卒業（以下「早期卒業」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 早期卒業が認められる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法学部に3年以上在学していること。
- (2) 大学院特別進学制度又は法曹コース若しくは法科大学院進学プログラムを修了していること。
- (3) 所定の期日までに大学院又は法科大学院の入学手続が完了していること。

(申請手続)

第3条 早期卒業を希望する者は、所定の期日までに、早期卒業申請書を提出しなければならない。

(許可)

第4条 早期卒業の許可は、教授会の議を経て学長が行う。

(卒業時期)

第5条 早期卒業の時期は、3年次の学年末とする。

(要件未充足の取扱い)

第6条 早期卒業の申請手続を行った者がその要件を満たすことができなかった場合の取扱いは、当該者に適用されるカリキュラムに定めるところによる。

(申請の取下げ手続)

第7条 早期卒業の申請手続を行った者がその申請を取り下げる場合は、所定の期日までに、早期卒業申請取下げ届を提出しなければならない。

(事務所管)

第8条 この内規に関する事務は、教務部教務課の所管とする。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

2025 法学部学修ガイドブック

令和7年4月1日

編集・発行 専修大学法学部教務委員会

〒101-8425

東京都千代田区神田神保町3-8

TEL 03-3265-3821（ダイヤルイン）

